

海外諸国における経済活性化税制の 事例について

平成14年8月

内閣府政策統括官（経済財政 - 景気判断・政策分析担当）

目 次

はじめに	2
・労働供給促進税制	4
1．欧米諸国における in-work credit 導入の流れ	4
2．勤労所得税額控除(EITC)の概要及び目的	5
3．EITC の活用状況	11
4．EITC による経済効果	12
5．英国の勤労世帯税額控除(WFTC)	16
6．その他諸国における類似制度	20
7．まとめ	22
・設備投資促進税制	24
1．我が国及び海外諸国の設備投資税制	24
2．レーガン政権期の設備投資促進税制	25
3．まとめ	33
・研究開発促進税制	34
1．研究開発投資の重要性	34
2．我が国における研究開発促進税制の現状	35
3．米国の研究開発促進税制	37
4．英国の研究開発促進税制	40
5．OECD 諸国における研究開発促進税制	43
6．研究開発促進税制の制度設計	45
7．まとめ	47
・人的資本形成促進税制	49
1．米国における高等教育支援施策の推移	49
2．米国の人的資本形成促進税制	51
3．人的資本形成促進税制の評価	57
4．まとめ	60
・結論	61
補論．代替ミニマム課税(AMT)	63
1．代替ミニマム課税制度の概要	63
2．個人代替ミニマム課税(Individual AMT)	64
3．法人 AMT	68
4．まとめ	73
参考文献	74

はじめに

21世紀を迎え、我が国の経済社会の現状をみると、1990年代以降、国際的にみた製造業の競争力低下や、人々の将来への不安感など、様々な問題が顕在化してきている。新しいフロンティアの拡大と生産資源のダイナミックな再配分を通じた競争力の再構築を行い、経済の活性化を図ることなしには、豊かな国民生活を維持することは困難な状況にあるといえよう。

企業や人々の活力を存分に引き出す経済社会システムを考える上で、税制のあり方は重要な意味をもつ。例えば、若年労働力が長期的に減少していく中であって、女性の就業意欲を阻害するような税制であってはいけない。また、企業に対する税制は国際的視野に立って設計することが重要である。さらに、設備投資の意欲を阻害せず、研究開発の努力を支える税制であることが望ましい。こうしたことから、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」においても、経済の活力の回復を税制改革において最重視することが決定された。

本レポートでは、経済活性化に資する税制として、労働供給促進税制、設備投資促進税制、研究開発促進税制、人的資本形成促進税制の4つを取り上げ、海外諸国で採用・実施された事例を紹介し、その経済効果や評価等について検証する¹。

（労働供給促進税制）

近年欧米で採用されている勤労を条件とした税額控除制度(in-work tax credit)は、低所得層に対する財政的支援策であるとともに、低所得層の労働供給の促進を目的としている。その背景には、これまでの税制や社会保障制度のあり方が低所得層の就労にディスインセンティブを与え、「貧困の罠」をもたらしており、その労働市場参加に対して非中立的であったとの懸念に基づいている。このため、税制と社会保障給付の両方における低所得層への支援を、互いに整合的で総合的なものとして再設計する試みとも言えよう。

本レポートでは、こうした観点から海外諸国における労働供給促進税制を検討する。

（設備投資促進税制）

経済成長の原動力である設備投資をいかに高水準に維持するかは重要な論点である。当然ながら、投資機会が豊富であり設備投資に対する期待収益率が高いことが設備投資需要を高くする最重要条件だが、資本コストの高低もまた設備投資水準に影響を及ぼす。法人税率や償却制度等の法人税制は、企業の設備投資量に影響し、マクロの経済成長を左右するばかりではない。資本設備の扱いの相違は企業・産業の資本形成に歪みをもたらす、ひいては経済構造に歪みをもたらすことも考えられる。

¹ 本レポートの作成に当たっては、多くの有識者の御協力を得たが、特にヒアリングにおいて貴重な御指導及び御助言を諸氏より賜ることができたことについて、感謝申し上げます。ヒアリングに快く応じてくださった諸氏は巻末にて紹介させていただく。

ヒアリング調査及び一部の文献調査については、(株)野村総合研究所が実施した。

本レポートでは、80年代のレーガン政権期の税制改革を例にとって設備投資促進税制について検討する。

（研究開発促進税制）

我が国では経済の成熟化が進展する中で、新たな経済フロンティアの開拓が期待されている。一方、税収の伸び悩みや厳しい財政事情を背景として、限られた財政資源を有効に配分するために、政策税制の「選択と集中」が重要な課題になりつつある。その一つの方策として考えられるのが、研究開発等さらなる経済発展につながる前向きな活動への支援である。本レポートでは、各国で拡充されている研究開発税制について検討する。

（人的資本形成促進税制）

より長期的な視点に立ち、様々な意味で豊かな社会を構築するためには、「人」を重視した政策が重要である。個人の自由な選択に基づくライフスタイルの確立や、創造性豊かな人材の育成のために、政策的に何をなし得るかは、重要な検討課題である。実際、高度な技術・知識に支えられた“knowledge-based economy”の進展は、その早急な対応を求めている。

本レポートでは、主に米国における高等教育支援施策を中心に人的資本形成促進税制について検討する。

（本レポートの構成）

本レポートの構成は、以下のとおりである。

まず、第1章で、近年欧米諸国で注目されている勤労所得税額控除(EITC)を始めとする労働供給促進税制をみる。第2章では、設備投資促進税制として、80年代のレーガン税制改革において実施された加速度償却制度(ACRS)や設備投資税額控除(ITC)等の設備投資促進税制をみる。第3章では、今般我が国の税制改革においても議論されている研究開発促進税制について検証する。第4章では、より長期的な視点に立った税制として、人的資本形成促進税制を取り上げる。なお、補論では、最近の米国における税制改革の議論においてしばしば耳目を集めている、代替ミニマム課税(AMT)について紹介する。

労働供給促進税制

近年欧米諸国においては、低所得層への財政的支援を実施するに当たり、単なる所得補助を行うのではなく、就労を促進する効果を持った支援措置の設計、導入が試みられている。これには、従来の生活保護や失業給付等をはじめとする税制及び社会保障制度では、受給者の就労を要件としないため、むしろ低所得層の就労インセンティブを阻害し、労働市場を歪めかねないという反省がある。

このような就労インセンティブに配慮した所得税及び社会保障等の施策の一つとして、所得税制に就業していることを受給要件とした税額控除制度(in-work tax credit)を導入し、低所得層の労働市場への参加を促進する仕組みを採用している国が数多くみられる。これらの制度は、本来の主旨は低所得層への支援であるものの、その副次的効果として低所得層の労働供給を促す効果を見込むことができる。また、社会保障等の歳出措置と統合されあるいは整合的に運営されることにより、効率的な低所得層支援施策が期待される。

本章では、その典型例であり、かつ早くから導入され評価も高い米国の勤労所得税額控除制度(EITC)を中心に取り上げる。また、英国の勤労世帯税額控除(WFTC)をはじめ、その他諸国で採用されている類似の税額控除制度についても、併せて説明する。

1 欧米諸国における in-work credit 導入の流れ

低所得層を支援するに当たって、EITCのように就労を促進し経済的自立を支援する施策の導入が、欧米諸国において既に実施されている。その背景には、就労の有無にかかわらず(むしろ就労していない者に対して)支援を行う税制及び社会保障制度が、労働市場における雇用に対して歪みを与え、特に低所得層の就労インセンティブを損なう方向に働いているという懸念に基づいている。具体的には、税制や社会保障制度が「失業の罠(unemployment trap)」、「貧困の罠(poverty trap)」を惹起し、ひいては税や保険料負担を増大させて「高い労働コスト」につながるのと指摘である²。就労による稼得所得と比較して、就労せずとも得られる給付額が高い場合³、就労へのディスインセンティブが働き、「失業の罠」へとつながることになる。また、就労を増やしても給付の減額により結果的に手取り所得の増加が小さい場合⁴、就業行動を歪め、「貧困の罠」が生じることとなる。

² 「失業の罠」とは、失業者(世帯)に対し支給される社会保障給付が、それらの者の稼ぎ得る賃金水準に比して十分な水準に達している場合、就業するインセンティブが阻害され、失業が解消されない状況。

「貧困の罠」とは、所得や収入の増加により、社会保障給付が減額ないし不適用となる場合や課税額が増加する場合、低所得層がさらなる就労を行うインセンティブが阻害され、貧困層に留まる状況。

「高い労働コスト」とは、雇用者を雇うことに伴い発生する雇主に対する課税や社会保険料負担等が大きなものであれば、労働コストが高まり雇用のインセンティブを低下させ、雇用の拡大が阻まれる。(OECD(1997))

³ 就労した場合の稼得所得額に対する、就労しない場合に得る給付額の比率を replacement rate といい、この比率が高い場合就労するインセンティブは低下する。

⁴ 就労に伴う 1 単位の所得の増加額に対する負担すべき課税の増加額の比率を、限界実効税率(marginal effective tax rate: METR)という。この比率が高いと、就労を増加させるインセンティブは低いことになる。

こうした事態を解消するには、就労していることを給付条件にし、さらに働けば働くほどそれが手取り所得の増加に結びつくような政策設計が求められる。こうした政策は最近 'make-work-pay' 政策として注目され、欧米諸国において施策が既に実施されている。本章で説明する米国の EITC 及び英国の WFTC 等の税額控除制度はその代表的なものである。具体的な制度は国によって異なるが、主たる特徴としては、一定の就労条件を満たした者にのみ適用し、所得が低いために算出された課税額が税額控除額を下回る場合は、その差額を還付することで低所得者への支援を行い（課税最低限以下の場合は課税額がゼロとなり、控除額をそのまま受け取れる）所得が上昇するにつれて税額控除額が徐々に減額され、手取り所得が増加し続けるように設計することで、納税者がさらなる就労を思い止まることのないよう配慮する、ものが多い。類似した目的の制度に、フランスの社会保障税軽減措置(SMIC)等もある。

すなわち、これらの政策の主たる目的は、第 1 に、所得階層の底辺に位置する人々への財政支出を増加させることであり、第 2 に、雇用と就労のインセンティブを促進して労働供給を増やすことである。こうした 'make-work-pay' 政策は労働供給にプラスの効果を持つことが諸研究で示されている^{5・6}。

2 勤労所得税額控除(EITC)の概要及び目的

(1) EITC の概要⁷

(EITC の要件)

まず、米国の勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit: EITC)についてみてみよう。

本制度は、低所得層の社会保障税負担の軽減を図るとともに、低所得層の労働供給の促進を図るため、75 年に連邦政府により導入された。就労を条件とする個人所得税制上の税額控除措置であり、米国内で抱える貧困問題への解消を背景として創設されたものである。

その後、86 年、90 年及び 93 年に大幅な拡充が実施され、低所得層に対する支援施策の中心的役割を果たしている。

税額控除を受けるための主たる要件は、

稼得所得があること、

稼得所得が 10,710 ドル未満であること（子供 1 人の場合 28,281 ドル未満、子供 2 人以上の場合 32,121 ドル未満）

女性特に single parent の METR が低いことが問題となっている。OECD(1997)。

⁵ ただし、就労インセンティブの効果は具体的制度設計に依存する部分が多い。また、収入分布が狭い場合や課税及び out-of-work 給付水準が高い場合は、労働時間へのマイナスの効果が大きくなりやすい。Pearson-Scarpetta(2000)。

⁶ Pearson-Scarpetta(2000)。

⁷ IRS(2001a)。

投資所得が 2,450 ドル以下であること、
米国民であること、または年間を通じて米国に在住していること、
社会保障番号を持っていること、
夫婦個別申告でないこと、
である。

(EITC の控除額)

控除額は、子供の数や所得額により変化する。子供の数が増えると控除額は増額されるが、適用対象となる子供は 19 歳未満(学生の場合は 24 歳未満)で、実子、孫、養子等の関係に限定され、かつ、年間の半分以上を申請者と米国内で居住していることが必要となる。

世帯構成及び所得による控除額の変化をグラフで表したのが、図表 1 - 1 である。

例えば、2人以上の子供を持つ者の場合には、稼得所得が10,020ドル(116.2万円⁸)までは、収入が1ドル上がるにつれて40セント控除額が増加する。最大控除額は4,008ドル(46.5万円)である。稼得所得が10,020ドルから13,090ドル(151.8万円)までの場合は、一律に最大控除額の4,008ドルを控除できる。稼得所得が13,090ドルを超えると控除額は逡減し、32,121ドル(372.4万円)で控除額はゼロとなる。

子供の数によるスキームの違いは、図表1 - 2のとおりである。最大控除額は、子供がいない場合は364ドル(4.2万円)、子供が1人の場合は2,428ドル(28.2万円)、子供が2人の場合は、前述のように4,008ドル(46.5万円)となっている。

ちなみに、米国の連邦所得税の課税最低限は、2001年1月時点で単身者で7,450ドル、夫婦子供一人で19,633ドル、夫婦子供二人で22,533ドルとなっており、課税最低限の水準はEITCの逡減段階に位置することとなる。また、内国歳入庁(IRS)の1999年の申告データから算出される平均賃金は、単身者の場合21,419ドル、夫婦共同申告では62,670ドルとなっている。

(EITC の特徴)

控除額は、次の 3 つの段階に分けられる。稼得所得が増加するにつれて控除額も増加する逡増(phase-in)段階、所得が増加しても控除額が(最高)控除額で一定の定額(flat)段階、所得の増加に伴い控除額が減額される逡減(phase-out)段階である。前掲図表 1 - 1 に示されるとおり、この控除額のスキームは台形の形で表される。

また、EITC は「還付方式」(refundable)であり、その適用対象者の控除額が課税額を上回る場合でも全額支給される。すなわち、ネットの超過額が還付小切手として支給される。税額控除制度には、「還付方式」ではなく、「課税相殺方式」(non-refundable)とするものもある。これは、控除額が課税額を上回った場合に、超過額を還付することはせず、控除額の上限を課税額とし、支払税額をゼロにする方式である。後者は、政府の財政負担が相対的に小さい一方、特に低所得層の税額控除によるメリットが小さいことに加え、労働時間が

⁸ 1 ドル = 115.94 円 (2002 年 7 月 19 日現在)

増加しても実質的に課税後所得に変化がないため、労働供給促進効果が弱まる。アメリカにおける各州の EITC では両方のタイプが採用されている。

EITC では、こうした制度設計により、低所得層の就労を促進する仕組が実現されている。すなわち、第 1 に、稼得所得を有することが要件であることから、控除を受け取るためには就労することが必要となる。第 2 に、逡増段階（所得が最も低い層）で稼得所得が増加するほど控除額が大きくなり、しかも還付方式であることから課税額を上回る控除額分をネットで還付されることとなる。このため、より就労することが経済的に有利になるように設計されている。

しかし、一方で、逡減段階ではより働くほど控除額が減額されるため、むしろディスインセンティブが発生するデメリットがある。

（EITC の限界実効税率への影響）

このEITCによる就労インセンティブへの影響について、EITCに係る所得の増加に伴う限界実効税率の変化をみてみよう。限界実効税率は、逡増段階では概ね 22%程度⁹とマイナスの税率となる。つまり、政府からの受取超過となり、所得が1単位増加すると手取り所得が約1.25増加することを示している。

定額段階では所得が上昇しても控除額が一定なので、限界実効税率は上昇する(18%程度)。逡減段階になると、概ね40%程度¹⁰となる。すなわち、所得増1単位に対し、手取り所得の増加は約0.6単位に止まり、この段階では実効税率の高さが就労インセンティブにマイナスの要因として働く。

（2）制度の目的及びねらい

制度の主たる目的は、すでに述べたように、所得税及び社会保障税負担を軽減し、低所得層への財政的支援を行うこと、就労インセンティブを促進し、低所得層の経済的自立を図るとともに、‘working poor’を解消すること、にある。

に関しては、対象となる所得層を限定し、さらに還付方式を採用することにより、低所得層へ支援策の恩恵が分配されるようになっている。とりわけ、所得水準や家族構成によって、最低賃金水準による勤労世帯の所得が貧困ライン(poverty line)¹¹を下回る場合には、EITC により課税後手取り所得が押し上げられ、所得補助の役割を果たしている¹²。従来は

⁹ EITC のみで約 40%、これに低所得層に対する連邦所得税率(15%)及び州税率(3%程度)を合わせて概ね 22%程度と計算される。

¹⁰ EITC の控除額の減少に伴う限界税率は概ね 21%、これに連邦所得税 15%及び州所得税(3%程度)が加わると、実効税率は概ね 40%前後となる。

¹¹ 貧困状態を定義する上での所得水準で、それ以下の水準であると貧困状態にあると判断される。基本的な食費をベースとし、消費者物価指数により毎年見直されている。

¹² 低所得層に対する所得支援として、最低賃金水準の引上げも考えられるが、EITC の方が 雇用等労働市場に与える歪みが小さいこと、家族構成に合わせた給付を設定できること、就労インセンティブを喚起できること、等のメリットがある（根岸(1999)）。

税制と社会保障制度で別々に運営されていた低所得層への支援措置が、(すべてではないものの)税制の中で統合されるという意義が重要である。

に関しては、後述するように、‘working-poor’に陥りやすい低所得層に対し、労働市場への参加を促すことが期待される。

(3) 制度導入の背景及び制度の変遷

(経済社会的背景としての米国国内の貧困問題)

米国内においては、現在においても貧困問題の解消が社会的課題として存在している。90年代に高い経済成長を享受し失業率が記録的な低位であった一方で、2000年の貧困世帯率は11.3%に上り、70年代と同程度の水準となっている(図表1-3)。

特に、低所得層において、働いても貧困状態から脱け出せない、いわゆる‘poverty despite work’と呼ばれる状況が過去20年間に大きな問題となっている。2001年時点でも1,230万人が、働いても貧困状態から脱け出せずにいる‘working-poor’世帯を構成している¹³。また、子供のいる貧困世帯440万世帯のうち年間の1/4の日数を働いている‘working-poor’世帯は実に69%を占める(2000年)。

こうした問題への対策が政府にとって重要な課題となっている現実が、米国には存在する。

(EITC導入の経緯¹⁴)

60年代から70年代にかけて、貧困対策(anti-poverty policy)の具体的設計として、EITCは負の所得税(negative income tax)とともに議論が重ねられた¹⁵。特に70年代は経済が深刻なスタグフレーションに見舞われ、低所得層における失業に伴う貧困対策、とりわけ子供のいる低所得世帯の最低生活保障が重要な政策課題であった。

こうした中で、負の所得税は、他の貧困対策と統合して運営・管理できるメリットがあることから有望視され、60年代後半から70年代初めにかけて一部地域で試行された¹⁶。69年になると、ニクソン政権は、負の所得税のスキームをFamily Assistance Plan(FAP)として提案したが、保守・革新両陣営から批判が生じた。すなわち、前者からは、財政規模が大きく受給者の就労に結びつかないとの理由で、後者からは、受給メリットが不十分との理由で、それぞれ批判された。

こうした中、70年代には社会保障税(payroll tax)が引き上げられ、低所得層の租税負担が

¹³ 2001年時点で、3人家族で14,100ドル以下の、4人家族で18,100ドル以下の所得で生活している世帯をいう。

¹⁴ 詳細については、Hotz-Scholz(2000a)、Liebman(1998)、根岸(1999)等を参照。

¹⁵ 負の所得税については、参考資料1-1を参照。

¹⁶ ニュージャージー州の4都市やノースカロライナ州、アイオワ州、インディアナ州ゲーリー、コロラド州デンバー、ワシントン州シアトルで行われた。Atkinson-Stiglitz(1980)ではニュージャージー州の試行結果を簡潔に紹介しており、それによると、負の所得税の導入による労働供給へのマイナスの影響は、もともと労働供給の少ない有配偶女性以外は小さかったと報告された。

論議を醸したことや、74年から景気後退が開始したこと、負の所得税等を巡る経済学者や政府関係者等の関心が高かったことなどもあって議論がさらに進められ、最終的に、75年にwork bonusの一時的措置としてEITCが導入された¹⁷。さらに、その後一定の効果があるとの認識から、78年に内国歳入法に恒久措置として位置付けられ、定着することとなった。

こうして、低所得層の社会保障税負担引上げに伴う税負担の軽減と就労の促進の2つのねらいを併せ持つ施策として、EITCが導入された(図表1-4)。

(86年及び93年税制改革における大幅拡充)

その後、86年にはTRA86で、インフレに伴う控除額の実質価値の低下を補うため、EITCの大幅な拡充を実施するとともに、控除額を物価上昇に合わせて引き上げる仕組み(indexation)を措置した。

91年には、OBRA90で最大控除額の引上げとともに、子供2人以上の者に対する措置をさらに追加し、その最大控除額を1,235ドルに定めた(図表1-5)。

94年には、クリントン政権のOBRA93により大幅な拡充が実施された。その背景として、反‘poverty despite work’政策を掲げ、「年間フルタイムで働く人々が貧困者であるべきではない」という最低所得保障の基本的考え方を受けて、福祉受給者の自立を強力に促す方針を示した。具体的には、96年の福祉改革(社会保障給付改革)を通じて扶助の受給期間の制限及び職業教育・訓練の義務付け¹⁸、94~96年にかけてのEITC拡充、の2つの施策を柱として推進した。最低賃金でフルタイムで働いた者がEITCを受ければ、その(社会保障税)課税後所得が貧困ラインを超えていることを目標とし、EITCの拡充を図った。EITCは特に2人以上の子供を有する者への控除を拡大する(最大控除額1,511ドル 3,556ドル)一方で、94年からは小規模ながら子供のいない者への控除も創設された。EITCの拡充によって財政負担が増大する一方で、社会福祉改革によって政府負担は軽減された。

米国におけるEITCの継続的な制度の拡充の歴史を鑑みると、EITCは幅広い超党派的支持を得た制度であるといえる。

(4) 他の生活扶助政策との関係

(TANF その他の社会保障政策)

米国においては、低所得層に対するEITC以外の所得支援措置として、食料スタンプ(Food Stamps)やTANF(Temporary Assistant for Needy Family: 貧困家族一時扶助)のほか、Medicaid(医療保障制度)、Low-income Housing(住宅支援制度)等の支援措置が講じられている。

¹⁷ 米国では最低賃金以下の水準の労働市場が現実的に存在するため、負の所得税方式を導入すると就労のディスインセンティブが大きい。このため、負の所得税方式の代案としてEITCが検討、導入された。根岸毅宏専任講師(北星学園大学)ヒアリング(2002年3月)。

¹⁸ 改革は、従来のAFDCからTANFへの切替えによって実施された。後述参照。

TANF は、96 年の PRWORA¹⁹で AFDC（児童扶養扶助制度：Aid to Family with Dependent Children）に代わって導入された。従来の AFDC は、18 歳未満の児童を扶養する家族を対象とした現金給付で、特に受給者の大半を母子家庭が占めており、94 年には受給児童の約 73%が母子家庭であった。96 年の福祉改革では、この AFDC を TANF へと改正し、TANF の受給期間を生涯 5 年間に制限し、受給開始後 2 年以内での職業教育・訓練への参加を義務付けた。2002 年時点で受給者の 50%が就業することが目標とされている²⁰。AFDC は連邦政府による措置であったが、TANF では州に裁量が与えられ、州政府に対してブロック補助金が供与される。運営は州に一任されたものの、受給者の一定割合を職業・訓練に参加させなければブロック補助金は削減される。

食料スタンプは、就労の有無にかかわらず一定の条件下で低所得層に対して支給される。子供 2 人の片親世帯では、99 年 10 月現在で月 335 ドルが支給されている（ただし、所得が 134 ドルを超えると支給額は逡減される）。

（具体的制度設計における社会保障政策との関係）

in-work credit の具体的制度設計に当たっては、他の社会保障政策との関係により期待される効果の実効性が影響を受ける。

例えば、EITC では他の控除や社会保障給付の算定に対して影響を及ぼさず、逆に影響を受けることはないが、後述するように英国 WFTC では、WFTC は他の控除・所得補助を受ける際の所得換算に算入される。また、米国では EITC の拡充の一方で、就労を要件としない(out-of-work)所得補助等の制度を縮小する方向であるが、英国では WFTC とともに out-of-work の支援措置も拡充させている。こうしたことが理由で、英国 WFTC は EITC と比較して労働供給促進効果が弱められていると指摘されている²¹。

これに対し、米国では、前述のように AFDC（児童扶養扶助制度）から TANF への切替え等より就労インセンティブを重視した形へ社会保障政策を改革する方向がみられる。

（5）地方独自の EITC の上乘せ

（州政府による EITC の創設）

連邦政府のみならず、各州政府が独自に同様の EITC 制度を設けている事例が少なくない。すなわち、16 の州政府が、州の実情を踏まえ、基本的に連邦政府の EITC の定める適格基準をベースに控除額の増額（上乘せ）を行うことで、独自の EITC の仕組みを構築している²²。

具体的には、税務当局及び納税者双方の便宜もあって、連邦政府による EITC 控除額の一定率（10～30%程度）を上乘せしている例が多い。各州によって、控除額の上乗せ率や、還付

¹⁹ Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996.

²⁰ Brewer(2000)。

²¹ Blundell-Hoynes(2001)。英国では、パート労働者が 16 時間以上勤務すると out-of-work 支援措置との関係で、むしろ手取り所得の増加額が逡減することが生じ得る。Brewer(2000)。

²² ワシントン特別区も含む。Johnson(2001)。

方式か課税相殺方式か、子供のいない世帯にも支給するか否か、世帯員数により控除額を調整するか否か、といった具体的設計内容を異にする（図表1 - 6）。

16州のうち11州が、連邦政府のEITCに倣って還付方式のEITCを採用している²³。還付方式の州でも、EITCに伴う所要財政措置額は、適用対象を限定していることもあり、州税収の1%未満(1,100万ドル(バーモント州)～3.61億ドル(ニューヨーク州))に止まっている。

（州政府によるEITC導入の理由）

州政府が独自にEITCを導入している理由として、次のような点が指摘される。

第1に、連邦政府のEITCだけでは控除水準が不十分であり、仮に最低賃金以上の賃金でフルタイムで年間を通じて働き、連邦政府のEITCを受けた場合でも、貧困ライン以上の生活水準を享受できない場合がある²⁴。これに対し、連邦政府のEITCの控除額に州政府の控除額を上乗せすることで貧困ラインからの脱却を促し、州独自の福祉政策を実施することが可能となる。

第2に、連邦政府によるEITCの制度設計では全国一律のパラメータが定められており、州による貧困層の世帯属性や貧困状況の相違が考慮されない。また、地方税制度も州毎に異なり、例えば、地方所得税の課税最低限が、州の中には貧困ライン(poverty line)の所得（連邦政府が物価動向を踏まえて毎年見直し）を下回るものがあり、低所得層の大きな負担となっている²⁵。

さらに、各州の地方税は多くを逆進性のある売上税や消費税に依存しており、例えば90年代初めにみられたように、増税による緊縮財政を実施すると、低所得層への負担が増大しやすい。

こうした各州の事情の多様性に対して、州独自のEITCを導入することで低所得層の租税負担の緩和を図ることが求められた。

3 EITCの活用状況

EITCの規模は、75年導入時に適用者数が621万人であったが、特に88年以降急速に拡大し(88年1,114万人)、2001年で適用者数が1,910万人で、所得税納税申告者の15%に上る。また、控除総額は313億ドルに達する。このうち、還付方式に基づいて2001年に還付を受けた者は1,540万人、控除額は262億ドル(控除総額の84%)に及び²⁶（図表1 - 7）。

²³ 2001年時点で、還付方式は11州(コロラド、コロンビア特別区、カンサス、メリーランド、マサチューセッツ、ミネソタ、ニュージャージー、ニューヨーク、オクラハマ、ウインズコンシン、バーモント)で、課税相殺方式は5州(イリノイ、アイオワ、メイン、オレゴン、ロードアイランド)で採用されている。

²⁴ Johnson(2001)。

²⁵ 各州の課税最低限の水準については、参考資料1 - 2を参照。

²⁶ IRS(2001b)。

4 EITC による経済効果

EITC の導入及び拡充の効果を 3 つの側面からみてみよう。第 1 は、労働供給への影響であり、制度の目的にもあるように、プラスの効果が期待される。第 2 は、所得の再分配効果であり、低所得層の所得水準を押し上げ、貧困状態から救済することが期待される。第 3 は、制度運営に伴い発生する影響についてである。

以下、順を追って検討する。

(1) 労働供給促進効果

EITC の労働供給に与える効果を検討するに当たっては、受給者の家族構成等の属性に考慮する必要がある。特に、女性労働者については、既婚女性、シングル・マザーといったカテゴリー毎にみる必要があろう。また、労働供給も、労働力化率(労働市場参加)及び労働時間の両方についてみる。

(A) 理論的整理

EITC が就業者の就労行動に与える影響については、理論的には、労働供給を促進する効果をもたらす一方で、既に働いている者に対しては労働時間を短縮させるマイナス効果が生じ得ることが指摘されている。

こうした点について、図表 1 - 8 の簡単な理論モデル(労働-余暇モデル)で整理しておこう²⁷。

図中では、縦軸に可処分所得、横軸に時間が取られており、点 A から左に行くほど労働時間が増加するように描かれている。労働時間が増加するほど稼得収入が増え、この関係が線分 ABCD で描かれている。EITC 適用後の可処分所得は、線分 APQRD に変化する。

個人は可処分所得と余暇時間を選択するものと考え、その選択は無差別曲線 U とし表現される。

まず、EITC 導入前に労働時間が僅かである、または就労を選択していない場合を考えてみよう。図中では就労していないケース(点 A)を描いている。EITC 導入後予算制約は APQRD となることから、この個人は就労を選択(点 A)し、その効用は U' となる。すなわち、EITC の逡増段階では、この場合就労促進効果がみられる。

では、EITC の逡減段階では、どのようになるか。例えば現在点 C のところで就労している個人が新しい予算制約線 APQRD に直面した時、新しい効用曲線 U₃' がそれにどこで接するかで、その個人の就労行動が決定される。もし、線分 QR あるいは RD の区間で接点が見当たらない場合、図中点 C' のようにコーナー解となり、労働時間が結果的に短縮される

²⁷ Eissa-Liebman(1996), Hotz-Scholz(2000a)等。

こととなる。ここで、EITCにより上乘せされた予算制約の台形部分が具体的にどのような大きさや形に設計されるかが、重要な要因となる。

このモデルで示されるように、EITCが労働供給を促進するか否かは、個人の所得・余暇の選好とEITCの具体的設計に依存する。

ただし、このモデルではあくまで自由に労働時間等を選択できる個人を想定しており、現実的には特に世帯主のフルタイム労働者には適用しがたい。また、実際問題として、各個人がEITCのスキームを熟知して就労しているとは限らないことも、留意すべきである。

(B) 実証分析

労働供給に関する影響について先行研究の分析結果をまとめると、女性特にシングル・マザーについてその促進効果が大きく、その労働市場参加のトレンドの大きな部分がEITCの拡充によるとの結論を得ている。また、労働時間への影響については、既に働いている女性労働者特に既婚女性が就業調整を行い労働時間を短縮するマイナスの効果が示されている。

全体の労働供給及び労働時間への影響をみると、例えばScholz(1996)は、93年のEITCの拡充措置がすでに就労している人の労働時間には負の効果を与えたものの、労働市場への参入の増加により、それを十分補い得る押し上げ効果があったとしている。

(家族属性別の労働供給への影響)

シングル・マザーの就労への影響について、Eissa-Liebman(1996)は、86年改正を挟む84-86年から88-90年の間で(73%から)2.8%の労働供給押し上げ効果があったものとしている。しかし、既に働いているシングル・マザーの労働時間引下げ効果はみられないと結論した。また、Liebman(1998)は、84~96年のシングル・マザーの大幅な就労率の増加の59%は、EITCによる効果であるとしている。Meyer-Rosenbaum(1999)は、単身女性や有子既婚女性、黒人等と比較して、より就労押し上げ効果があったとしており、84~96年のシングル・マザーの高い労働市場参加には税制や福祉政策、雇用政策の中でEITCの寄与が一番大きかった(約6割)としている。労働時間に対しても同様の効果を導いている。Dickert-Hauser-Scholz(1995)も、93年のEITC拡大がシングル・マザーの労働参加率を3.3%上昇させたと報告している。

一方、既婚者の就労への影響について、Eissa-Hoyne(1998)では、84-96年における一連のEITCの拡充は、子供のいる既婚男性の労働供給を僅かながら増加(0.2%)させる一方、既婚女性のそれを1%以上引き下げたとしている。結果的に、既婚夫婦の労働供給を引き下げる(1.2%)効果があったと結論している。労働時間については、既に就労をしていて所得が逡減局面にある子供のいる既婚女性では、約20%労働時間が短縮されたと報告している。Dickert-Hauser-Scholz(1995)でも、世帯主の配偶者(second earner)の就労に対してEITC拡充がネガティブな影響を持つことが指摘されている(図表1-9)。

(2) 所得再分配効果

(低所得者層の所得支援)

EITC 申請者の所得分布をみると、97年には逓増段階(最も所得の低い層)には約23.3%、定額段階には18.2%、逓減段階には58.3%分布している。これに対し、EITC 受給額はそれぞれ全体の22.3%、26.4%、51.3%となっている²⁸。

Liebman(1998)によれば、70年代以降米国においては所得格差が拡大する傾向にあり、所得5分位の最低所得層が得た所得のシェアが、76年から96年の間に全体の4.21%から3.64%へと低下したものの、EITCによる再分配により3.77%にまでシェアが回復したと推計される。したがって、EITCは、所得再分配機能としても重要な役割を担っているといえる。

いくつかの実証研究結果によれば、EITCは、低所得層の生活水準の改善に役立っている。また、Dickert-Hauser-Scholz(1995)は、93年のEITCの拡充により約50万世帯が生活保護受給状態から就労状態へと移行したと推定した。また、Greenstein-Shapiro(1998)では、96年にはEITCに伴う所得増加により460万人が貧困状態から脱却することができたとしている。Johnson(2001)も、99年には470万人が貧困状態から脱け出ることができたとする。

政府においても、連邦統計局では、EITCの導入により97年に概ね428万人程度を貧困ライン以上に引き上げたの見積もっている²⁹。また、CEAは、EITCにより98年に430万人が貧困から引き上げられたとしている³⁰。

(3) 税務運営上の効果

EITCの制度運営上のメリット及びデメリットを考えると、以下のような点が挙げられる。すなわち、低所得層への財政的支援を税制と社会保障制度とで別個に行わず、税制として統合して実施することから、高い受給率と運営コストの軽減が実現できる一方、ノンコンプライアンス(納税協力義務違反)による過大請求が問題となっている。また、制度の拡張とともにその財政負担を懸念する意見もある。

(高い受給率)

他の福祉政策と比較して、資産調査がないことなどから stigma が小さく、有資格者の受給率(take-up rate)が高い。他の福祉政策の受給率が5~7割に止まるのに対し、EITCのそ

²⁸ Hotz-Scholz(2000a)。

²⁹ 根岸(2000)。

³⁰ CEA(2000)。

れは 8 割以上に達する³¹ (図表 1 - 10)。

(制度の運営コストの軽減)

EITCは、他の社会保障プログラムと比して運営コストが小さくて済む。

EITC受給者は、仮にEITCが存在しない場合でも納税申告をせねばならないため、EITCの導入に伴う追加的負担の増加は小さい。税務全般を所掌とするIRS全体の年間予算が約80億ドルであるのに対し、例えば95年の食料スタンプの運営コストは37億ドル、AFDC (児童扶養扶助制度) では35億ドル要している³²。Ventry(2000)によれば、EITCの運営コストがGAOの推計では支給額の1%であったが、95年のAFDCは総請求額の16%、食料スタンプは15.4%であった³³。社会保障制度と組み合わせた形で運営すれば、その運営コストの節減効果は大きなものとなることが予想される。

(所要の財政規模)

EITC に伴う財政措置の規模は、対象者数、控除水準及び受給率に依存する。

前掲図表 1 - 7 にあるように、EITC は特に 80 年代後半以来拡大を続け、控除総額も、受給者数の増加や控除水準の引上げ等により、2001 年で 313 億ドルに達している。連邦予算規模でみても、90 年代に入って食料スタンプ、TANF よりも大きくなっている (図表 1 - 11)。これに対し、EITC による財政負担の拡大を懸念する意見も聞かれる。

しかし、人口 1 人当たり平均の実質ベースでみると、経済成長率に比べ EITC の規模は、最近はむしろ伸びが抑えられているとの指摘がある³⁴ (図表 1 - 12)。また、実際のデータの推移をみても、ここ数年間は受給者数及び控除総額ともに横ばいで推移している。

(ノンコンプライアンスによる過大請求)

EITCは納税申告書に基づく給付であるが故に、誤解、不注意、意図的過誤による過大請求が少なくない。IRSにおいても、このノンコンプライアンスによる過大支出の問題は、重大視されている³⁵。

遞増段階では所得の過小申告、遞減段階では過大申告が多くなるとの指摘がなされている。特に、自営業者を中心に過大請求されることが多い³⁶。また、控除額の増額のために申請された子供が制度要件を充していない場合や、夫婦共同申告を充たしていない場合等の

³¹ IRS(2002)によると、いくつかの調査報告では、EITC の受給者は有資格者の 75 ~ 86% に上ると報告している。GAO(2001b)の推計では、99 年の適格者 1,720 万人のうち受給者は 1,290 万人、受給率は約 75% としている。それを家族構成別にみると、子供なしの者では約 45%、子供 1 人の者では約 96%、子供 2 人では約 93%、子供が 3 人以上だと約 63%と推計される。

³² Hotz-Scholz(2000b)。

³³ 食料スタンプの給付額は 2001 年で 155.4 億ドルで、これに要した連邦政府の費用は 22.5 億ドル、給付総額の 14%に相当した。

³⁴ Greenstein-Shapiro (1998)。

³⁵ GAO(2001a)。

³⁶ E.Saez 助教授(ハーバード大学)インタビュー(2002 年 4 月)。

申告事例が多くみられる。

GAO(2001a)によると、IRSは2度過大請求に関する報告を行っているが、その額として、95年1～4月の申告について約44億ドル（EITC請求総額172億ドルのうちの約26%）が、98年1～5月の申告について約93億ドル(同約31%)が報告されている。また、IRSによれば、99年分のEITC申請額313億ドルのうち、85～99億ドルが不適格なものであり、その比率は27～31.7%となった³⁷。このようにEITCによる過大請求は、多額に上っている。過誤や不正申告による個人所得税及び法人所得税の逸失税収総額年間1,000億ドルのうち、EITCによるものはわずか5%に充たない、とする見方もあるが³⁸、過大請求が大きな問題になっていることは確かである。

5 英国の勤労世帯税額控除（WFTC）

（1）WFTC 制度の概要

（WFTC 制度の概要³⁹）

英国の勤労世帯税額控除(Working Families' Tax Credit: WFTC)は、FC(Family Credit)を拡充する形で99年10月から導入された。低中所得世帯を対象とし、就労が所得の増加につながる‘make-work-pay’であるように設計されるとともに、子供のいる世帯に対して、育児を支援し親の就業を促進することを目的としている。

その要件は、

- 週16時間以上就労していること、
- 1人以上の養育すべき児童(16歳以下もしくは19歳以下の学生)を有すること、
- 資産が8,000ポンド以下であること、
- 英国に居住していること、

である。

控除額は、基準額が62.50ポンド(1.1万円⁴⁰)で、就労者が週30時間以上働く場合にはさらに11.65ポンド上乗せされる。また、子供のいる場合、16歳以下の子供1人につき26.45ポンド、16～18歳の子供1人につき27.20ポンド支給される。その他に、子供の養育コストの70%の金額(上限135ポンド、子供が2人以上の場合200ポンド)が児童扶養控除(childcare tax credit)として支給される。

ただし、こうした控除額は、稼得所得やその他の収入が増加するにしたがって減額される。純所得⁴¹が週94.50ポンド(1.7万円)を超えると、所得が1ポンド増える毎に控除額は

³⁷ IRS(2002a, b)。

³⁸ Greenstein-Shapiro (1998)。

³⁹ Inland Revenue(2001)。

⁴⁰ 1ポンド = 183.12円(2002年7月19日現在)。

⁴¹ EITCでは総所得(gross income)をベースにするのに対し、WFTCでは所得税及び社会保険料負担を差

55 ペンスずつ減額される。こうしたスキームを図示したのが、図表 1 - 13 である⁴²。
支給期間は通常 26 週間となっている⁴³。

(その他の社会保障政策との整合性)

子供の養育に係る税制と社会保障システムの関係は、図表1 - 14のように整理される。

すなわち、子供を持つ世帯には、定額の児童手当(child benefit)が交付される⁴⁴。さらに児童税額控除(children's tax credit)が、子供を持つすべての世帯に対して給付される⁴⁵。ただし、週当たりの収入が約630ポンドを超えると徐々に削減されていくことになる。また、週当たり労働時間が16時間以下の場合は所得補助(income support)が給付される(図中では週当たり収入が65.6ポンド以下で描かれている)。給付上限額は、年齢及び家族構成により異なる。また、この所得補助は収入が上昇するにつれて急速に削減されていくことになる。WFTCは、週当たり労働時間が16時間以上である世帯が支給対象となっている。税額控除の給付は、年齢及び家族構成により設定され、収入の上昇につれて少しずつ減額されることになる。

(WFTC 制度の特徴)

WFTC の特徴は、次のとおりである。第 1 に、週 16 時間以上の労働時間を就労条件とすることで、就労インセンティブを付与する仕組となっている。

第 2 に、WFTC を前述した米国の EITC と比較すると、まず控除額のスケジュールに、収入増に伴い控除額が増加する逦増段階が存在しない。taper(逦減)段階のみ存在する。第 1 の特徴とともに、制度設計が就労に影響を与え、後述するように、労働時間の分布に歪みを生じさせる結果となっている。

第 3 に、EITC と同様、子供のいる世帯特に single parent と無業の夫婦世帯への支援が中心に位置付けられている⁴⁶。

(2) WFTC 導入の経緯⁴⁷

扶養児童を有する低所得世帯を支援するため、71 年に FIS(Family Income Supplement) が導入された。FIS は、週 30 時間以上(single parent の場合 24 時間以上)の就労をする成人がおり、かつ子供のいる世帯に対して賦与されるミーンズテストを伴う給付であった。

し引いた所得をベースとする。

⁴² 控除額の具体的算出の事例は、参考資料 1 - 3 を参照。

⁴³ 26 週間毎に評価され、2 週間に 1 回給付されるか毎月の賃金に上乗せされる。EITC が年単位であるのに比較して、短期の労働市場や就労インセンティブに影響を及ぼし得る。Brewer(2000)。

⁴⁴ Inland Revenue によると、WFTC は公的扶助の児童給付のレベルを下げ、他の福祉政策を代替するのではなく、むしろ補完する方向で導入された。Inland Revenue インタビュー(2002 年 5 月)。

⁴⁵ 児童税額控除は 2001 年 4 月から導入され、同居する 16 歳以下の子供を持つ者に対し、最大 442 ポンドの税額控除が認められる。「課税相殺方式」を採用している。年間所得が 32,785 ポンドを超える場合、所得 15 ポンドにつき 1 ポンドずつ控除額が減額され、所得が約 41,000 ポンドを超えると控除がなくなる。

⁴⁶ Blundell-Hoynes(2001)。

⁴⁷ Blundell-Hoynes(2001)、Dilnot-McCrae (1999)他参照。

給付適用者数は、71年当時で7.1万世帯であったが、その後適用基準の緩和や受給率の改善、対象者数の増加により拡大し、85年には19.9万人に達した。しかし、住宅手当等の支給によるFIS減額率が高かったため、(implicitの)限界税率が高く、労働インセンティブの阻害要因を持っていた。

こうしたことから、88年には税制措置及び社会保障給付を統合してFC(Family Credit)に拡充され、90年代になると労働時間要件の引下げ(週24時間 16時間)等によりさらに受給者数が増加した(前掲図表1-4)。

WFTCは、子供を持つ低・中堅所得者層の所得を押し上げるために、FCに代わる新しい税額控除の仕組みとして、98年のTaylor報告で導入が推奨され、98年10月に導入された。

(3) WFTCの活用状況⁴⁸

WFTC(99年導入以前はFC)は長期的に拡大傾向にあり、その適用世帯は88年5月に26万世帯、97年11月に79万世帯であったが、2001年11月には129万世帯に達した(図表1-15)。また、その平均控除額は、88年の週28.31ポンドから97年週59.31ポンド、2001年週83.98ポンドへと増加している。そのうち、労働時間が週30時間以上で控除額の上乗せを受けている世帯は、76万世帯となっている。また、児童扶養控除を併せて受けている者は16万世帯、平均控除額は週38.97ポンドとなっている。

受給世帯の構成をみると、シングル・マザーが50%、男性が世帯主(main earner)の子供のいる夫婦世帯が38%を占めている。また、受給世帯の年齢層を世帯主の年齢別にみると、30-39歳が49%、次いで40-49歳が24%、20-29歳が22%と続いている(図表1-16)。

受給期間は、実際には26週間を超える場合が少なくなく、受給世帯の72%が26週間を上回っており、4年以上になる世帯も10%に達する。

(4) WFTCのもたらす経済効果

(WFTCと労働時間の関係)

まず、税額控除を受けた世帯の稼得収入別及び労働時間別の分布をみてみよう。

労働時間別の分布グラフをみると、税額控除の適用対象となる週16時間超のところではスパイクが立っており、シングル・マザーについては、控除額が上乗せされる週30時間超のところでもスパイクが立っている(図表1-17)。EITCのように逡増段階を設けず、それぞれの労働時間のところで不連続に控除が支給ないし増額されるため、労働時間により歪みを生じさせやすい。

労働時間と手取り所得の関係をみてみよう。図表1-18をみて明らかのように、WFTCの存在により労働時間が16時間及び30時間のところで手取り所得が不連続に増加することがわかる。

⁴⁸ 特記のない限り2001年11月現在の数値。Inland Revenue(2001)。

(WFTC の労働供給促進効果)

WFTC による労働供給への影響をみると、シングル・マザーや配偶者の働いていない既婚者に対して就労促進効果がみられる一方、既に配偶者が働いている既婚者の労働供給にはマイナスの効果が観察されている。

Blundell-Hoynes(2001)や Blundell-Reed(2000)等によれば、WFTC による労働供給促進効果は、約 6 万世帯の workless 世帯の減少、及び全体で約 3 万世帯の労働供給の増加と試算される。家族属性別では、シングル・マザー、配偶者が働いていない既婚男性及び女性の雇用が増加する一方、配偶者が働いている既婚男性及び女性ではマイナスの効果がみられた。

(WFTC の再分配効果)

経済学者の分析結果をみると、WFTC は低所得層への所得支援という目的を概ね果たしているといえる。

Dilnot-McCrae(1999)によれば、WFTC 導入による所得十分位別の可処分所得の増加率をみると、(最下層からみて)第 2 分位で最も上昇率が高く(約 1.8%)、第 3 分位(約 1.2%)、第 4 分位(約 0.5%)と続いており、所得控除等に比べ低所得層への再分配効果が大きい(図表 1 - 19)。Dilnot-McCrae は、むしろ WFTC の役割として、労働供給促進効果よりも再分配効果を強調している。

世帯構成別では、Brewer-Gregg(2001)によれば、97 年以降の改革では児童扶養控除の対象であるフルタイム労働者に最もメリットが大きかった一方、配偶者が週 200 ポンド程度稼ぐ second-earner の就労インセンティブにはマイナスの影響をもたらした。また、WFTC 導入により、運用 9 か月のうちに約 2.5 万人の single parent の雇用を押し上げた試算している。

Duncan-Giles(1996)も、WFTC の前身の Family Credit について、主に子供のいる夫婦のうち 1 人が働いている世帯にメリットが大きく、子供のいる共稼ぎ世帯ではむしろ小さかったとしている。

(5) WFTC の改革の方向性

WFTC と障害者向けの DPTC (Disabled Person's Tax Credit) は 2003 年 4 月に廃止され、新たに児童税額控除(Child Tax Credit)と勤労税額控除(Working Tax Credit)が導入される予定である(図表 1 - 20)。

CTC は、WFTC と児童税額控除 (Children's Tax Credit) を統合することにより制度を簡素合理化し、子供のいる低所得者層を支援し、貧困を削減することを目的としている。

WTC は、子供の有無にかかわらず低賃金労働者を支援することに加え、フルタイム労働に給付を限定することで勤労意欲を刺激することが目的となっており、障害者向けの DPTC

と WFTC を統合しようとするものである。

6 その他諸国における類似制度

(1) 各国の in-work credit の類型

(各国の in-work credit 制度)

欧州その他諸国においても、低所得層の労働市場参加の促進及び所得支援のための in-work credit が導入されている。ただし、税額控除制度の具体的設計は多様である。

具体的設計に当たっては、控除額水準や所得要件等のほかに、還付方式か課税相殺方式か、控除額算出のパラメータとして逡増段階や逡減段階をどのように設定するか、要件に労働時間を設けるか、対象は個人か世帯か、等整理すべき論点が存在する。

こうした論点について各国で実施されている現行制度をまとめたのが、図表 1 - 21 である。

各国政府は、それぞれの政策目的に適った制度設計を試みており、例えば、イギリスやアイルランドでは子供のいる世帯に適用対象を限定している。両国とも労働時間を要件に付加し、対象となる所得層も比較的狭い幅に限定している。

(2) その他諸国における in-work credit⁴⁹

(オランダの LITC⁵⁰)

オランダでは、2001 年の所得税制改革で労働所得税額控除(Labour Income Tax Credit: LITC)を導入した。LITC の対象は労働所得を稼得する個人なので、同一世帯の例えば配偶者両方が給付を受けることができる。

LITC には、逡減段階が存在しないため、労働所得があれば控除を受けることができる(図表 1 - 22)。税額控除額は、所得が 7,360 ユーロ(86.7 万円⁵¹)までは所得額の 1.751%、7,360 ユーロを超えて 14,717 ユーロ(173.3 万円)までは所得額の 10.751%となり、それ以上の所得の場合は最高控除額 920 ユーロ(10.8 万円)となる。27 歳以下の同居する子供がいる場合は最高控除額は 1,261 ユーロ(14.8 万円)となる。ただし、課税相殺方式を採用しており、控除額は課税額を超えない。

LITC の特徴は、制度設計上逡減段階が存在しないため、労働所得を持つすべての者がその恩恵に与る。そのメリットとしては、逡減段階による限界実効税率の上昇に伴う労働へのディスインセンティブは発生しない。しかし、他方で、比較的所得の高い層はその労働インセンティブには何ら変化がないまま所得控除の恩恵を受けることとなり、政府の財政

⁴⁹ 本節の記述は主に Gradus-Julsing(2001)及び IMF(2001)による。

⁵⁰ Ministry of Finance, Netherlands(2001)、Gradus-Julsing(2001)、IMF(2001)、森信(2001)。

⁵¹ 1 ユーロ = 117.74 円 (2002 年 7 月 19 日現在)

負担も大きい。

(フランスの PPE)

フランスにおいても 2001 年初めに Prime Pour l'Emploi(PPE)が導入された。還付方式で、高所得の部分には逓減段階が設けられている(図表 1 - 23)。片稼ぎで子供 2 人の世帯の場合、労働所得が 20,575 フラン(36.9 万円⁵²)から 146,257 フラン(262.5 万円)である場合に控除が適用される。逓増段階は 68,583 フラン(123.1 万円)まで続き、最大控除額 2,400 フラン(4.3 万円)に到達する。逓減段階は 2 段階に設定され、その段階では控除額は、所得の増加に伴い 5.5%ずつ逓減する。2 つの逓減段階の間には、定額段階が挟まれた形となっていることが特徴である。控除規模は比較的小さいが、今後拡充される予定となっている。

(ベルギーの税額控除⁵³)

ベルギーでは、2001 年からの税制改革の中で税額控除制度の導入が決定された。2002 年から 2004 年にかけて段階的に導入され、2004 年の時点では、必要経費や分離課税分等を差し引いたネットの勤労所得が 5,130 ユーロ(60.4 万円)から 12,840 ユーロ(151.2 万円)の間の世帯に対しては、440 ユーロ(5.2 万円)の税額控除が与えられる(図表 1 - 24)。逓増段階及び逓減段階は、所得がそれぞれ 3,850 ユーロから 5,130 ユーロの間で、12,840 ユーロから 16,680 ユーロの間で設けられることとなる。

(フィンランドの勤労所得控除⁵⁴)

90 年代初めの景気後退と失業率の高まりを受けて、90 年代半ばに税制改革が行われ、勤労所得控除(earned income allowance)が導入された。その後毎年のように拡充が重ねられ、2002 年には 2,079 ユーロ(24.5 万円)にまで引き上げられることとなっている。

2,500 ユーロ(29.4 万円)を超過する所得額の 35%が所得控除額となり、最大 1,650 ユーロ(19.4 万円)に達する。所得が 12,600 ユーロ(148.3 万円)を超えると所得控除額は超過所得額について 3.5%ずつ減額され、所得が 59,700 ユーロ(702.9 万円)になると控除額はゼロとなっている(図表 1 - 25)。この控除は税額控除(deduction)ではなく所得控除(allowance)であるため、その効果は相対的に小さい。逓増段階及び定額段階は比較的小さく、逓減段階が大きく設定されている。

(アイルランドの世帯所得補助)

アイルランドの低所得層支援として、勤労を要件とした世帯所得補助(Family Income Supplement: FIS)がある。本制度は低賃金で働く世帯に対する週単位の現金補助であり、還付方式を採用している。少なくとも 3 か月間フルタイム(週 19 時間以上ないし 2 週間

⁵² 1 ユーロ = 6.55957 フラン。

⁵³ Ministry of Finance, Belgium(2002)。

⁵⁴ Ministry of Finance, Finland(2001)、Gradus-Julsing(2001)。

38 時間以上)で働いており、かつ扶養すべき児童と同居している者であることが求められる。

世帯属性毎に所得限度が設定されており、週単位で実際の所得額と所得限度額の 60% が FIS として支給される (図表 1 - 26)。

本所得補助は近々税額控除に置き換えられることになっている。また、この他に職業復帰所得控除(Back to Work Allowance: BWA)がある。

7 まとめ

本章では、欧米諸国で導入されている in-work credit について、米国の EITC 及び英国の WFTC を中心に、その概要及び経済効果等についてサーベイを行った。その結果をまとめると、概ね以下のようになる。

欧米諸国においては、所得格差や貧困問題への対応が社会的に大きな課題となっており、低所得層、特に子供のいる single parent 世帯への支援が政策的に推進すべき問題となっている。その中で、従来の低所得層に対する政府の支援施策は、就労を条件としない (out-of-work) 社会保障給付や税制措置によるものであった。このため、そうした支援措置の存在が、かえって低所得層の就労インセンティブを阻害し、「失業の罨」あるいは「貧困の罨」と呼ばれる状況を引き起こしているとの懸念が生じていた。これに対し、低所得者が就労することによりその所得が増加し「報われる」ようにする ('make work pay') ため、就労を条件とした (in-work) 低所得層への支援策が講じられた。EITC や WFTC 等の税額控除制度も、この例に該当する。

米国 EITC の例でみると、稼得所得を有すること(すなわち就労していること)を要件としていることや、稼得所得が増加するほど控除額が増加しかつ還付方式を採用することにより、低所得層にとって働くことのインセンティブを引き上げ、経済的自立を促す制度設計となっている。また、低所得層の所得支援政策における中心的役割も担っている。

諸研究の分析結果によれば、女性特にシングル・マザーを中心に低所得層の就労を大きく促進する効果を持ったことが指摘されている。ただし、既に働いている既婚女性では、EITC の存在によりかえって就労調整が行われ、労働時間を引き下げるマイナス効果がみられたことも報告されている。

また、EITC は所得補助施策として、約 4 ~ 500 万人が貧困状態から脱することを可能にするなど、期待された効果を発揮しているといえよう。

EITC は、社会保障給付と税制措置を統合したものであり、制度の運営コストの節減や高い受給率の実現といったメリットもある一方、納税者の申告に依存するが故に多額の過大請求が発生する等のデメリットも問題となっている。

制度設計として留意すべき点は、第 1 に、生活扶助等の社会保障給付との整合性を考慮する必要があることである。第 2 に、逡減段階における控除額の逡減率等具体的設計の仕方により、就労行動に歪みが発生させるおそれがあることである。第 3 に、国毎に所得分

配や労働市場の状況等が異なることから、海外の先行事例をそのまま模倣するのではなく、各国に適合した制度設計を心掛ける必要があることである。

設備投資促進税制

経済成長の原動力となる設備投資は、経済の活性化の中心的役割を担うものとして、これまでも内外を問わずマクロ経済政策運営の中で重要視されてきた。80年代のレーガン政権期においては、設備投資の促進による経済の活性化及びインフレに伴う企業設備の減価等への対応を目的として、加速度償却制度や投資税額控除を始めとする設備投資促進税制が導入された。

本章では、まず我が国を含む各国の設備投資税制に触れた後、レーガン政権期の投資促進税制を中心に、その内容及び経済効果について概観する。

1 我が国及び海外諸国の設備投資税制

(1) 各国の設備投資関連税制

(我が国の設備投資関連税制)

我が国の現行設備投資税制では、特定の政策目的に即して税額控除及び特別償却制度が設けられている。さらに中小企業・ベンチャー企業に対しては、特別の措置が講じられている。

税額控除は、対象設備の取得費用やリース費用総額の一定割合を法人税額から控除するものであり、所得控除と異なり税額から控除額をそのまま差し引くためメリットが大きい。が、赤字法人の場合繰越は1年しか認められない。

一方、特別償却は、対象設備について初年度または一定期間に限り追加的な償却を認め、課税を繰り延べるもので、赤字法人でも欠損金として5年間の繰越が認められている。ただし、減価償却は期間損益のため、実質的なメリット額は課税繰延による金利分となる。また、インフレ時には設備償却を効果的に進められることとなる⁵⁵(図表2-1)。

(各国の設備投資関連税制)

各国においても、設備投資促進のための税制措置が実施されている。図表2-2にあるように、償却制度及び税額控除の特例措置が採用されており、中小企業向けや公害対策、エネルギー対策等の特定政策目的に関して優遇措置が行われている。

(2) 各国の減価償却制度の違い

(各国の減価償却制度)

上で設備投資促進税制に関する特例措置をみたが、設備投資を行うに当たっては各資産に係る減価償却制度の寛容さが重要な要因となり得る。

⁵⁵ 経済産業省(2002)。特別償却のメリットとインフレとの関係については、参考資料2-1を参照。

主要 10 数か国の減価償却制度の概要をみると、償却方法は大多数の国で定額法もしくは定率法が採用されており、特に建物に関しては定額法を採用している国が多い⁵⁶（図表 2 - 3）。償却期間については、資産もしくは産業別に耐用年数が決められ、それぞれの資産分類毎に固定されている場合(日本、アイルランド、カナダ等)、一定の幅の期間で設定されている場合(フランス等)、一部の資産について当局による調整のある場合(ドイツ、イタリア、中国等)がある。

特別償却は、特定のハイテク産業、研究開発、エネルギー開発、低開発地域での投資等に使われる資産に対して、一部の国で採用されている。

（米国における現行税制下での減価償却制度）

米国の現行の税法下では、資産の使用開始時期に合わせて 3 種類の異なる減価償却制度が存在している（図表 2 - 4）。経済再建租税法(ERTA81)以前に使用を開始した資産については、「会計的思考」に基づく減価償却制度が、81 年から 86 年に開始した資産については加速度償却制度が、87 年以降に開始した資産については修正加速度償却制度が、それぞれ適用される。このうち、後二者については次節で詳述する。

2 レーガン政権期の設備投資促進税制

（ 1 ）ERTA81 における設備投資促進税制の導入

81 年経済再建租税法(ERTA81)では、加速度償却制度(Accelerated Cost Recovery System : ACRS)、投資税額控除(Investment Tax Credit : ITC)が、設備投資減税の中心的施策として導入された（図表 2 - 5）。

（設備投資促進税制導入の背景）

70 年代後半に米国経済の生産性は低下しており、その原因の 1 つとして、設備投資の水準が GNP の 10 ~ 13 % 程度と低水準であることが指摘されていた(日本は 14 ~ 20 % 程度)。

これに加え、70 年代に進行したインフレが減価償却制度を通じ、設備投資を抑制する方向に悪影響を与えていた。すなわち、従来の減価償却制度は、伝統的な財務会計上の減価償却制度と同様の目的・方法(適正な損益・所得計算)で行われていた。しかし、会計上の減価償却手続では過去の原価を将来に期間配分するため、インフレ期には、物価上昇分を含む名目的な収益に、物価上昇分を含まない過去の原価が対応させられることから、費用控除が不十分となってしまう⁵⁷。このため、インフレ下では減価償却額の実質価値は減価してしまい、償却不足が発生する。その償却不足分は利益として計上され、法人税の課税対象

⁵⁶ Joint Committee on Taxation(2002)。

⁵⁷ 伊藤(2001)。

となることから、結果的にインフレは実質税率を引き上げ、設備投資を停滞させる要因となっていた⁵⁸。

(制度導入の経緯⁵⁹)

インフレの設備投資へのマイナス効果を抑制する対応策としては、物価指数の変動に償却資産の原価を調整するインデクセーション(indexation)が考えられる。しかし、この方法は、税制を複雑化させる上、インフレの影響はキャピタルゲインや利子所得にも及んでいることから、償却資産以外の財産についても同時に調整を行わないと税制構造を不安定にするという問題も含んでいる。

そこで、米財務省及び議会は、税制として簡素な ACRS に着目し、産業界もこれを支持した。従来の減価償却制度は、事業用資産が所得を生ずる期間にわたってその費用の配分を行うための会計方法であり、その目的は所得を適正に認定することにあると理解されてきた。そのためには、耐用年数の決定と償却方法の選択が重要となる。耐用年数の基準は、簡略化が行われてきたが、ACRS の導入に至って、耐用年数の決定による適正な所得の認定という考え方を捨てて、減税の手段として原価回収期間の短縮そのものを目的とすることに政策的意義が置かれた。

また、投資税額控除(ITC)は、米国においては、実質的に割増償却に代わる一般的な投資促進機能を担う政策手法として期待され、62年に創設され、廃止・再導入の後78年に恒久制度化された。ITCは、投資促進効果が一時的かつ一般的で、経済情勢に弾力的に対応できることが特徴として挙げられる。

このように、これらの設備投資税制は、政府、議会及び産業界が概ね支持して導入されたが、労働側からは導入前から既に反対する意見が出された。これは、法人所得税収が大幅に減少すること、資本集約的な大企業が優遇され労働集約的な小企業の競争力が低下すること、インフレ率と加速償却との関係が不明確であること、などによる。

(2) 設備投資促進税制の内容

(加速度償却制度 (ACRS))

81年1月1日以降に取得された土地を除くすべての固定資産に対して、投下された資本の回収期間を大幅に短縮した。これにより、資本回収期間は概ね旧制度の1/2に短縮された。同時に、回収期間を3年、5年、10年、15年の4分類に大幅に簡略化し、また、取得価額全額を費用化することで残存価額をゼロとし、投資額を全額回収可能とした(図表2-6及び図表2-7)。

償却額は、初期には150%定率法が適用され、後に定額法に切り替えられて算定される。

⁵⁸ 田近教授(一橋大学)によると、日本では戦後のシャウブ税制で資産再評価を行い、償却不足を解消していたが、米国では実施されて行っていなかった。どの時点かで行わなければならなかった資産再評価を、ERTA81におけるACRSで行う必要があった。(田近栄治一橋大学教授インタビュー(2002年3月))

⁵⁹ 水野(1988)。

さらに、事業用資産として購入された資産のうち毎期 5,000 ドル分までを、資産計上することなく取得した期に即時費用化することを認めた⁶⁰。

ACRS は、会計上の減価償却制度から離れて投資された原価を回収するための制度として位置づけられる。税法が実際の経済的な耐用年数よりも短い期間で償却することを認めたことにより、経済的減価を超過する控除は、実質的にその部分について政府から無利子の融資を受けるのと同じ効果がもたらされることとなる⁶¹。

(投資税額控除 (ITC))

償却可能資産の取得費用の一定割合を税額から控除し、法人税を減免する制度である。62年に創設された後、66年9月から半年間の一時中断を経て、69年4月に一旦廃止された。その後71年に復活し、78年に恒久制度となった。

81年のERTA81では、インセンティブ効果を高めるために控除額(減税率)が引き上げられ、償却年数に合わせ10%の投資税額控除(償却年数3年の資産については6%の控除)が行われた(図表2-8)。これは86年に廃止されるまで続けられた。なお、投資控除の繰越が従来の7年より15年に延長された(繰戻しは従来通り3年)。

(セーフハーバーリース規定)

ACRS及びITCを利用できない赤字企業が、この恩典を利用する権利を黒字企業に事実上売却することによって、減税効果を楽しむことができるようにする“セーフハーバーリース規定”が同時に導入された。このリース規定の基礎となる原則は、ある産業のすべての企業に対して、またすべての産業に対して平等の投資インセンティブを与えるということである。また、リース規定の利点としては、節税目的の企業合併への誘因を少なくすることが期待された⁶²。しかし、この規定の利用で黒字企業の実効税率がマイナスになる事例が出て社会的批判が高まり、82年公平税制・財政責任法により84年に廃止されることとなった。

(3) 設備投資促進税制の理論的根拠

(設備投資促進税制の理論的根拠)

設備投資促進税制には、設備投資の刺激策としての一時的措置としての議論と、長期的な観点からの恒久的措置としての議論が存在する。設備投資促進税制が提唱される根拠には、設備投資の促進が技術進歩を促し、国際競争力を高めるといった直感的説明のほかにも、経済理論的根拠として、法人税率引下げよりも投資促進効果に優れ、財政負担も小

⁶⁰米国では、定額法以外の償却方法として加速償却がある。ACRSも加速償却の一種と考えられるが、経済的な耐用年数から切り離して大幅に短縮した点に、特徴があると考えられる。

⁶¹伊藤(2001)。

⁶²CEA(1982)。

さく、しかも他の資本ストックへの課税を変更させないこと、住宅や無形資産(研究開発や職業訓練)等に対する課税と比較して設備ストックへの課税が過大であるため、このバランスを図る必要があること、誘発された設備投資に体化された技術・知識が周辺企業や社会全体に波及する効果(spill-over 効果)をもたらすこと、などが挙げられる⁶³。

しかし、一方で、設備投資促進税制の導入は、一部の産業あるいは企業を優遇することにより、市場機能に委ねられるべき効率的な投資配分が人為的に歪められることになることが批判されている。この中立性の問題は、特に促進税制の対象を限定した場合に特に顕著となる。さらに、促進税制が還付方式(refundable)ではないことから、もともと税負担のない新設法人や欠損法人へのインセンティブを持ち得ない。このため、新設法人の成長を損ね、また、欠損法人の吸収合併を促すという経済的攪乱を生じさせるおそれがある⁶⁴。

(ACRS と ITC の比較)

ACRS (加速度償却制度) と ITC (投資税額控除) を比較すると、前者が資産種類毎に認められるため一定の投資形態への誘因として作用するのに対し、後者では投資の刺激が一時的かつ一般的に行われるため、経済情勢にフレキシブルに対応でき、なかんずく経済安定機能も期待できるところに相違がある。ERTA81 による ACRS と ITC の併用の目的は設備投資の促進であるが、連邦政府の考えでは、資本形成を刺激することが経済成長とともに経済安定効果を持つということになる⁶⁵。

Bosworth 氏も、ITC はより直接的手法であるため、景気循環の低迷期に設備投資を刺激するといった投資のタイミングを変化させる効果を持ち、ACRS よりも ITC の方が一時的な経済活性化には効果があるとしている⁶⁶。

(4) 設備投資促進税制の効果と弊害

ACRS や ITC といった設備投資促進税制により法人税の限界実効税率が引き下げられ、これに伴い資本コストが低下して、設備投資を喚起することが期待される。しかし、その一方で、産業毎に実効税率に差異を発生させ、資源配分を歪めるといった問題が指摘された。

(資本コストの低下)

まず、ACRS や ITC 等の実施により企業の資本コストが引き下げられることで、設備投資が刺激されることが期待される。

田近・油井(1998)や竹中他(1986)などによると、資本コストの変化には、投資財価格の変

⁶³ Gravelle(1993)。ただし、Gravelle はこの中で、期待される効果は薄いと結論づけている。

⁶⁴ 水野(1988)。

⁶⁵ 水野(1988)。

⁶⁶ B. Bosworth 氏(Brookings Institute シニアフェロー)ヒアリング(2002年4月)。

化及び投資財・生産物の相対価格の変化等の影響が大きいが、投資税額控除も大きな影響を与え、税務上の減価償却の割引現在価値も有意に影響を与えている⁶⁷。

また、米国の限界実効税率の推移を推計した結果をみると、限界実効税率は 60 年代から 70 年代を通して、投資税額控除の改廃に応じて大きく変化している。80 年代に入って、加速度償却制度の導入等により限界実効税率はマイナス値となり、86 年改正に至るまで、企業投資が税制を通じて実質的に補助を享受していたことを示している（図表 2 - 9）。

前川(1999)も、米国における資本コストの推移とその変動要因について分析を行っている。これによると、81 年税制改革後の 82 年には資本コストは 10%から 6%へと大幅に減少しており、減価償却等による節税分の寄与が大きいとしている（図表 2 - 10）。

Hasset-Hubbard(1996)は、ITC の導入、廃止の歴史からみて、恒久的なインセンティブに比べ特に一時的なインセンティブは、投資促進に短期的にはより大きな効果を与えると、ITC が資本コストと投資に影響を与えているとしている。

（投資促進効果）

80 年代の米国の GDP 及び民間設備投資の動向を顧みると、81 年及び 84 年に大きく伸びている。ちなみに、ITC の遡及適用対象期及び取得資産への ACRS 適用期は 81 年 1 月である（図表 2 - 11）。

こうしたマクロ経済の動きに対し、Lindsey(1990)は、80 年代の経済成長が ERTA81 により刺激された投資の増大によるものであったと結論している。すなわち、80 年代の景気拡大における実際の推進力は投資支出であり、ERTA の投資刺激は極めて強力で、特筆すべき結果を生んだ⁶⁸。そして、その最も重要な規定が ACRS であるとしている。

特に、高い実質金利等他の経済環境要因が企業投資の障害になっていたにもかかわらず、ACRS 等税制の投資刺激効果が機能したことを挙げている。

また、ミクロ分析からのアプローチとして、Goolsbee(1998)は、10%の ITC の導入により、投資金額は農業機械で 5.5%、建設機械で 5.2%、鉱山機械で 5.4%増加するとの結果を示している。

一方、こうした見解に対し、Bosworth(1985)は、設備投資拡大が 81 年税制改革に起因すると結論づけるのは短絡的であるとした。それは、81 年改革による実物資産毎の実効税率の変化は、同時期の企業による資産別の設備投資の拡大規模とは対応しておらず、設備投資の増加が税率の引下げを反映したものとはなっていない（図表 2 - 12）。むしろ、設備コストや資金調達コストの低下が設備投資の拡大の動きを説明するとしている。

さらに、同氏は、「限界実効税率の低下は資本コストの低下をもたらすものの、それによりその影響の大きい産業の設備投資が促進されたわけではない。むしろ、投資に見合う需

⁶⁷ 参考資料 2 - 2 を参照。

⁶⁸ 「最近の例を見ると、投資支出は拡大の最初の 1 年間で平均 23%増加し、最初の 2 年間は年率 13%で増加する。しかし、1980 年代の拡大では最初の年に 41%という急増を示し、所期の 2 年間も年率 27%だった。現在の拡大は、投資支出の通常の 2 倍という激しい爆発とともに始まったのである。」(Lindsey(1990))

要があるような経済状況にあるかどうか重要な要因である」としている⁶⁹。

(設備投資促進税制のマイナスの効果)

ACRS 及び ITC に対しては、既に制定の過程から批判があったが、成立後はさらに強まった。これらの批判は、主に、公平性の阻害、それに伴う資源配分の歪み、景気循環の歪みに関するものである。

税負担の公平性の阻害

インフレが鎮静傾向にある中で、黒字でありながら、法人所得税の実効税率がゼロ以下となり、法人税を納めていない大企業が多数発生したことから、公平性の面で不満が高まった。

McIntyre-Wilhelm(1985)では、275 の黒字法人を対象に調査を実施し、そのうちの半数近い129社が、81年から84年のうちで少なくとも1年は法人税を全く納めていないか、むしろ税金の還付を受け取る状態にあったと報告している(図表2-13)。また、この129社のうち74社は少なくとも2年以上、26社は3年以上、9社は4年間のどの年度においても法人税を支払っていなかった。また、86年度の法人税の抜け穴(loop-hole)は1,199億ドルに上り、実に86年度の財政赤字の半分以上の規模に相当するとしている。こうした法人税における法定表面税率と実効税率の差の主たる原因は、加速度償却や投資税額控除の制度の利用によるものであると指摘している。

資源配分の歪み

機械設備等への設備投資への優遇措置が差別的に大きくなったため、その他の建造物や経済的耐用年数の短い資産(ハイテク設備等)への投資が相対的に不利になったことが指摘された。そのため、先にみたとおり、設備の種類毎に税負担が異なることになった。さらに、この結果、使用する資本設備の構成の相違等を反映して、各産業で設備投資に関する税負担にばらつきが観測されることとなった。

82年の大統領経済報告によると、新規償却資産に対する産業別の実効税率には、図表2-14に示されているように、82年では37.1%(サービス及び商業)から11.3%(自動車)まで大きな幅が拡大し、産業間で税率に格差が生じている⁷⁰。

さらに、住宅施設への投資が疎かにされたとの指摘もある。

景気循環の歪み

ACRS や ITC いずれの税負担軽減策によっても、景気が良い時の方が減税額は大きくなるため、景気の振幅を大きくすることになる。また時限的な措置で行うと駆け込み需要とその反動を生み出すことになり、景気循環の歪みが大きくなると考えられるとの

⁶⁹ B. Bosworth 氏(Brookings Institute シニアフェロー)ヒアリング(2002年4月)。さらに、同氏は「限界実効税率の低下による資本コストの低下は企業の設備投資の意思決定に即つながるわけではないので、経済を刺激するというのであれば、むしろ個人所得税の減税を行うべきである。この方が、経済へのインパクトはより直接的である」と述べている。

⁷⁰ CEA(1882)。

指摘がある⁷¹。

(5) TRA86 における設備投資税制の改正

86 年租税改革法(Tax Reform Act of 1986: TRA86)により、再び設備投資関連税制は改革が行われた。

前述のとおり、ACRS及びITCは特定の産業・企業の資本コストを結果的にばらつきをもって引き下げたことから、産業別・企業別・資金調達方法別⁷²に異なるインセンティブを与える結果となり、結果的に資源配分に歪みをもたらすこととなった。

こうした資源配分及び税負担配分にもたらされた歪みを修正すべく、TRA86 においては是正された。

(改革の経緯)⁷³

83 年には早くも税制改革案が議会に提出されている。先駆けとなったのは、Bradley 上院議員と Gephardt 下院議員により提出された Fair Tax Act であった。その後、いくつかの議員案が提出された後、84 年末には財務省案が提示された。

84 年 11 月には、財務省報告⁷⁴が公表された。公正・簡素に加えて経済成長⁷⁵の観点を追求しているのが特徴となっている。この中では、法人税の一律 33%への引下げ、ITC の廃止、ACRS の廃止と新減価償却制度としての RCRS (Real Cost Recovery System : 実質原価回収制度) の導入が柱となっており、抜本的な方針転換が図られた。

RCRS は、償却資産を 7 区分の償却期間(5,8,12,17,25,38,63 年)に分類し、7 段階の償却率(32,24,18,12,8,5,3%)で償却するもので、未償却残高にインデクセーションを導入している。ACRS の極端な加速償却の軌道を、それ以前の ADR の線に戻そうとする改革案であった。また、追加ミニマム税(Add-on Minimum Tax)は不必要として、廃止が提案された。

その後、大統領提案、上下両院提案と最終法案を経て、最終法案が 86 年 9 月に両院の本会議を通過し、10 月に大統領の署名をもって TRA86 が成立した。

(改革の内容)

ITC は当初提案どおり廃止され、減価償却制度は MACRS (Modified ACRS) が採用された。これは、資産を 8 区分の償却期間 (3,5,7,10,15,20,27.5,31.5 年) に分類し、3~36 年までに分類し、3~10 年資産には 200%定率法、15、20 年資産には 150%定率法を適用し、

⁷¹ 中村純一氏(日本政策投資銀行調査部)インタビュー (2002 年 3 月)。

⁷² 支払利子に対する控除措置や配当所得への二重課税の問題等により、借入依存の投資を相対的に有利にすることとなり、税制が企業の資金調達方法に非中立的なものとなることが指摘される。

⁷³ 西野(1998)。

⁷⁴ 「公平・簡素及び経済成長のための“税制改革”(Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth)」。

⁷⁵ 「経済成長」とは中立的な税制 自由市場経済に本来備わっている成長への潜在力を阻害しない税制を頼りにするものであった。Department of Treasury(1984)。

後に定額法へ切り替える方法であった。27.5年及び31.5年資産は定額法が指定された(図表2-15)。

この改革案の策定プロセスは、当初は公正・簡素に置かれていた改革のターゲットが、成長への配慮が強まるプロセスであったともいえる。このことが典型的に現れているのが減価償却であり、財務省案のRCRSは5年から63年に及ぶ償却期間を採用して、現実の経済的減価償却に対応した中立的償却制度を目指していた。しかし、大統領提案におけるCCRS(資本原価回収制度)は中立性の点では後退し、さらに下院案IDS(Investment Depreciation System:投資奨励償却制度⁷⁶)や上院案、最終法案のACRS修正案は、経済的償却から離れた加速償却に再び近くなっている⁷⁷。

(改革の効果)

86年税制改革の設備投資及び税収に対する影響をそれぞれみてみよう。

設備投資への影響

MACRSは当初案からは大幅に後退したとはいえ、ACRSと比較して償却の加速度を弱めている。前掲図表2-9でも、86年以降限界実効税率は大幅に上昇している。すなわち、81年改革でのACRS及び投資税額控除の組合せによる実効税率の大幅引下げを元に戻したことになる⁷⁸。

マクロの民間設備投資の動向をみると、86年にはほぼ横ばいであったが、87年にはプラスに転じ88年には大幅な増加となっている。実効税率の上昇による設備投資減退が懸念されたにもかかわらず、設備投資が拡大したことについて、Auerbach-Hassett(1992)は、分野別に設備投資額を比較した結果、85年から88年にかけてコンピュータや計算機などのハイテク投資が急激に伸びたことを指摘し、技術進歩等税制以外の要因が税要因を上回ったことにより説明できるとしている。また、TRA86の恩恵を受けるはずの産業用ビルへの投資は横ばいに止まっているのに対し、産業用機器に対する投資はITCが廃止されたにもかかわらず10%も伸びていることも挙げ、投資対象によって受ける税の恩恵は異なること、実際に投資が増加したか減少したかは税以外の要因による部分も大きいことを述べている(図表2-16)。

また、Hines(1998)は、ITCが設備投資を促進する結果、資金の社外流出が起き、企業のデフォルトリスクが高まり金利が上昇することで、結果的に投資意欲は減退していたことを、TRA86前後の金利動向を分析することで実証し、そのことからITCを廃止したTRA86を評価している。

⁷⁶ 3年から36年までに10分類した資産を、5%を超えるインフレ時のみインフレ調整して償却する。

⁷⁷ 以上、西野(1998)、宮島(1985)等。このことを、大部分の機械・設備に適用される各提案の償却法(ACRS(ERTA81)償却期間5年、RCRS(財務省案)12年、CCRS(大統領案)7年、MACRS(最終案)5年)について、その速度・パターンを図表化してみると、明らかになる。図表2-14及び参考資料2-3を参照。

⁷⁸ Auerbach-Poterba(1987)。その中で、86年税制改革により90年時点での平均実効税率は35.7%で、旧法を仮定した場合より5.8%高いと推計している。そして、加速度償却の緩和等による平均実効税率の押し上げ効果は11%の大きさに達すると計測している。

一方、成長への寄与の面から、改革は効果がないかむしろ有害であったとする指摘もある。例えば、Lindsey(1990)は、86年改正による法人税の負担増は資本市場に何ら効率の向上をもたらさず、単に税負担が大きくなっただけであり、このために米国の資本課税における歪みがさらに悪化する結果となったとしている⁷⁹。

資源配分への影響

投資税額控除の廃止やACRSの修正により、実効税率の資産間格差が縮小され、資本設備の実効税率が上昇した。この結果、法人税制が資源配分に対しより中立的なものへ改正された。87年大統領経済報告によると、各企業部門の資本コストの格差は、改革前の最大70.3%から86年改正後には最大27.0%まで縮小した⁸⁰(図表2-17)。

税収への影響

税収面からみれば、86年改正により、法人税は大幅な税収増となった。

減価償却制度や特定産業に対する課税面などでなおかなりの優遇措置を残しているものの、それに伴い代替ミニマム課税を導入するといった対応を行うことなどにより、87-91年の5年間の法人税収の増加は1,203億ドルが見込まれた。これは、同期間の個人税収の減少見込額1,219億ドルにほぼ見合う額であり、税収中立が維持されるよう設計されていることとなる(図表2-18)。

3 まとめ

米国では、81年税制改正において投資税額控除及びACRS等の投資促進税制を導入・拡充し、経済成長の牽引役たる設備投資の増進とインフレの進行に伴う減価償却不足の解消を図った。

米国の民間設備投資は83年第1四半期頃から伸びが増加し、実質GDP成長率も急回復をみせた。これに対して設備投資促進税制が寄与したのかどうかは議論が分かれているが、短期的には実効税率の低下により投資への誘因の一つとなったことが考えられる。

しかし、81年税制における投資促進税制は産業間・資産間で実効税率にばらつきを生じさせた結果、効率的な資源配分に歪みをもたらし、産業間の税負担に不公平性を生じさせたことが問題を顕在化させ、86年改正等で是正された経緯がある。この観点から、中長期的にみると投資促進税制には反論もみられ、例えばBosworth氏は、加速度償却に関する現状・妥当性について消極的な意見を持っている⁸¹。

⁷⁹ 具体例として、住宅取得の優遇策としての住宅ローン金利控除による、雇用を創出する工場から贅沢な住宅への資本のシフトが挙げられている。

⁸⁰ CEA(1987)。

⁸¹ B. Bosworth氏(Brookings Institute シニアフェロー)ヒアリング(2002年4月)。それによれば、TRA86以降では加速度償却を巡る議論は米国では活発ではなく、現在の償却期間は概ね経済的価値の償却に合っていると思われる。物理的償却期間ではなく、経済的償却期間に基づくものにせよという議論は理解できるが、それ以上に短くする必要はあるかどうか疑問がある。やはり、陳腐化の早い資産でもその期間の妥当性が経済的に証明されるかが重要である、としている。

研究開発促進税制

長期的な経済発展を期するに当たって、産業の生産性の向上や新規市場の創出等を導く研究開発投資の役割は、これまでに増して重要性が高まっている。特に、我が国では労働力及び環境制約が今後さらに経済成長に課されることが予測される中で、技術革新が経済発展の牽引役として期待される。また、先進諸国においても、研究開発の促進を政策的に重視しそのための施策が導入されており、特に税制上の優遇措置が多くで採用されている。

本章では、研究開発促進税制について、我が国、米英両国及び OECD 諸国における概況と施策としての効果等について検証する。また、研究開発促進税制の具体的設計についても論じる。

1 研究開発投資の重要性

(研究開発投資への政策的支援の必要性)

研究開発投資に対する政策的支援を正当化する根拠は、理論的には、

研究開発投資によりもたらされる社会的収益率は、私的収益率を上回ること、

研究開発の成果の実現には不確実性が伴うこと、

研究開発費が固定費的性格を持つため、規模の小さい企業等では行いにくいこと、などの研究開発固有の特性により、研究開発投資が社会的望ましい水準に比べて過少投資になりやすいことが挙げられる。

特に、⁸²については、研究開発による知識・技術は(特許権等により保護されるものの)公共財的性格を持ち、同一産業内の企業や関連産業等をはじめ広範な便益をもたらす(spill-over)効果を持つことから、研究開発を行った者が享受する私的収益以上に社会全体としてメリットが波及する。社会的収益率と私的収益率には有意に大きな差が存在していることは、多くの実証研究によっても既に示されている⁸²。

については、研究開発に伴う不確実性は、リスク回避的な企業の研究開発を躊躇させることになる。また、研究開発の分野では情報の非対称性が顕著であることから、資金調達が困難となりやすい。

(政府の促進策と民間の研究開発への効果)

政府による研究開発の政策的推進は、その成果たる基礎的技術や知識が民間に提供され、研究開発活動を後押しする効果(レバレッジ効果)や、民間の研究開発コストの節減効果が期待される。しかし一方で、研究機会の先取りや研究開発の人材・物資等の価格の押し上げを

⁸² 例えば Griffith(2000)は、製造業においては、R&D 投資 1 単位がもたらす当該産業内での産出増は 0.2 ~ 0.3 程度であるのに対し、社会全体の産出増は 1 程度に達するとしている。また、Jones-Williams(1998)は、米国における R&D 投資額は社会的に望ましい水準の 1/2 ~ 1/4 以下であるとしている。

通じて民間研究を押し退ける弊害(クラウドアウト効果)が生じる可能性や、もともと民間部門が自ら行う研究開発に政策支援を行うことで単なる費用負担の肩代わり(代替効果)にしかないというおそれもある⁸³。政府による支援が民間部門の研究開発活動を促進する効果を持つのか、それとも阻害する効果を持つのか、政策運営上の重要な論点となる。

Guellec-van Pottelsberghe(2000)では、過去 20 年間の OECD17 か国のデータを用いて、研究開発政策の効果について実証分析している。政府の研究開発支援の施策を、研究開発に対する直接的支出、税額控除、公共研究機関における研究⁸⁴、大学に対する資金援助に分類して、その効果を推計した。

それによると、の政府による研究開発への支出は民間 R&D 支出にプラスの効果があり、1 ドルの政府支出は 1.7 ドルの民間 R&D 支出を誘発するとしている。の税額控除も、プラスのインセンティブ効果を持っているとの結果となった。なお、とは代替関係にあり、一方を拡充すればもう一方の施策の効果は低下する関係にある。の公共研究機関及び大学における防衛研究については、研究員やその他のリソース価格を高めるため、民間 R&D をクラウドアウトするとしている。これは、大学からの知識・技術のスピルオーバー効果は、データとして現れるにはかなりの時間がかかることによる。

また、Bloom-Griffith-van Reenen(2000)は、日本を含む OECD9 か国について、1979～97 年の 19 年間のデータを用いて税制の変更や R&D 支出がもたらしたインパクトについて実証分析をしている。その結果、R&D コストが 10%下がった場合、短期的には R&D 支出を 1%、長期的には 10%近く押し上げ、税によるインセンティブ付与は R&D を増加させるのに有効に働いていると結論している。

2 我が国における研究開発促進税制の現状

(これまでの研究開発税制の推移)

我が国の現行制度以前の研究開発税制を顧みると、67 年に増加試験研究費税額控除制度が導入されたが、その内容は、当該年度の試験研究費が過去最高額よりも増加した場合、その増加分の 20%相当額を税額控除するものであった。また、それに加えて、特定の政策目的に関する試験研究費に対しては、さらなる控除措置が設けられた。

それらを挙げると、以下のようになる。

旧増加試験研究費税額控除制度(67～98 年度):

当該年度の試験研究費の額が過去最高額よりも増加した場合、増加分の 20%相当額を税額控除。控除額は法人税の 10%を限度とする。

特別試験研究費税額控除制度(93～98 年度):

当該年度において特別試験研究を行っている場合には、特別試験研究費の 6%相当額

⁸³ また、政策による人為的誘導が、研究開発に関する資源配分へ歪みをもたらすおそれも考えられる。

⁸⁴ 及びは、民間企業の R&D をクラウドアウトするが、技術のスピルオーバーが発生するという点で、マクロ的にはプラスの効果を与える。

を税額控除。控除額は と併せて法人税額の 10%を限度とする。

事業革新法の特例による税額控除制度（95～98年度）：

事業革新法の認定事業者は、認定を受けた日から 3 年間は当該年度の試験研究費の額が 93 年度から適用年度の直前事業年度までの最高額よりも増加した場合、増加分の 10%相当額を税額控除。

基盤技術研究開発促進税制（ハイテク税制）（85～98年度）：

取得、制作又は建設した新たな基盤技術開発研究用資産を事業の用に供した場合、取得価格の 5%相当額を税額控除。控除額は と併せて法人税額の 13%を限度とする。

特定試験研究会社株式取得特例（88～98年度）：

特定試験研究会社の株式取得価額の 20%を ～ の試験研究費の額に加算。

（現行の増加試験研究税制）

現行の増加試験研究税制は、それまでの措置を廃止、吸収して拡充する形で 99 年度から導入された⁸⁵。これは、従来の制度の下では増加試験研究費に係る税額控除額の算定に当たって過去最大額を基準にしており、基準額が高すぎるのではないかという議論があったことが、背景として挙げられる。

内容は、2003 年 3 月 31 日までに開始される事業年度を適用期限とし、当該年度の試験研究費の額が過去 5 年のうち上位 3 年の平均額（比較試験研究費）よりも増加した場合、増加分の 15%相当額を税額控除するものである。ただし、研究開発費の「増加の努力」の過程を適切に反映できることができるように、当該年度の試験研究費が前年度及び前々年度の試験研究費（基準試験研究費）を下回らないことを要件とする⁸⁶。また、税額控除限度額は、原則として法人税額の 12%としている。

90 年代には増加試験研究費等税額控除の適用額は減少してきたが、2000 年度から緩やかな増加に転じ、2001 年度で約 410 億円（財務省推計）となっている（図表 3 - 1）。

（我が国の研究開発の現状⁸⁷）

⁸⁵ 小池(1999)。租税特別措置法 42 条の 4。

⁸⁶ 用語の定義は以下のとおりである。

試験研究費：製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で法令で定めるものをいう。

比較試験研究費：適用年度の開始の前日 5 年以内に開始した各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費のうち当該試験研究費の額が最も多いものから順次その順位を付す。その第 1 順位から第 3 順位までの当該試験研究費の額の合計額を 3 で除して計算した金額をいう。

基準試験研究費：適用年度の開始の前日 2 年以内に開始した各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額のうち最も多い額をいう。

試験研究費に含まれる人件費：租税措置法第 42 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する試験研究費に含まれる人件費は、専門的知識を持って試験研究の業務に専ら従事する者に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。（租税特別措置法通達(平成 13 年)）

⁸⁷ 経済産業省(2002)。

近年においては、我が国企業の研究費の伸びは鈍化しており、年間 10 兆円程度で推移している。研究費の内訳をみると、2000 年度では、人件費が全体の 4 割、その他経費が 3 割弱、原材料費が 2 割、研究用固定資産購入費が 1 割弱となっている。また、研究ステージ別の内訳は、開発研究に 7 割近くの投資をしていることがわかる（図表 3 - 2）。

産業別でみると、製造業が企業等による研究費の約 9 割を占め、その中でも電気機械、化学、輸送用機械の上位 3 産業で全体の 6 割以上を占めている。売上高に対する研究費の比率でも、電気機械、化学は他の産業と比べ相当に高い。最も売上高比率が高いのはソフトウェア産業であるが、この 3 年でその比率はかなり下落している。

また、資本金階級別に研究費総額をみると、資本金階級 100 億円以上の会社が全体の 7 割以上を占める。（図表 3 - 3）

3 米国の研究開発促進税制

（ 1 ）米国の研究開発税制の変遷⁸⁸

（ 81 年税制改革における研究開発促進税制の創設 ）

米国では、70 年代後半から産業の空洞化が著しく、生産拠点及び販売拠点のみならず研究開発拠点についても、国外へのシフトが危惧され始めていた。国内における次世代を担うハイテク産業の育成、技術革新による生産性向上は政策上の重要課題であり、試験研究費に関する政府支援の重要性が認識されるようになった。特にコンピュータ関連、ソフトウェアの分野が強く意識され始め、受託試験研究も奨励されるようになっていった。

こうした中、レーガン政権は、81 年経済再建租税法(Economic Recovery Tax Act of 1981)において、新たに増加試験研究費の税額控除を創設した。この制度では、前述した研究開発の国内空洞化への懸念の観点から、対象をアメリカ国内での活動のみに限定している。

（ 増加試験研究費税額控除の概要 ）

本税額控除制度は、81 年 6 月 30 日以降 86 年以前に営業又は事業のために支払い又は発生した額について、当該課税年度の適格研究費(qualified research expenses)のうち、直前 3 課税年度の平均基準期間研究費を超える部分の 25%に相当する金額を、所得税額から税額控除するものである。

米国では、試験研究費(research and experimental expenditures)は、試験的なモデル、製造方法、製品、新案等開発に関するコスト、特許申請のコストが含まれる⁸⁹。適格研究費に

⁸⁸ 入江(1998)。

⁸⁹ 納税者が負担するコストだけでなく、納税者のために他の者・組織が行った試験研究に対するコストも含まれる。ソフトウェア開発コストは試験研究費に該当する。

税務上の処理方法としては、ソフトウェア開発コストは試験研究費に該当し、損金として控除、繰延償却でき、償却期間は 60 か月である。支払または発生年度の損金として処理される。償却性資産は有効期間に

は、次のようなものが該当する⁹⁰。

- ・ 研究のための労務費及び材料費(インハウスの調査に従事する者の賃金、施設、消耗品の費用)
- ・ 研究施設、コンピュータ等を研究用に使用するための賃借料等の支払金
- ・ 委託研究のための支払金の 65%
- ・ 大学または特定の科学研究機関が行う基礎研究のための費用(寄付金を含む)の 65%

(86 年税制改革による制度の拡充)

86 年税制改革においては、法人税率の引下げが実施される一方で、各種租税特別措置が縮減された。研究開発税制についても、控除率の引下げ(25% 20%)が行われた。他方、試験研究費の増額分以外に、大学基礎研究費の研究最低限度額等を超える部分に対しても、20%の税額控除が認められた。税額控除額が課税額を上回った場合は、3年の繰戻しまたは15年の繰越が認められることとなった。また、一般事業税額控除の制限も受けるように変更され、税額が25,000ドルを超えた部分については、その75%相当額のみが控除対象となることとされた。

改正後の研究の定義はより制限的なものになり、改正後は、さらに以下のような研究も対象から除外された。

- ・ 実験または試験のための研究開発費用でないもの
- ・ 品質管理を目的とした原材料または製品の検査費用または効率調査、マネジメント研究、消費者調査、広告もしくは販売促進のための費用
- ・ 他人の特許権、モデル、生産工程等を取得するための費用
- ・ 文芸、歴史またはこれに類するプロジェクトに関連して生ずる費用

適格費用からは、適格研究の遂行上動産を使用する権利に対する賃借料等の支払金は除外されたが、ソフトウェア開発費は引き続き適用対象となり、ソフトウェア開発の重視の姿勢がうかがわれる。

(現行の研究開発促進税制)

現行税制下では、以下の 、 から企業が選択できる。また、控除限度額は、税額控除前の税額より25,000ドルを差し引いた額の25%が上限となる。研究活動に限定した資産・設備に対する特別償却制度は存在しない。

試験研究費税額控除 (Research and Experimentation (R&E) Tax Credit)

89年オムニバス予算調整法により改正された。試験研究費の基準額からの増加分の20%を税額控除する。基準額は、

わたり償却費として控除でき、償却性資産でない場合(確定できる有効期間がない場合)繰り延べられる。繰り延べられた試験研究費は、納税者により選択された60か月以上の期間にわたり均等額が損金として償却される。

⁹⁰ なお、研究の定義として、以下のような研究は除外される。すなわち、米国外で行われた研究、社会科学及び人文科学分野での研究、他の者又は政府機関から資金援助を受けた研究は対象外となる。

基準額 = 過去 4 年の平均年間収入額 × 固定基準比率
 として算出され、固定基準比率は、
 固定基準比率 = 下記年度の適格試験研究費の総額
 / 84 年 1 月 1 日 ~ 88 年 12 月 31 日中に開始した課税年度の収入総額
 (ただし、16%を最高額とする)
 として導かれる。

代替増額分税額控除 (Alternative Incremental Research Credit: AIRC)

96 年の小規模事業雇用保護法(Small Business Job Protection Act of 1996)で導入された。従来の増加試験研究費税額控除制度が、基準年次を 84 ~ 88 年に定めていることから、新興企業が当該税制を利用できないという問題を解消する目的を持っていた。(この制度が導入される前は、新興企業については一律 3%の固定基準比率が の制度に対して適用されていた。)

内容は、売上に対する試験研究費の割合に応じた税額控除を行うもので、控除率は、

試験研究費 / 売上高の割合が 1 ~ 1.5%	2.65% (1.65%)
1.5 ~ 2%	3.2% (2.2%)
2%より大	3.75% (2.75%)

となっている(括弧内は 96 年当初の控除率)。

適格な試験研究支出額を、上記の試験研究費・売上高比率毎に分解し、それぞれに控除率を適用して控除額合計が算出される(具体的な控除額計算の事例は図表 3 - 4 を参照)。なお、99 年納税救済延長法により控除率を 1%引き上げたが、その期間は 2004 年 6 月 30 日までとなっている。

この代替増額分税額控除制度について、例えば Hall 教授は、一律の比率の設定がシンプルで好ましいこと、80 年代のデータがない新規参入企業の場合でも利用できることを、この手法のメリットとして評価している⁹¹。

(2) 米国の研究開発税制の評価

(税控除による研究開発の促進効果)

Hall-van Reenen(1999)は、これまでの実証研究をサーベイし、税控除制度が R&D 誘発効果を有意に発揮したとしている。それによれば、分析対象期間が早い研究ほど、税控除政策の価格弾性値は計上されないか小さい⁹²(図表 3 - 5)。ただし、使用データの相違があるため、その弾性値の相違が控除に対する反応の変化であるのか否かは不明である。複数の先行研究の結果を概説すると、1 ドルの税控除は 1 ドルかそれを上回る R&D 支出増につながったと結論している。(さらに、80 年代前半はまだ企業が施策に順応していない可能性

⁹¹ B. Hall 教授(カリフォルニア大学バークレー校)ヒアリング(2002 年 4 月)。

⁹² 80 年代前期だけのデータを用いている実証研究は、使用するデータの制約等から信頼性に問題としている。

もあるため、この推計値は過小評価の可能性がある⁹³。)

(税額控除制度による政府の減収規模)

1989年の米国政府監査室(General Accounting Office)の推計によれば、81年の税額控除の導入による減収規模は81～85年で約70億ドルとされている⁹⁴。行政管理予算局(Office of Management and Budget)の推計によると、2000年時点での減収規模は33.1億ドルとなっている。

(税控除と資源配分)

補助金等政府がプロジェクトに対し直接資金を支出する場合は、ロビイストや官僚の影響を受けやすく、効率的な資金配分が妨げられやすい一方、税控除方式は企業側に選択肢を与えている点で、仕組として優れているとの指摘がある⁹⁵。ただし、税控除であっても還付方式でないため、利益がなく課税負担をもともと負っていない企業にとってはメリットがなく、企業規模や利益の多寡によって効果は一様ではなくなる。

4 英国の研究開発促進税制

英国の民間企業の研究開発投資は、74年には対GDP比率で1.4%と、他の先進諸国(日、米、仏、独)よりも高い水準であったが、その後他の諸国の比率が上昇したのに対して英国のそれは横ばいで推移し、結果的に5か国の中で最低水準となっている⁹⁶。

こうしたことから、英国においても研究開発を促進するための環境整備が進められており、本節ではそのうち促進税制についてみる。

(1) 英国における研究開発促進税制の概要

(Scientific Research Allowance(SRA))

45年から導入されており、経常的支出については、研究開発に要した経常支出の全額を損金算入することが認められる。資本的支出については、機械設備購入費の資本支出は、初年度に100%償却が可能となる(ただし、土地・建物は対象外)。これらは、当該年度に未使用の控除残高は繰越が認められる。

(Research and Development Allowance (RDA))

⁹³ 税額控除は81年1月から遡及適用される。

⁹⁴ Griffith(2000)。

⁹⁵ Hall-van Reenen(1999)。

⁹⁶ Griffith(2000)。

2000 年財政法により新規に導入された⁹⁷。SRA の優遇措置を従来どおり存続させつつ、中小企業(SME)⁹⁸のために以下のルールを設定した。なお、税制優遇に関する定義はそれまでの「科学的調査(Scientific Research)」から「研究開発(Research and development)」に変更された。

R&D tax relief (R&D 租税負担軽減措置):

R&D に支出した経費を 100% 150%に割増可能とし、課税所得額より控除する。

Payable R&D tax credit (R&D 税控除給付):

利益を出していない企業については、適格 R&D 支出の 24%について、国庫よりキャッシュの支払いという形で優遇措置を受けることができる。

R&D の定義は、科学技術分野において創造的もしくは革新的な活動に関わるものであって、知識の拡張を伴い、新領域を開拓するものや科学技術分野の不確実性を解決するようなものとされる。具体的には、純粋に理論的な面での研究から、実務的な目的や生産面での実験的な発展を伴うものまでが含まれる。

ただし、すべての企業、支出が対象とはならず、特に重要な条件は以下のとおりである。

- ・ 中小企業(SME)のみが対象となり、個人及びパートナーシップは対象とならない。
- ・ R&D は、必ずしもイギリス国内で始められたものに限らない。
- ・ R&D から生まれた知的財産の所有権は企業が保有しなければならない。
- ・ R&D 支出は、年間で 25,000 ポンド以上なければならない。
- ・ R&D 支出には、直接係わった職員の人件費、消耗品、他社への委託費用が含まれる。
- ・ 費用を他人が支払ってはならない。また、その一部でも政府の援助を受けている場合には適用されない。

(R&D Tax Relief : R&D 租税負担軽減措置)

R&D Tax Relief は、課税所得を算定する際に適格 R&D 支出の金額 150%に割増しして損金算入することができる。これは決算期終了後 6 か月後までに申請し、また適格支出金額に対してこの措置を適用しなくてはならない。なお、これによって当期損失が発生した場合は、Payable R&D Tax Credit の適用を申請することができる⁹⁹。

⁹⁷ 導入の背景として、ハイテク・ベンチャー企業の育成を支援するため、政府は、Oxford 大学の技術を商用化することにより成功を収めていたベンチャー企業の Oxford Instrument 社の創設者であるウィリアムズ氏に、こうした企業を数多く輩出するための施策に関する報告書の作成を依頼した。その報告書では、税控除だけでなく中小企業の資金繰りの支援等も項目も記されていた。財務省、貿易産業省(DTI)ともに中小企業の研究開発力のアップが喫緊の課題であることを認識しており、この報告書をもとに検討を行い、RDA の制度が 2000 年に導入された。A. Page 氏(HM Treasury)ヒアリング(2002 年 4 月)。

⁹⁸ イギリスにおける中小企業 (SME) の定義は、従業員 250 人以下で、かつ売上高が 4,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 2,700 万ユーロ以下の企業。SME が株もしくは議決権を 25%以上保有している企業も計算に含まれる。ここで 25%の基準は、EU における基準を採用している。なお中小企業の規制を緩和するには、EU の承認が必要である。

⁹⁹ 仮にコンソーシアム(企業連合)でその保有する会社が損失を出した場合、当該会社の軽減措置による損失を中小企業ではないコンソーシアムの企業に通算することはできない。

(Payable R&D Tax Credit : R&D 税控除給付)

R&D 支出に伴って損失が発生した企業は、R&D 税控除給付の適用を申請できる。

企業は、R&D の損失について、適格 R&D 支出の 150%の金額ないし営業損失額のうち少ない額が R&D に起因する損失額とされ、その 16%(適格 R&D 支出の 24%)について国庫よりキャッシュでの支払が行われる。

控除の支払額上限は、その企業がその会計期間に支払った PAYE(賃金の源泉徴収額)と NIC(国民保険の企業負担分)の総額であり、その対象者は R&D に従事した者に限らない。

(今後の改革の方向)

大企業向けの税控除が 2002 年の予算案に含まれており、導入される予定である。45 年に施行された SRA の撤廃ではなく、中小企業向けと大企業向けの統合を目指したものである。SRA は廃止されるのではなく、その内容と名称を変更するものである。

SRA において適格な研究開発活動とみなされる範囲は、英貿易産業省(DTI)の裁量による部分があり、採用されなかった場合の不服申立もみられた。このため、2000 年に導入された中小企業向けの RDA と同様の基準を用いることができるようにガイドラインが設けられた。

なお、控除額の算定方式については、R&D 支出額の増加分ベースの税控除と総額ベースの税控除方式の両者がケースとして考えられる中、2001 年 12 月には、英大蔵省としては総額ベース方式の採用を決定した¹⁰⁰。その根拠として、総額ベースが仕組として簡素であることや、企業にとって投資決定時に税控除がどれくらい受けられるか予見しやすいこと、研究開発を長期にわたり継続的に行っている企業にとってより公平であること等が挙げられている。大蔵省の “Designs for Innovation”¹⁰¹では、図表 3 - 6 のように、総額ベース方式に基づいた 3 つのスキームが、その長短所等について検討されている¹⁰²。

(2) 研究開発税制の評価

(研究開発税制の効果)

英大蔵省によれば、RDA はまだ導入されて新しい制度なので、まだその評価自体はみられない。ただ、導入後にマーケットリサーチを実施した結果、まだ導入されて時期が十分に経過していないためか、制度の存在を知っている者は十分知っているものの、知らない者は全く知らないという状況であった。なお、IFS(Institute for Fiscal Studies)等で理論的な研究は行われており、控除により研究開発コストが下がることから、R&D 支出が増加することを示している¹⁰³。

¹⁰⁰ HM Treasury and Inland Revenue(2001b)。なお、2001 年 3 月の consultation paper では、2 年間移動平均による増加分ベース控除方式を検討していた (HM Treasury and Inland Revenue(2001a))。

¹⁰¹ HM Treasury and Inland Revenue(2001b)。

¹⁰² Griffith-Hawkins-Simpson(2002)では、3 つの方式を費用効率性の観点から検証している。

¹⁰³ A. Page 氏(HM Treasury)ヒアリング (2002 年 4 月)。なお、Griffith-Redding-van Reenen(2001)は、

SRA については、van Reenen(1997)において、主要先進国の企業のパネルデータを用いて分析を行った結果、イギリスの R&D 投資の伸びが他国と比べて遅いことの要因の一つとして、イギリス政府の税制による支援の弱さを挙げている。

また、van Reenen 教授によれば、研究開発費全体の控除を導入した場合に、オーストラリアやカナダでは実効税率は大幅に下落しており、米国でも研究開発控除と研究開発費増額の間は強い因果関係が認められている。しかし、英 RDA については、導入されて間もないため、その効果についての分析は行われていない。研究開発控除は、導入してもすぐに効果が出るわけではない。企業としても、制度が導入されてすぐに科学者を一気に雇うことはできず、その効果が顕在化してくるのは 2~3 年後であろうということであった¹⁰⁴。

なお、教授は、研究開発税制の問題点として、マーケティング費用等が項目変えされて研究開発費として申請されるケース('relabelling' problem)を指摘している。マーケティング等は他社へのスピルオーバーがなく、便益は自社だけに限定されてしまう。さらに、他の問題点として、法人税の支払い企業(利益計上企業)にしか税制によるインセンティブを与えられないことがある。税控除の仕組みを採る限り、赤字企業には研究開発費を増加させるインセンティブを与えることはできない。(ただし、イギリスのように赤字企業に対してもキャッシュでの支払いを行う場合は、この限りではない)。

5 OECD 諸国における研究開発促進税制

(1) OECD 諸国の研究開発促進税制の概況

(研究開発に係る税制の現況)

研究開発促進税制の手法には、所得控除(exemption)、引当金(allowance)、税額控除(credit)、課税繰延(tax deferral)、税率引下げ(rate relief)が考えられる。

OECD(2001)によれば、99 年時点で OECD 諸国の中で研究開発税制を採用しているのは、税額控除は日本も含めて 10 か国、引当金は 6 か国である(図表 3 - 7)。

また、R&D 資産について特別償却を認めている国は 10 か国である(図表 3 - 8)。そのうち機械器具類についてみると、カナダ、デンマーク(基礎研究)、スペイン、イギリスについては即時償却が認められている。

税額控除及び引当金制度についてみると、それぞれ総額ベース方式または増加分ベース方式が採用されているが、税額控除については、総額ベース方式の方が OECD 諸国内で採用している国が少なく、純粋な総額ベースの国はカナダ、イタリア、メキシコのみである。引当金については、逆に増加分ベースを採用している国はアイルランドのみである。(図表

多くの前提を置いた上で 2001 年 3 月に提案された増加分ベースの控除による R&D 支出の増加や生産性向上、生産(付加価値)の増加を試算している。

¹⁰⁴ J. van Reenen 教授(ロンドンユニバーシティカレッジ)ヒアリング(2002 年 4 月)。

3 - 9)

(2) OECD 諸国における研究開発の現状

最近における OECD 諸国の民間研究開発支出の推移を対 GDP 比で見ると、日米英独仏の 5 か国では約 1 ~ 2% の比率で推移している (図表 3 - 10)。我が国は米国と並んで 2% を超える水準となっており、他の欧州諸国と比較して高い民間研究開発費が支出されていることとなる。なお、研究開発費の内訳としては、9 割以上が経常支出であり、その内人件費が約 4 割から 6 割を占めている (図表 3 - 11)。

(3) 各国における研究開発税制の比較

(OECD による推計結果)

OECD(2001)では、OECD 各国の R&D に係る税負担の度合いを「B-INDEX」という指標を用いて推計している。B-INDEX は、R&D 初期投資に伴って将来的に必要となるコストと適用される税額を支払うために必要となる金額を足し合わせ、現在価値として推計した指標である¹⁰⁵。B-INDEX が低いほど R&D 投資の負担が小さいことを意味する。

OECD が 99 - 2000 年のデータを用いて推計した各国の B-INDEX は、図表 3 - 12 の通りである。大企業向け、小企業向け両方とも B-index が最も低いのはスペインで、ともに最も高いのはニュージーランドという結果になった。イギリス、イタリアなどは中小企業向けに特に優遇を行っていることがわかる。

この B-INDEX の大小により税制の研究開発へのインセンティブの大小を分類してみると、我が国はアメリカやフランスとともに緩やかなインセンティブ提供国に位置付けられる (図表 3 - 13)。オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマークなどが、税制により高いインセンティブを与えている国として挙げられている。

(Bloom et al.(1996)等による時系列推計結果)

Bloom-Chennells-Griffith-van Reenen(1996)では、79 ~ 94 年の日本を含む OECD9 か国を抽出し、各国の R&D 税控除や減価償却の状況、また、法人税率のデータ等を考慮した R&D の使用コスト¹⁰⁶を時系列で推計している。

これによると、使用コストには各国間でばらつきがあり、R&D に対して寛大な国 (使用コストが低い国) はオーストラリア、カナダ、スペイン、アメリカの 4 か国である。また、R&D

¹⁰⁵ B-INDEX は、R&D に対する税制面での寛容さを表す指標であり、代数的表現として以下の式で算出される。

$$B - Index = \frac{1 - A}{1 - t}$$

A: R&D に関する減価償却率、税控除率、特別償却率等の割引現在価値、 t : 法定の法人所得税率

R&D に対する優遇措置が手厚ければ手厚いほど分子が小さくなり、B-INDEX は 1 よりも小さくなる。

¹⁰⁶ 税引前収益率と税引後収益率の差 (tax wedge) を用いている。

に対して寛大ではない国（使用コストが高い国）はフランス、イタリア、ドイツ、イギリスの4か国である。我が国は両グループの中間に位置している。

R&D コストの推移を時系列でみると、全体的には低下傾向にあるものの、ドイツ、イタリア、イギリス及び日本では R&D コストが経年でほぼ横ばいであり、政策内容がほとんど変化していないことを示している¹⁰⁷(図表3-14)。また、79年と97年を比較すると、97年は8か国の平均は下がっているものの、標準偏差は増加しており、国間の相違が拡大していることがわかる。

6 研究開発促進税制の制度設計

研究開発促進税制の具体的設計においては、財政的負担の節減を図りながら研究開発の効率的な促進を達成できるかが課題となる。

Bloom-Griffith-Klemm(2001)では、税控除の仕組みとその理論的な側面から見た評価について論じている。税控除制度の仕組みとしては、

研究開発支出額全体に対する控除（総額ベース控除）

研究開発支出額の増加分に対する控除（増加分ベース控除）

の2通りが大きく考えられる¹⁰⁸。また、増加分ベース控除についても、基準がローリングする方式と、特定時点で固定される方式とが考えられる。

（1）総額ベース控除の特徴と問題点

総額ベース控除だと、実効限界税控除(marginal effective tax credit : METC)は常に一定となる。例えば、METC(R&D支出が1単位増加した時の税額控除の増加)が20%とすれば、さらなる1ポンドの支出により20ペンスの控除を受けられることとなる。

ただし、この方式だと、新たに追加的に行う研究開発だけではなく、仮に控除制度がなくても企業が実施したであろう研究開発分に対しても補助することになるため、単なる所得補填でしかなくなる。

（2）増加分ベース控除の特徴と問題点

増加分ベース控除の具体的設計においては、研究開発支出額の増加分をいかなる基準額を用いて算出するかが重要である。具体的には、基準年次を逐次ずらして移動平均等を用いて基準額を設定する、あるいは特定年次を固定基準額とするといったことが考えられる。

¹⁰⁷ この4か国の中では、日本だけが税控除を実施している。

¹⁰⁸ Bloom-Chennells-Griffith-van Reenen(1996)等が指摘するように、研究開発控除の効果の大きさは、控除率の高低のみならず、ベースの設定方法や通常の法人税率の高低も関係することから、制度設計においては、他の制度とのバランスや整合性に配慮する必要がある。

また、基準額についても、支出額の絶対額を用いるか、あるいは売上高等に対する支出額の比率を用いることなどが考えられる。

(ローリング方式)

基準額は、移動平均を使用する場合は、過去数年間の研究開発支出額の平均支出額により定められる¹⁰⁹。89年までの米国と、現在のフランス、カナダ、日本で採用されている。

この方式だと、仮に今年度に基準額より多い額の研究開発支出を行った場合、翌年度の基準額が上昇するため、翌年度以降の支出額の増加を抑制する要因となる¹¹⁰。そのため、ラチェット効果が働き、長期的な研究開発投資の増加につながらないおそれがある。すなわち、長期的な控除額を含めた METC が小さくなり、ゼロかマイナスになる場合もある。

また、移動平均を用いる場合、理論的には、過去の平均を取る年数が多いほど効果の変動幅は小さくなり、平準化されることとなる。

(固定方式)

ある特定年次の数値を基準額に設定する方法である。この固定基準を採用する場合、将来の控除のメリットも含めた METC はマイナスにはならない。また、R&D 支出額が基準額を上回る限り METC は控除率と同じとなる。

しかし、一方で、基準年次に特定された年の R&D 支出額が偶然高かった(低かった)場合、受けられる控除額が小さな(大きな)ものになってしまうデメリットがある。

基準額に研究開発額をそのまま使用する以外にも、次のような方法も考えられる。

インフレーション調整方式

特定の年次の R&D 支出額をベースとするが、毎年インフレ率で調整する。これにより、R&D 支出額の実質価値は一定に保たれる。

売上高比率固定方式

特定年次の R&D 支出額・売上高比率を、研究開発費のベース値の作成に使用する。すなわち、R&D 支出額・売上高の比率が基準値を超えている場合は、控除が受けられることとなる。ただし、実際には比率の安定性が問題であり、仮に売上高が大きく変動した場合に比率が大きく変化し、控除額が影響され、研究開発へのインセンティブが損なわれるおそれがある。

売上高の方がインフレ率に比べてより R&D の変動との相関が高いため、インフレーション調整方式よりも 売上高比率方式の方が効率的であると指摘されている。

(3) 税控除制度の相違による効果の違い

¹⁰⁹ 基準額を過去の実績の中での最高額とする設定方法もある。

¹¹⁰ この場合、将来の控除額の現在価値も含めた METC は小さくなり、場合によってはマイナスの値となり得る。

Bloom-Griffith-Klemm(2001)は、英企業 138 社のデータを用いて、異なる税控除制度を適用した場合にどの程度 R&D 支出が増加し、また、政府負担が大きくなるかを試算している¹¹¹。検討された控除制度は、以下の 4 つである。

R&D 総額ベース控除方式

R&D 増加分ベース控除方式（基準は過去 3 年間の移動平均）

R&D 増加分ベース控除方式（基準は固定でインフレ調整方式）

R&D 増加分ベース控除方式（基準は固定で売上高比率固定方式）

その分析結果の概要は、図表 3 - 15 のようになっている。

第 1 に、の総額ベース控除方法は、誘発額が大きいものの政府負担額も多く、結果的に費用対効果は 0.83 と、に近い。基準固定方式(、)よりも費用対効果は低い。

第 2 に、増加分ベース控除方式(移動平均)は、政府コストは最も小さいものの効果も低く、結果として費用対効果は 0.90 と低い水準になっている。これは前述した負のインセンティブが存在しているからである¹¹²。

第 3 に、基準を固定する方式(、)は、相対的に R&D 誘発額は小さいが効率は高い。

なお、こうした論点以外にも、具体的制度設計においては、コンプライアンスコストの問題、他の政策との整合性、赤字法人への税還付の問題、試験研究費の範囲等検討すべき論点が存在する。

7 まとめ

研究開発の重要性は先進諸国において認識が強化されてきており、各国において研究開発促進税制が導入・強化されている。研究開発に対する政策的支援は、研究開発による私的収益率と社会的収益率の乖離(いわば「市場の失敗」)による過少投資を解消すること等を根拠に、理論的に正当化され得る。

近年の実証研究の結果によると、税控除制度の R&D 誘発効果は、(短期的には小さくとも長期的には)効果が大きいことが確認されており、1 ドルの控除が 1 ドル以上の R&D 支出を誘発する効果が示されている。したがって、政策支援策としての研究開発税制の有効性は、実証的に支持されているといえよう。

ちなみに、OECD 諸国を対象として行われた研究結果では、我が国の研究開発税制は、研究開発インセンティブあるいはコストの面で見ても、諸国の中で中位あるいは緩やかなものであると分類されている。

税控除制度の具体的設計については、総額ベース控除方式と増加分ベース控除方式が考えられる。前者は、財政支出が大きくなり、仮に控除がなくとも企業が実施していたであ

¹¹¹ 前提として、R&D 支出増加額の税控除増加額に対する弾性は 1 と仮定している (20 ペンスの税控除の追加は 20 ペンスの新規 R&D を促すと想定する)。また控除率は 20%としている。

¹¹² 対象とした 138 社のうち約 20%はこれに該当した。

ろう研究開発支出分も控除が適用されるなど、費用対効果の面で相対的にみて効率的とはいえない。しかし、後者は、増加分を算出する上での基準の設定が問題であり、ラチェット効果が働いて企業が研究開発支出を抑制することなどの問題点が存在する。

簡素な仕組であること、ラチェット効果が働かないことなどから、最近、英国で総額ベース控除方式の採用が決定された。

なお、制度設計に際しての留意事項として、第 1 に、税控除率の設定のみならず(増加分ベース方式の場合)基準の設定方法や、法人税率など他の要因との整合性を図る必要があることである。第 2 に、制度の頻繁な変更は企業の将来見通しに不確実性を与えることとなり、研究開発投資を抑制する要因になることである。

人的資本形成促進税制

経済社会の長期にわたる持続的発展を達成するためには、従来のように労働力の投入や物的資本の形成を重視するだけではなく、人的資本を育成していく必要がある。特に経済が知識の発展に支えられているいわゆる knowledge-based economy への移行が進むにつれて、人的資本への投資の重要性に対する認識が高まっている。以前にも増して技術革新が急速で、かつ一層の創造性を要求することに加え、経済社会のグローバル化や多様性の拡大といった動きがそれを受容する人々のあり方や考え方を左右するようになっている。また、各個人にとっても、その成功のために教育が重要であることが認識されてきている¹¹³。

その中で、職業訓練や生涯学習といった若年期以降での社会人教育とともに、高等教育の充実がそれぞれの経済社会の未来を構築するものとして注目されている。

米国では、1997年の納税者救済法(Taxpayer Relief Act: TRA97)で、広範な租税負担の軽減(特に子供のいる世帯の負担軽減)が図られるとともに、高等(post-secondary)教育への支援が大きな柱として掲げられた¹¹⁴。そのうち後者では、HOPE 奨学税額控除や生涯学習税額控除、教育 IRA 及び学生ローンへの利払補助等教育関連施策の創設等により、2007年までに1千億ドル近い減税が見積もられている。

本章では、米国の人的資本形成促進税制について、主に高等教育支援のための税制措置を中心に検討する。

1 米国における高等教育支援施策の推移

教育支援政策の実施手法として、政府が教育機関に補助を実施する方法と学生ないしその家族に直接補助を行う方法が考えられる。米国では後者の方法による高等教育支援がより一般的であり、本レポートでは、後者の方法に着目して議論を進める¹¹⁵。まず、戦後における直接補助による主な教育支援施策と90年代後半からの政策方針について概観してみよう¹¹⁶。

(1) 戦後の税制以外による教育支援施策

(G.I.ビル)

米国では、44年に、第2次世界大戦後復員する軍人の社会復帰のための住居費や教育費

¹¹³ 最近の米国における教育政策の重要性への認識は、例えば2000年大統領経済報告等でも端的に表されている。

¹¹⁴ 当初の見通しでは、97-2007年の減税額(グロス)3,730億ドルのうち両施策による減税が7割を占める。CBO(2000a)。

¹¹⁵ 海外の能力開発分野における直接補助による支援施策については、政策効果分析レポート No.10(2001年11月)を参照。内閣府(2001)。

¹¹⁶ 戦後の米国における教育政策の流れについては、参考資料4-1を参照。

等を支援する、退役軍人援護法(G. I. Bill) に基づく給付制度が創設された。これにより、47年には全学生の半数を退役軍人が占めるようになり、49年にはGNPの1%相当が復員兵の教育に費やされるなど、活発に利用された。G.I.ビルは、公共の奉仕と個人の利益を交換した社会政策の一つであり、復員兵に新しい機会を提供したという意味で、世界経済における米国の優位を導く一助となったとする意見がみられる¹¹⁷。

教育関連としては、授業料と関連費用が支給された。また、朝鮮戦争やベトナム戦争時の退役軍人向けにも、それぞれG.I.ビルが制定されており、それぞれ異なった制度の下で支給額や適格性が定められている。

(低金利教育ローンの利子補助)

58年に低金利教育ローンの利子補助制度が制定され、65年には政府の保証付きで民間による貸付プログラムが実施された。貸出を行う銀行等は、利子に対する補助金やデフォルトに対する保険を受けることができた。93年以降は、政府による直接貸付もみられ始めた。

(ペル奨学金)

72年に基礎的教育機会奨学金(Basic Educational Opportunity Grant program)が制定され、後にペル奨学金と呼ばれるようになった。ペル奨学金は、ローンとは異なり返還の必要がない。一般的に、学士号もしくは専門的な資格(薬学、法学、歯学など通常学士を取得してから取得可能な資格)を保有していない学生が対象となる。ペル奨学金は財政支援の基礎となる制度であり、学生はこれにその他の支援施策を追加して受けることが認められる。

適格性の審査に当たっては、申請者が必要とする教育費が、家族による支払想定額(EFC: Expected Family Contribution)を上回る場合に、支援の必要性があると判断される。

ペル奨学金の受給金額は近年急速に引き上げられており、2002-03年の対象期間(2002年1月1日~2003年6月30日)で、最大受給額は4,000ドルである。受給額は、上述したEFCと必要となる教育費に依存する。なお、ペル奨学金は現在でも最大の補助プログラムであり、2000年度では390万人が受給し、支給総額は80億ドルに達した。1人当たり平均で2,040ドルとなる(図表4-1)。

(2) クリントン政権による教育政策の重視

(教育関連施策の拡充方針)

クリントン政権は97年の年頭教書において、教育改革を政府の最優先課題に掲げ、今後4年間で米国が世界最高の教育水準を持つようになることを目標とし、98年はこの目標のために510億ドルの予算を準備することを表明した。具体的には、以下の3つの目標が設定された。すなわち、すべての8歳児は読み書きができること、すべての12歳児はインターネットにログインできること、すべての18歳児は大学に進学する、すべての社会

¹¹⁷ コルデリー他(1993)。

人は生涯を通じて学び続けることができること、である。さらに、一般教書の中では、上記目標を達成するための 10 の原則が述べられている¹¹⁸。

(教育関連諸施策の導入)

クリントン政権は、高等教育の一層の機会均等と生涯学習の促進を図るために、中所得者層に対しても適用される新たな支援措置として、HOPE 奨学税額控除と生涯学習税額控除の仕組みを、97 年に創設した。さらに、TRA97 では代表的な教育関連支援施策として、この 2 つの税額控除措置のほか、教育貯蓄アカウントに対する貯蓄優遇策、学生ローンの利子支払に対する税控除が導入された。

2 米国の人的資本形成促進税制

高等教育支援のための税制優遇措置が必要とされる根拠は、理論的には、教育により将来高い収入を稼ぎ得る学生が自ら資金調達することが困難なこと(資本市場に「市場の失敗」があること)、高等教育は学生のみならず社会全体にもその恩恵が広まること(高等教育に外部性があること)、人的資本への投資がその他の物的資本への投資より税制上不利であること(税制が投資に対して非中立的であること)、などが挙げられる¹¹⁹。

現在米国において採用されている、個人向けの主な高等教育支援税制について、本節では検討を行う。(現在整備されている主な教育支援施策をまとめたのが、図表 4 - 2 である。)

(1) HOPE 奨学税額控除と生涯学習税額控除¹²⁰

前述のとおり、97 年の TRA97 により HOPE 奨学税額控除(HOPE Scholarship Credit)及び生涯学習税クレジット(Lifetime Learning Credit)プログラムが導入された¹²¹。当初クリントン政権は財政支出による支援策を検討していたが、減税を強く打ち出していた共和党との妥協策として税控除の仕組みを採用した¹²²。

¹¹⁸ 97 年 2 月 4 日クリントン大統領(当時)による大統領教書演説(State of the Union Address)。具体的には、以下の 10 項目である。

米国全体での教育基準の制定と改革、最良の学校を保持するための最良な教師の育成、子供達の読み書きの能力の向上(現状では 8 歳児の 40%が読み書きできない)、子供達の早い時期(就学前)からの学習を開始、すべての州において子供にとって最適な学校を親が選択できる権利の確保、学校における人格形成のための教育、老朽化している学校校舎の再建のための予算の充当、13、14 年次の教育の充実、そのための税額控除制度や教育 IRA の創設、ペル奨学金制度の拡充、生涯学習の促進、すべての学校の情報化、2000 年までにすべての教室や図書館でのインターネット接続。

¹¹⁹ Gravelle-Zimmerman (1997)。

¹²⁰ 以降の各制度の説明は、IRS(2001a)、Joint Committee on Taxation(1997)等による。

¹²¹ 一般の奨学金(scholarship/fellowship)は、適格な奨学金で、かつ教育機関における学位修得のためのものについては課税されない。IRS(2001c)。

¹²² D. Simonson 氏(米国建設業協会チーフエコノミスト)ヒアリング(2002 年 5 月)

両スキームは、高等教育を受ける学生の経済的負担の軽減、及び高校より上のレベルの教育機会の提供を目的に実施された。大学へ復学する社会人や、大学へ進学する子供を持つ親が主たる対象となる（図表 4 - 3）。また、後でみるように、両制度は互いに補完的な役割を担っている。

米教育省によれば、これらの仕組みが普及すれば延べ 1,290 万人の学生が便益を受けると考えられる。このうち、HOPE 奨学税額控除で 580 万人、生涯学習税額控除で 710 万人がメリットを享受するとしている。

(A) HOPE(Helping Outstanding Pupils Educationally)奨学税額控除

(HOPE 奨学税額控除制度の概要)

HOPE 奨学税額控除は、大学もしくは職業訓練学校への進学後初めの 2 年間に対して提供される¹²³。学生は、授業料及び必要経費のうち最初の 1,000 ドルに対して 100%の税額控除が、次の費用 1,000 ドルに対して 50%の税額控除が適用され、合計で最大 1,500 ドルの控除が受けられる。

控除は、97 年 12 月 31 日以降に登録された入学に対して適用される。(よって 98 年 9 月に大学に入学した者は 1,500 ドルの税控除が受けられる。)適用に当たっては、有資格の学生が単位とされる。また、納税者は自らの税控除額を、配偶者あるいは子供に適用することができる。税額控除で行われるが、支払税額以上の控除はなく、仮に支払税額が計算上の税控除額を下回っていても還付は行われない(non-refundable)。

以下のような場合は、適用対象外となる。

夫婦個別申告の場合

扶養家族が既に納税者自身について HOPE 奨学税額控除を受けている場合

調整後総所得が 5 万ドル以上(夫婦共同申告の場合 10 万ドル以上)の場合。所得が 4 万ドル以上(共同申告の場合 8 万ドル以上)になると徐々に控除額が減額され、5 万ドル以上で控除対象外となる。

本人もしくは配偶者が年度中に米国内に非居住であった場合

年度中に教育貯蓄アカウントから非課税の引出を行った学生で、非課税措置を放棄していない場合

99 年における HOPE 税控除総額は、48 億 5,500 万ドルに上る。

なお、2002 年初頭から、HOPE 奨学税額控除または生涯学習税額控除と、教育貯蓄アカウントもしくは 529 プランからの給付を同時に受けることができるようになった¹²⁴。

(適格な費用項目の範囲)

¹²³ また、何らかの資格(学士、修士等)を取得するためのコースに、1 年間のうち最低でも半分を費やしていることが条件となる。適格な学生に関して参考資料 4 - 2 を参照。

¹²⁴ ただし、教育貯蓄アカウントもしくは 529 プランからの給付金によって支払った経費を、HOPE 奨学税額控除を受けるための必要経費に含めることはできない。529 プランについては、後述参照。

HOPE 奨学税額控除は、本人、配偶者及び扶養家族の適格な授業料及び関連支出に対して、控除を申告することができる。

一般的に、適格な授業料と関連支出とは、適格な教育機関への入学もしくは出席に必要とされる授業料と経費が該当する。学生の学内での活動に関する費用や講義に関連した書籍、用具等も適格授業料及び関連支出の中に含まれる¹²⁵。

なお、保険、医療支出、住居費、交通費、個人的もしくは家族の支出などの費用項目は、もし仮に教育機関に対して入学もしくは出席の条件として支払われていたとしても、控除の対象とはならない。

(B) 生涯学習税額控除

(生涯学習税額控除制度の概要)

キャリアの向上や技能の上達を考えている社会人を、主たるターゲットとしている。

世帯は、初年度の授業料と2002年までに必要になった経費のうち5,000ドルまでの20%までについて、税額控除を受けられる(すなわち最大控除額は1,000ドル)。なお、2002年より1万ドルの20%までが最大控除される(すなわち最大控除額は2,000ドル)。

世帯は、98年7月1日以降に支払われた大学もしくは職業訓練学校の費用に対して、税控除を申請できる。控除額は納税者単位で計算されるため、中等教育終了後の学生が家族に何人いるかには関係しない。また、適用対象外の規定等はHOPE奨学税額控除での規定と同じである¹²⁶。

なお、HOPE奨学税額控除と同様に、支払税額が計算上の税控除額を下回っていても還付は行われない(non-refundable)。

(HOPE奨学税額控除との併用)

仮にHOPE奨学税額控除を受けたならば、同じ学生について同時期に生涯学習税額控除を申請することはできない。ただし、同じ学生が大学の最初2年間HOPE奨学税額控除を適用し、後半2年間に生涯学習税額控除を適用することは可能である。

また1世帯に複数の学生がいる場合は、納税者は各年で学生毎にそれぞれの控除制度を申請するか選択できる。例えば、1人の学生にHOPE奨学税額控除を、もう1人に生涯学習税額控除を同一年にそれぞれ適用することが可能となる。

(従来の学生支援措置との相違)

ペル奨学金等従来の学生支援措置との大きな違いは、新たに導入されたこれらの措置では、経済力に乏しく財政的支援の必要な低所得層を対象を限定(needed-based)することを、

¹²⁵ 税控除額の計算事例は、参考資料4-3を参照。

¹²⁶ 控除額の算定事例は、参考資料4-4を参照。

実質的にしていない点である¹²⁷。すなわち、算出された控除額が課税額を超えた場合その超過分を還付せず課税分を相殺するだけである課税相殺方式(non-refundable)であるため、もともと課税額がない低所得層にはメリットが及ばず、結果的にむしろ中所得層が対象となっている。また、所得要件の上限が高く設定されているため、申告世帯の10%足らずしか対象外とならない。

(HOPE 奨学税額控除及び生涯学習税額控除の活用)

前述のとおり、HOPE 奨学税額控除は、最大で年間 1,500 ドルの税額控除が適格学生に対して適用される。一方で、生涯学習税額控除は、最大で 1,000 ドルの税額控除が適用される。

両制度は、税額控除であり還付方式(refundable)でないため、そもそも所得税課税額が発生していない世帯ではその恩恵を受けられない。およそ 13%の学生は課税所得のない家計から来ていると推計される¹²⁸。しかし、低所得者層に関しては、ペル奨学金が返還不要な補助金を低所得者層向けに提供しているため、本施策とは補完的な関係にあるといえる。

また、所得制限があるため、高所得者層もこの税控除が適用されない。自立している学生のうち 7%は 5 万ドル以上の収入があり、家族に依存している学生のうち 5%は世帯収入が 10 万ドル以上あると指摘されている。これらの世帯には、税控除の対象となる収入金額の上限を超えているため、税控除が適用されない。

なお、大学から授業料等の助成金を受けている学生は、税控除を受けることができない。

(各税制措置の予算規模)

教育関連税制措置のために相当額の予算規模が見込まれており、2002 年度では HOPE 奨学税額控除では 46 億ドル、生涯学習税額控除で 25.8 億ドルが充当されている(図表 4 - 4)。

(2) 教育貯蓄アカウント

(個人退職年金制度(IRA)の概要)

個人退職年金制度(Individual Retirement Accounts: IRA)は、74 年に創設された個人の確定拠出型年金で、主に自営業者も含む勤労者に税制上の優遇を与え、個人が任意で年金の積立ができるようにされている。就業していても勤務先企業の年金プランでの保障がない場合、通常は 1 人当たり年間 2,000 ドルを限度として IRA に積み立て、その拠出金を課税所得から控除することができる。IRA への預金額(所得控除対象部分)を 59 歳までに引き出した場合、身体障害等による退職などの場合を除いて引出額が引出し時の所得額に加算されると共に、10%相当額の追加税が課される。

¹²⁷ Dynarski(2000)。

¹²⁸ CBO(2000a)。

(教育貯蓄アカウント)

TRA97 において教育 IRA が創設された。(現在は教育貯蓄アカウント(Coverdell Education Savings Account: ESA)に改められている。)

これにより、98 年から、納税者は、受益者が高等教育を受けるための資金を教育 IRA に積み立て、また、非課税で引き出すことができるようになった。受益者は 18 歳以下の者に限られるが、積立を行う者は、両親、本人を含め任意の個人である。1 人の受益者に対する積立限度額は、98 年当初は 500 ドルであったが、2002 年から年間 2,000 ドルに引き上げられている。(複数の人が同じ受益者のために積立をした場合も同様である。)

教育貯蓄アカウントの税制上のメリットとしては、拠出金は控除されないが、運用益が非課税であり、さらに引出時も、その年の適格教育費用の範囲内での引出については非課税である。ただし、用途として、中等教育後の授業料と必要経費(助成金、奨学金及びその他の非課税教育支援を差し引いたもの)、本、文房具、適格な住居費や下宿費等に使用されることが条件となる¹²⁹。

教育貯蓄アカウントの積立限度額は、夫婦共同申告の時は調整後総所得が 19 万ドル以下の場合、最大で年間 2,000 ドルである(図表 4 - 5)。所得が 22 万ドルに近づくにつれて、積立額は徐々に減額される。また、単身で調整後総所得が 9.5 万ドルから 11 万ドルまでの場合も同様に減額され、11 万ドルより多い場合は適用外となる。ただし、仮に両親の総所得が限度額を超えていても、自分の子供に積立額を贈与し、その子供が積立を行うことは可能である。

予算額は、2002 年度で 5 千万ドルが充当されている(前掲図表 4 - 4)。

(3) 学生ローン支払に対する利子補助

教育貯蓄アカウントが主に学生の親の教育資金貯蓄へのインセンティブであるのに対し、そのような支援を受けられない学生に対しインセンティブを与えるのが学生ローン支払に対する利子控除である¹³⁰。

学生ローンの利子減免措置は、利払いが始まって最初の 60 か月(5 年間)に支払われた学生ローンの利子に該当する額をその学生もしくは家族の税支払額から控除する措置であり、2002 年時点の最大控除額は 2,500 ドルである¹³¹。

適用所得の上限は、夫婦共同申告の場合調整後総所得が 13 万ドル、単身者の場合調整後総所得が 6.5 万ドルであり、さらに、夫婦共働きでは調整後総所得 10 ~ 13 万ドルで、単身では 5 ~ 6.5 万ドルで控除額が徐々に逡減されていく¹³²。

2002 年度の予算額は、3.8 億ドルとなっている(前掲図表 4 - 4)。

¹²⁹ 2002 年から初等教育に係る経費も認められるようになった。

¹³⁰ Hoxby(1998)。

¹³¹ 最大控除額は 98 年で 1,000 ドル、99 年 1,500 ドル、2000 年 2,000 ドルと拡充されてきた。なお、2002 年 1 月以降の利子支払いに対しては、当初 60 ヶ月の規定は適用されない形に改正された。

¹³² 控除額の計算事例については、参考資料 4 - 5 を参照。

(4) 529 プラン (Qualified Tuition Programs: Section 529)

(529 プランの概要)

高等教育目的の積立金に対して運用益の課税繰延べなどの優遇措置を付与し、教育資金の確保を支援しようとする制度である (図表 4 - 6)。96 年に導入され、内国歳入法第 529 条に基づいている。

運営形態としては、州毎に設立され、内容も州毎に異なる。基本的にはプリペイド型と貯蓄型の 2 タイプがある。

プリペイド型

加入者(両親等)が現在の水準の大学授業料を拠出すると、将来実際に受益者(子供)が進学する際に授業料が値上がりしていても、州内の公立大学であれば納付済みとみなされ、私立大学や州外の公立大学でも同等の金額を受け取ることができる。2001 年 7 月時点で 17 州により提供されている。

貯蓄型

加入者が州と契約している金融サービス会社に個人口座を開設して拠出を行い、プランの中で用意された運用商品の中から投資先を選択する。子供が進学する際に口座に貯まった資金を給付として受け取ることができるが、その金額は運用次第である。2001 年 7 月時点で 36 州が提供し、14 州が近々提供する予定としている。

税制優遇措置は、プリペイド型、貯蓄型に共通で、連邦と州の両方で実施される。拠出については連邦税の所得控除はないが、多くの州で州税での所得控除が認められている。

また、2001 年の税法改正により、連邦税について給付時の課税が撤廃され、運用益は完全に非課税となった。州税についても、ほとんどの州で運用益は非課税 (運用時・給付時共に非課税) または課税繰延 (運用時非課税、給付時課税) となっている。

さらに、給付時点で口座資産が結果的に必要な学費を上回った場合は、両親が剰余分を回収できるが、ペナルティ課税が賦課される。

(529 プランへの資産運用業界の注目)

野村(2001)によれば、529 プランのうち貯蓄型ビジネスは、401(k)プランと多くの点で共通しており、運用業界内では近年貯蓄型 529 プランへの注目が高まっていた。また、401(k)プランに代表される退職年金プラン市場の成熟化が認識されてきたことも、さらなる注目の要因である。

529 プラン市場は、現在の 90 億ドルから、2011 年には 700 億ドルに成長するという予測もある。ただし、各州とも複数の企業を指定する例は少なく(1 州 1 企業)、運用会社にとっては空席が着実に少なくなっている状況である。しかし一方で、自社単独でプラン提供するのではなく、他社とのアライアンスによる複数プラン提供の例もみられ、今後はこの

形態が増加すると考えられる¹³³。

(5) 社会人教育に関する支援施策事例

(ビジネス・スキル関連の教育に関する優遇策¹³⁴)

米国では業務関連の教育支出について一定の要件を満たすものについては、税制上の優遇措置が講じられる。この制度では、原則として現在職についている者を対象に、最大 5,250 ドルまで教育支出を実額控除することができる。

対象となる教育は、下記のうち 1 つに該当している必要がある。

その教育が雇用主から求められているものか、法的に要求されている場合で、現在の給与や地位、職業を維持するために必要であり、かつその教育が雇用主の事業に必要な場合。

その教育が現在の業務を維持もしくは改善していくために必要である場合。

なお、には、同じ分野の知識をリフレッシュするためのコースや、現在の業務内容の先端的な分野に関するコース、アカデミックもしくは職業訓練的なコースを含む。

また、仮に現在の業務を維持するためもしくは改善するためのコースに参加するために、1 年以内で現在の職業から離れる場合(退職も含む)、そのコース終了後同じ職業に就くのであれば(会社は別で構わない)、「一時的休職」として扱われ、例外的に優遇対象として認められる。換言すれば、1 年以上現在の職を離れる場合は対象とはならない。

ただし、仮に上記 2 つのうちどちらかに該当していたとしても、もし下記 2 点のどちらかに該当する場合は対象外となる。

その教育が現在の業務に対して最低限要求されるレベルのものである場合

その教育が、受給者にとって全く新しい業務領域の資格を与えるものである場合

控除対象となる費目には、授業料、書籍代、実験費、特定の交通費及び旅費、その他教育関連経費が該当する。

3 人的資本形成促進税制の評価

(大学進学と授業料の推移)

米国は大学への進学率が高く、97 年には前年高校を卒業した 16~24 歳までの学生のうち 65%が大学に進学している。この数値は 60 年から 20%も増加したことになる。しかし、高校卒業者のうち約 25%は卒業後 2 年以内に大学に進学しておらず、このうちどのくらいの人数が経済的理由で進学を諦めているかは、明らかではない。

¹³³ 野村(2001)。

¹³⁴ IRS(2001b)。我が国においても、給与所得者に対し個人所得税で特定支出控除が認められているが、必要経費として認められる能力開発経費は、現在の職務に直接必要であり、雇用主が認めたものに限定されている。参考資料 4-6 を参照。

一方で、授業料も高騰し続けており、99-2000年では2年制公立大学で平均1,451ドル、4年制公立大学で3,407ドル、4年制私立大学で15,309ドルであった。25年前と比較すると、すべての公立大学において授業料は46%も上昇し、4年制の私立大学の授業料は39%上昇している¹³⁵。

CBO(2000a)によれば、財政支援も大きく増加しており、87-88年に支援の対象となった大学の学生数は70%も増加し、およそ40%の大学生が何らかの支援を受けていることになる。

米国では、進学率の増加及び授業料の引上げ等の動きを背景として、今後も、大学教育に対する政府の財政負担が拡大することが予想され、さらに、結果的に各世帯の大学進学に要する負担が増大することが予想されることから、政府の支援措置の効率的な運用のためにもそのターゲットの慎重な絞込みが必要であるとの指摘もある¹³⁶。

(HOPE 奨学税額控除と生涯学習税額控除の大学進学率への影響)

多くの実証研究の結果を総合すると、授業料の引下げや奨学金の給付は大学進学率を有意に押し上げ、特にその傾向は低所得層で顕著であることが報告されている¹³⁷。

Dynarski(2000)は、ジョージア州のHOPE 奨学金の事例から推計を行い、この支援措置が18-19歳の大学進学率を7.0~7.9%程度と大きく引き上げたとの結果を導いている¹³⁸。

また、CBO(2000a)では、Kane(1995)で計測された弾性値を用いて、HOPE 奨学税額控除及び生涯学習税額控除によって大学進学率が約4%上昇するとしている。ただし、Kaneの分析は、現在学生である人について、奨学金による授業料の変化に対する弾性値を計測しているため、税額控除による進学率への影響として捉えることは過大推計である、もしくは過小推計である、との賛否両論がある。

過大推計だとする理由としては、現在学生でない者の中には、授業料の高低に関わらずそもそも大学入学の意思がない者も含まれていること、大学に進学しない者の数自体この20年間でかなり減少していること、給付が還付方式(refundable)でないため、授業料負担が進学の抑制要因となっている低所得者層はそもそも税負担が少なく、控除によるメリットが小さいもしくはゼロであること、などが挙げられる。

これに対し、過小推計だとする理由としては、授業料が変化しても、既に学生である者にとっては、現在学生でない者よりも影響が小さいこと、低所得者層ほど授業料が低い学校に行こうとする傾向があり、授業料に対する税額控除額の比率は大きくなることなどが挙げられる。

¹³⁵ 米国における大学の授業料の推移について、参考資料4-7を参照。

¹³⁶ Kane(1997)。なお、McPherson-Schapiro(1997)は、授業料の引上げと大学進学者の自己負担の増大により、低所得層にとって進学や大学選択がより困難なものとなっていると指摘している。

¹³⁷ 実証研究のサーベイについては、McPherson-Schapiro(1991)、Dynarski(1999)他を参照。

¹³⁸ 1,000ドルの補助で3.7~4.2%大学進学率を押し上げたことになる。授業料負担の引下げ及び授業料補助の増加が進学率に与える影響に関する様々な研究事例においても、同様の結果が示されている。なお、ジョージア州のHOPE 奨学金は1993年に州独自の制度として導入され、連邦政府のHOPE 奨学税額控除制度のモデルとなったものである。

なお、税額控除制度の導入による大学側の対応として、大学側が学生の負担を重くすることなく授業料を引き上げようとするのが懸念材料として指摘されている。

(税控除制度への批判)

これらの控除制度の効果に対し、より懐疑的な意見も存在する。

Gravelle-Zimmerman(1997)によれば、税制措置の恩恵が結果的に既に進学している中高所得層の学生に渡っており、恩恵を受けても進学率に影響せず単なる金銭的利益(‘windfall gain’)にしかならない額が全コストの42%に達すると推計している。

Simonson氏によれば、この優遇税制は、対象者が限定されていること、制度自体が複雑であることから、受給率(take-up rate)が高まらないと指摘している。その理由として、税額控除で還付方式(refundable)でないためそもそも税負担を負っていない低所得層には効果がなく、むしろそれより高い所得層に利用されていること、また、税当局にとっては税務処理の業務が、大学にとっては管理コストが、個人にとっても手続等の労力の増大が引き起こされたことを挙げている。むしろ、所得の問題から大学進学が困難な人たちへの政策であるならば、学生ローンの金利軽減、ローンの保証、奨学金等の方が有効な制度だと述べている¹³⁹。

また、Steuerle氏も同様の意見を述べている。同氏によれば、HOPE 奨学税額控除及び生涯学習税額控除の導入は政府と野党との間での折衷たる性格が強く、他の教育施策との整合性は十分でないとしている。さらに、優遇税制は税負担をしていない低所得層の学生にメリットを与えることができない、として否定的な見解を示している¹⁴⁰。

その他にも、利用者にとってみると、各制度の併用ができないことや、各制度毎に所得制限や遞減段階の具体的制度が異なることなど、利便性や簡索性に欠けるといった批判もある。

(高等教育向けの貯蓄に対するインパクト)

TRA97には、授業料の税控除や教育貯蓄アカウント、学生ローンの利子減免など大学生とその家族に対して財政的負担を減らす仕組が盛り込まれている。教育貯蓄アカウントや利子減免等は高等教育を受けるための貯蓄を促進する方向に働くが、税額控除制度の導入は貯蓄の必要性を低減させることから、むしろ貯蓄を押し下げる方向に働くことが予想される¹⁴¹。

(労働に対するインパクト)

HOPE 奨学税額控除と生涯学習税額控除は、所得が4~5万ドル(夫婦共働きの場合は

¹³⁹ K. Simonson氏(米国建設業協会チーフエコノミスト)ヒアリング(2002年5月)。

¹⁴⁰ G. Steuerle氏(Urban Institute シニアフェロー)ヒアリング(2002年5月)。また、Steuerle(1997)では、教育政策を他の公共政策と同様に、中立性、(再分配機能を含めた)公平性、簡索性といった原則から検討することが必要であることを指摘している。

¹⁴¹ 教育支援税制による親の教育資金の貯蓄行動への影響については、例えばKane(1998)を参照。

8~10 万ドル)の範囲で控除額が逡減していくが、減額に伴い限界税率が上昇する。CBO(2000a)によれば、そのために逡減局面の範囲内にいる世帯については、その年内の就業行動を変更するまたは他年に収入をシフトするなど、納税者の経済行動に歪みをもたらすおそれがあるとしている。

4 まとめ

本章では、人的資本形成促進税制の事例として、米国の高等教育政策における税制措置について、その内容等をみた。それによると、従来のペル奨学金等とともに、TRA97 で導入された HOPE 奨学税額控除や生涯学習税額控除をはじめとする税制上の諸施策により、高等教育への支援の充実が図られている。

こうした高等教育支援税制により期待される直接的な効果として、低所得層を中心とした大学進学率の向上が見込まれている。しかし、課税相殺方式(non-refundable)の税額控除等の税制上の優遇措置では、もともと課税額のない低所得層に対するメリットは小さく、また、財政負担も大きいことから、政策設計としてターゲットの設定を十分検討すべき旨の批判がある。その他にも、留意点として、奨学金等他の支援施策との整合性が十分図られる必要があること、貯蓄や就労等経済活動への影響(中立性)に配慮すること、また、学生、大学及び税当局の運営コストも視野に入れること等が指摘されている。

結論

本レポートでは、経済活性化に資する税制を実施している海外事例を紹介し、その経済効果及び評価等をサーベイし検討した。その結果をまとめると、以下のようになる。

（労働供給促進税制）

欧米諸国においては、低所得層、特に子供のいる single parent 世帯への支援が政策的課題となっているが、その中で、従来の低所得層に対する政府の支援施策がかえって低所得層の就労インセンティブを阻害し、「失業の罍」あるいは「貧困の罍」と呼ばれる状況を引き起こしているとの懸念が生じていた。こうした事態への対応策として、就労を条件とした (in-work) 低所得層への支援策が講じられている。

米国の勤労所得税額控除(EITC)では、稼得所得を有すること(すなわち就労していること)を要件としていることや、稼得所得が増加するほど控除額が増加しかつ還付方式を採用することにより、低所得層にとって働くことのインセンティブを引き上げ、経済的自立を促す制度設計となっている。また、低所得層の所得支援政策における中心的役割も担っている。

諸研究の分析結果によれば、女性特にシングル・マザーを中心に低所得層の就労を大きく促進する効果を持ったことが指摘されている。ただし、既に働いている既婚女性では、EITC の存在によりかえって就労調整が行われ、労働時間を引き下げるマイナス効果がみられたことも報告されている。

また、EITC は所得補助施策として、多数の低所得層が貧困状態から脱することを可能にするなど、期待された効果を発揮しているといえよう。

EITC は、社会保障給付と税制措置を統合したものであり、制度の運営コストの節減や高い受給率の実現といったメリットもある一方、納税者の申告に依存するが故に多額の過大請求が発生する等のデメリットもある。

（設備投資促進税制）

米国では、81 年税制改正において投資税額控除及び加速度償却制度等の投資促進税制を導入・拡充し、経済成長の牽引役たる設備投資の増進とインフレの進行に伴う減価償却不足の解消を図った。

米国の民間設備投資は 83 年第 1 四半期頃から伸びが増加し、実質 GDP 成長率も急回復をみせた。これに対して設備投資促進税制が寄与したのかどうかは議論が分かれているが、短期的には実効税率の低下により投資への誘因の一つとなったことが考えられる。

しかし、81 年税制改革の投資促進税制は資産間で実効税率にばらつきを生じさせた結果、効率的な資源配分に歪みをもたらし、産業間の税負担に不公平性を生じさせる問題を顕在化させたなどの問題点が示されたことから、特に中長期的観点からは投資促進税制には反論もみられる。

(研究開発促進税制)

研究開発の重要性は先進諸国において認識が強化されてきており、各国において研究開発促進税制が導入・強化されている。研究開発に対する政策的支援は、研究開発による私的収益率が社会的収益率を下回ること(いわば「市場の失敗」)による過少投資を解消すること等を根拠に、理論的に正当化され得る。

近年の実証研究の結果によると、税控除制度の R&D 誘発効果は、(短期的には小さくとも長期的には)効果が大きいことが確認されており、1 ドルの控除が 1 ドル以上の R&D 支出を誘発する効果が示されている。したがって、政策支援策としての研究開発税制の有効性は、実証的に支持されているといえよう。

税控除制度の具体的設計については、総額ベース控除方式と増加分ベース控除方式がある。前者は、財政支出が大きくなり、仮に控除がなくとも企業が実施していたであろう研究開発支出分も控除が適用されるなど、費用対効果の面で相対的にみて効率的とはいえない。しかし、後者は、増加分を算出する上での基準の設定が問題であり、ラチェット効果が働いて企業が研究開発支出を抑制することなどの問題点が存在する。

(人的資本形成促進税制)

米国の高等教育政策における税制措置についてみると、従来のペル奨学金等とともに、TRA97 で導入された HOPE 奨学税額控除や生涯学習税額控除をはじめとする税制上の諸施策により、高等教育への支援の充実が図られている。

こうした高等教育支援税制により期待される直接的な効果として、低所得層を中心とした大学進学率の向上が見込まれている。しかし、課税相殺方式(non-refundable)の税額控除等の税制上の優遇措置では、もともと課税額のない低所得層に対するメリットは小さく、また、財政負担も大きいことから、政策設計としてターゲットの設定を十分検討すべき旨の批判がある。その他にも、留意点として、奨学金等他の支援施策との整合性が十分図られる必要があること、貯蓄や就労等経済活動への影響(中立性)に配慮すること、また、学生、大学及び税当局の運営コストも視野に入れること等が指摘されている。

補論 代替ミニマム課税 (AMT)

最近の米国における税制改正の議論の中で取り上げられる項目として、代替ミニマム課税がある。この制度は、個人及び法人所得税において租税特別措置の利用により著しく税負担が軽減される一部の高所得層等を対象に、その負担額の適正化を行うもので、いわば税負担の公平性の観点から創設された税制措置といえる。したがって、本レポートのテーマである経済活性化に資する税制という主旨には即していないが、今般の米国の税制をめぐる議論で注目を集めている項目であるため、補論として紹介する。

1 代替ミニマム課税制度の概要

(1) 制度の概要

(代替ミニマム課税の内容)

代替ミニマム課税 (Alternative minimum tax: AMT) は、納税者に所得税を負担する能力 (担税力) があるにもかかわらず、税法上の各種租税特別措置の利用により税額をゼロまたは少額に抑えることを防止する目的で用意された制度である¹⁴²。

代替ミニマム税は、個人を対象とした個人所得税における個人 AMT と、法人を対象とした法人税における法人 AMT がある。

代替ミニマム税では、原則として通常の所得税計算とは別に、特別な計算方法により試算税額 (tentative minimum tax) を計算する。そして、この試算税額が通常の所得税計算の過程により算定された通常の税額 (regular tax) を超過した場合には、その超過部分を AMT として通常の税額に加算して課税される。

(ミニマム課税の 2 通りの仕組)

ミニマム税計算には、大別して次の 2 通りの仕組がある¹⁴³。ミニマム税導入当初は追加方式が採用されたが、後に代替方式に変更された。

追加 (add-on) 方式 (additional method)

税優遇項目の合計額に一定の税率を掛けて算出した税額を、通常の税額に対する追加税金として課す制度。

代替 (選択) 方式 (alternative method)

通常の課税所得の計算とは別のルール (基準) で、代替 (alternative) もしくは仮定 (tentative) の課税対象所得額を算定した後、それぞれの所得に一定の税率を掛けて税額を算出し、もし代替 (仮定) ベースの税額が通常の税額を超える場合、その超過額を追加税負担として通常の税額に加算する制度。

¹⁴² 伊藤(2001)。

¹⁴³ US タックス研究会(1988)。

(2) AMT の機能

AMT には、租税回避防止機能と公平性・中立性補完機能の 2 つの機能が期待される。

(租税回避の防止)

渡辺(1997)によれば、AMT の目的は、実質的な経済的利益を持つ納税者が、(非課税や控除に関する) 優遇規定を利用することにより、大部分の租税債務を回避することを防止することである。すなわち、租税優遇措置に一定の政策目的があることを前提としながらも、優遇措置を過度に利用することによって、租税債務の多くを減少させるような行為を租税回避と捉え、これに対処するために作られたのが AMT である。

また、西野(1998)によれば、ミニマム課税の目的は、租税優遇措置によって税負担の著しい軽減が見られる場合に、その恩典の一部を一定率で取り戻すことである。86 年税制改革の際、下院歳入委員会は AMT 導入に際して、十分な所得を持つ納税者に免税や所得控除、税額控除などの利用によって税負担を回避させない効果的方策の必要性を強調している。つまり、この税の規定の背景には、優遇措置を税のループホールとみる認識とともに、特別措置の廃止による課税ベースの拡大よりループホールの部分的補修を行うべきとする当局の見解があったといえる。

(公平性・経済的中立性の補完)

宮島(1985)によれば、ミニマム課税の課税ベースは優遇措置の合計額であり、ミニマム課税は所得税及び法人税を公平面から補完するものである。換言すれば、優遇措置の存在が解消され課税ベースの包括性を補う必要性がなくなれば、ミニマム課税を設ける必要性もまた消失する。例えば 1986 年税制改革時には、第 2 章でみたとおり、財務省案では徹底した優遇措置の撤廃を前提としてミニマム課税の廃止を提案していたが、その後の実際の改革案では一部の優遇措置の残存とともにミニマム課税が AMT として継続された。

その意味でも、税制の簡素化を一部犠牲にしても、高額所得者や企業の節税手段となる各種優遇措置に別建ての課税を行い、税制の公平性および経済的中立性を部分的にでも補完するものであると指摘している。

ミニマム課税導入当初の議論において、その目的として、他の者と同様の状況にありながら相対的に少ない税額しか負担していない者について、その税負担を高めること、同一の経済的所得すなわち租税優遇措置を適用する前の同額の所得を有する者の間における租税負担の不均等を是正すること、が挙げられていた¹⁴⁴。

2 個人代替ミニマム課税(Individual AMT)

¹⁴⁴ 吉牟田(1981)。

(1) 個人 AMT 制度導入の背景と変遷¹⁴⁵

(追加ミニマム税の導入)

60年代後半に、個人所得税の税負担について、高所得者が租税特別措置の利用により合法的に課税から逃れていることが指摘された。具体的には、69年1月の財務省報告で、66年に調整後総所得(Adjusted Gross Income: AGI)が2万ドルを超える155人の個人が所得税を納めていないと報告された。

これに対し、高所得層の課税逃れへの批判が高まり、一般納税者の租税制度に対する不公平感が高まるようになったことを背景として、69年に租税改革法(Tax Reform Act of 1969)により追加ミニマム課税(Add-on minimum tax)が創設された。当初のミニマム課税の税率は10%、基礎控除額は3万ドルであった。

追加ミニマム税は、通常の課税所得から控除される一定の租税優遇項目(当初10項目)への課税であり、そのうち最も重要視されていた項目はキャピタルゲインであった。21年以降、個人の長期キャピタルゲインは50%が所得控除されていたが、追加ミニマム税では、この控除部分に対して課税することも目的としていた。

(追加ミニマム税の強化)

76年には、74年当時AGIが2万ドルを超える244人の個人が所得税を納めていないとの財務省報告がなされたことを契機に、高所得の納税者から正当な額の税を徴収するべく、追加ミニマム税が強化された。適用税率は15%に引き上げられ、基礎控除額は1万ドルに引き下げられた。

(代替ミニマム税の導入)

78年には、キャピタルゲインへの税負担が重くなり資本形成を阻害しているとの懸念から、長期キャピタルゲインの控除が60%に拡大されると同時に、キャピタルゲインは追加ミニマム税の対象とはせず、新たに創設された代替ミニマム税(AMT)が課税されることとされた。AMTでは、適用税率は10,20,23%の3段階で基礎控除額は2万ドルと設定された。これにより、既に高率の所得税を払っている個人に対して、追加税方式で追加課税を行うことによる株式投資等への阻害要因を排除した¹⁴⁶。

こうした措置に伴い、高所得層に対する長期キャピタルゲインへの限界実効税率は、78年には40%近かったが、79年、80年と20%台にまで低下した(図表5-1)。

(代替ミニマム税への統合・拡充)

82年には追加ミニマム課税が廃止されてAMTに統合された。統合に伴い、AMT税優遇

¹⁴⁵ Harvey-Tempalski(1997)、Saxton(2001)等による。

¹⁴⁶ 吉牟田(1981)。

項目は大幅に拡大された。これは、追加ミニマム税の税優遇項目が AMT 税優遇項目に盛り込まれた上、さらに新たに税優遇項目が加えられたことによる。

86 年には、AMT 税率を 21% に引き上げ、対象となる優遇項目を増やすなどの改正が行われた。また、86 年改正では、キャピタルゲインが通常課税における所得控除から外されると同時に、最高税率が 20% から 28% へ引き上げられた。

さらに、インフレの進行に伴うブラケットクリープの調整のため、90 年の OBRA90 及び 93 年の OBRA93 で、税率がそれぞれ 21~24%、26~28% へと引き上げられた。

2001 年のプッシュ減税において、2004 年まで時限措置として基礎控除額の引上げが講じられている。

(2) AMT 課税額の算出

AMT 課税額の算出は、以下のような過程で行う¹⁴⁷。

通常の過程で計算された通常課税所得から AMT 調整項目を調整した上で税優遇項目が加算され、代替ミニマム課税所得(alternative minimum taxable income: AMTI)が求められる。この額から基礎控除額が控除された代替ミニマム課税標準に AMT の税率が掛け合わされ、そこから通常税額が差し引かれ若干の調整が行われて、代替ミニマム税額(AMT)が求められる(図表 5 - 2)。

基礎控除額は、夫婦共同申告の場合 49,000 ドル、独身の場合 35,750 ドル、夫婦個別申告の場合は 24,500 ドルとなっている。ただし、控除額は一定の所得を超えると逡減されていく。AMT の税率は、所得のうち最初の 175,000 ドルに対しては 26%、その超過部分には 28% が適用される。これらのすべての設定額はインデクセーションされない。

(3) 個人 AMT の経済的影響

(個人 AMT の適用状況)

個人 AMT は制度の趣旨として、租税優遇措置を活用している一部の高所得層を対象としているため、全体からすればごく僅かな者しか対象とならない。図表 5 - 3 にみるように、97 年で 60 万人しか対象にはならず、AMT 納税総額も 40 億ドルの規模でしかない。しかし、その規模は近年拡大しており、2000 年時点で対象者約 130 万人、税収規模 88 億円以上に達している。

拡大の根本的な要因として、所得税率ブラケットや控除額については、消費者物価指数に基づいてインフレ率に合わせて自動的に調整されるインデクセーションが導入されているのに対し、AMT はインフレと連動していないことが挙げられる。さらには、97 年の納税者救済法で行われた児童に対する税額控除や教育減税の導入等の個人所得減税が、AMT の

¹⁴⁷ 計算過程の詳細は、参考資料 5 - 1 を参照。

対象者増加の要因になっていると考えられる¹⁴⁸。

AMT の適用状況を所得階層別にみると、所得が 7.5 万ドル未満の者では 1% に満たないが、20 万ドル以上の高所得層では 15.1% の者に適用されている（図表 5 - 4）。

しかし、20 万ドルを超える高額所得者の一部は、引き続き通常所得税も AMT も納めておらず、高額所得者に適正な税負担をさせるという本来の目的が必ずしも果たされていないケースも存在している。このことから、AMT はその目的を果たしていないという主張もある¹⁴⁹。

（インフレ等による適用者数の増加）

上述のように AMT にはインデクセーションのような仕組みが組み込まれていない。その結果、インフレ下においては、実質所得が増加していないにもかかわらず名目所得が増加するため、AMT が適用される可能性がより高くなる。

このように、AMT は経済成長とインフレに伴うブラケットクリープにより適用者が拡大するため、ブッシュ減税¹⁵⁰成立前の試算では、2010 年度には適用者の割合は 17.5% に達するとみられていた。基礎控除額の引上げも数次にわたり実施しているが、インフレの速度には追いついていない。

また、ブッシュ減税によって児童控除等の優遇措置が拡充するため、高所得層のみならず中所得層も AMT の対象となるケースが増えつつあり、AMT の適用により減税の恩恵が減少することが指摘されている。

現在、ブッシュ減税の一環として 2001 年から 2004 年末までの 4 年間の時限で、AMT 控除額の引上げが実施されているが、控除額の引上げ措置が終了する 2005 年から AMT 適用者割合が急上昇し、2010 年度には 35.5% にまで達する見込みとなっており、一部の高所得層を対象とした制度とはいえなくなる¹⁵¹。

こうしたことから、何らかの追加改正が必要であることが認識されている。

（コンプライアンスコストの増大）

AMT は、納税者に対して通常所得税とは別に AMT 税額を計算することを求めるため、必然的に事務負担が大きくなる。最終的には AMT が適用されない納税者についても、潜在的に適用される可能性がある限り計算の事務負担は必要となる。また、税務当局にとっても、事務コストが増大する。このため、税制の簡素性の観点からは、AMT は問題がある。

（４）個人 AMT の今後の方向性

¹⁴⁸ CBO(2000)。

¹⁴⁹ Saxton(2001)、GAO(2000)他。

¹⁵⁰ Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001。

¹⁵¹ 安井(2002)他。前掲図表 5 - 3 を参照。

(個人 AMT の改廃の動き)

上述のように、個人 AMT については多くの批判や問題点が指摘されており、その改廃について法案が検討・提出されている。Saxton(2001)では以下のような選択肢が考えられるとしている。

現状維持

現状のまま AMT を維持すれば、所得の増加(名目・実質)に伴い、適用者数は大幅に拡大する。さらに長期的には、AMT 税率が通常所得税に取って替わり、AMT 税率によるフラット税率が達成されることになる。

微修正

AMT においては育児に関する控除(Child credit provisions)は認められないが、これを認めるなどの細かな技術的な修正を施す。

インデクセーション

通常所得税と同じように、基礎控除額をインフレに連動させる。GAO(2000)によれば、仮に 2000 年からインデクセーションが実施されれば、2010 年には適用者数が 1,700 万人から 210 万人にまで減少すると予測している。

大幅修正

AMT においては控除が認められない州税に対する控除を認める等大幅な修正を施す。

廃止

99 年の税制改正¹⁵²では、当初 2005 年から 2007 年にかけての AMT の段階的廃止、2008 年には完全撤廃を織り込んでいた。これは上下両院を通過したものの、クリントン大統領が、税収見通しの不確実性が高いことから拒否した経緯がある。

(提出された法案)

107 期議会において上院・下院に提出(refer)された法案(bill)は、図表 5 - 5 のとおりである。大部分は提出されただけで、実質的な審議がなされないまま経過しているが、税率引下げを織り込んだ HR3 と育児控除(Child Tax Credit)を織り込んだ HR6 は、HR1836 に統合され、Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act として成立した。

3 法人 AMT

(1) 法人 AMT 制度の導入と背景

(追加ミニマム税の導入)

個人所得税と同様に法人税においても、69 年に追加ミニマム税(add-on minimum tax)が導入された。

¹⁵² Taxpayer Refund and Relief Act of 1999.

追加ミニマム税の納税義務は、租税優遇項目の合計額から通常税の税額が1万ドルのどちらか少ない方を控除した金額に、15%の税率¹⁵³を適用して算出された。法人は、通常税に加えてこの追加ミニマム税の納税義務を負うことになる。しかし、追加ミニマム税は包括的な課税ベースをもたず、納税者の正確な経済的利益を把握することもなかったため、議会はこれでは租税回避に十分に対処できないと判断することとなる¹⁵⁴。

(AMTの制度導入時の背景)

86年導入当時の背景としては、アメリカでは確定決算主義¹⁵⁵を採用していないため商法上の利益と税法の利益が一致しないことが挙げられる。多額の利益を計上し、株主に配当を支払っているにもかかわらず、税金を支払っていない状態に対して批判が高まっていた。ミニマム課税は、優遇措置を濫用して納税を回避している状態を解消するために、個別の優遇措置に対応するのではなく、全体としての租税回避を防ぐことが目的にあった。

具体的批判としては、ERTA81におけるACRS及びITCといった各種の優遇措置を利用することで、黒字を計上しながら法人所得税の実効税率がゼロ以下の大企業が多数発生したことがある。McIntyre-Wilhelm(1985)は、275の黒字法人を対象に調査を実施し、そのうちの半数近い129社が81年から84年の間で少なくとも1年は法人税を全く納めていないか、むしろ税金の還付を受け取る状態にあったと報告している(前掲図表2-13)。さらに、著名な大企業を積極的な租税回避者として批判した。

こうした歪みを修正すべく、83年から早くも改革案が議会に提出され、84年には当初の理想に近い財務省案が提出された。その後、大統領案、下院修正案、上院修正案と数度の修正を経て86年にTRA86が導入され、法人税改革の一環として法人AMTが採用されることとなった(前掲図表2-15)。

この数次の修正の間に、改革案の内容も曲折を経た。当初の財務省案では、租税優遇措置の大幅な縮減を前提にミニマム課税は廃止が提案されていたが、大統領案においてはむしろ優遇措置の維持とミニマム課税の強化が打ち出されている¹⁵⁶。この政治的背景として、「優遇措置を抜本的に廃止することが望ましかったが、ロビー活動等による政治的な理由から、TRA86においても税制面での優遇措置は残ることとなった。そのため、84年の財務省報告では予定していなかったが、その対応策として最終的にAMTが導入されることとなった。本来的には、この種の優遇措置が存在しなければ、AMTは導入されなかったはず」であった¹⁵⁷。

(導入後の制度の変遷)

¹⁵³ 69年の導入当初は基礎控除額3万ドル、税率10%であった。

¹⁵⁴ 渡辺(1997)。代替方式では別のルールで課税所得を算出するので、包括的な課税ベースを持つ。

¹⁵⁵ 商法上の会社の計算を基礎として法人税法上の所得を計算するという意味において、税法と商法を結びつける原則のことを指す。渡辺(1994)。

¹⁵⁶ Department of Treasury(1984)、宮島(1985)。

¹⁵⁷ G. Gerardi氏(米財務省ダイレクター)ヒアリング(2002年4月)。

その後、法人 AMT は、導入後税率が引き上げられるとともに、90 年には代替課税所得 (AMTI) 算定に当たって行う修正を、帳簿利益修正から調整当期利益 (ACE) 修正に変更するなどの制度改正が行われている¹⁵⁸ (図表 5 - 6)。

(2) 法人 AMT の計算過程

(AMT の計算過程)

法人 AMT の税額の計算過程は、以下のように行う¹⁵⁹。

個人 AMT と同様、通常の課税所得に調整項目の加減を行った後、税優遇項目を加算する。それに AMT 修正項目を調整した上で、減価償却等を調整するため ACE 修正を行い、代替ミニマム課税所得 (AMTI) を算出する。

その後さらなる調整を行い、AMT 基礎控除を控除して AMT 課税ベースを導出する。この額に税率を掛け合わせ、外国税額控除分を差し引くことで試算税額 (tentative minimum tax) を求める。これから通常の法人税額を差し引いて AMT 額が算定される (図表 5 - 7)。

税率は一律 20% が適用される。基礎控除額は、原則 4 万ドル認められるが、所得 (AMTI) が 15 万ドルを超えるとその額は逡減され始め、31 万ドルで完全に適用されなくなる。

ただし、AMT では、過去に支払った AMT 額が以後に代替ミニマム税額控除として認められ、通常の税計算を行う際にその控除を行使することができる。そのため、恒久的な税額の増加よりも税金の前払いに近い。企業にとってみれば、課税分を先取りされることで、その割引現在価値との差額分を追加的に税負担していることになる¹⁶⁰。

(ACE 修正の適用)

法人 AMT では、いわば 2 段階で企業の税優遇項目の適用による税負担の回避を阻止する仕組みとなっている。すなわち、税優遇項目を AMTI に加え直して課税ベースを拡大させるとともに、ACE 修正によっても同様に課税所得を広く捕捉するようになっている。

後者の制度は、税優遇項目等を算出し直して課税所得を捕捉するだけでは不十分であると議会が考えたことから、86 年から帳簿利益修正が導入され、89 年には調整当期利益修正 (ACE 修正) に移行された¹⁶¹。これは、調整当期利益 (ACE) が株主等に報告する利益額よりも小さい場合、その差額の 75% が AMTI に加算され課税ベースの拡大が行われるものである。

(3) 法人 AMT の経済的影響

¹⁵⁸ 具体的内容やその効果等については、参考資料 5 - 1 を参照。

¹⁵⁹ 計算過程の詳細については、参考資料 5 - 1 を参照。

¹⁶⁰ Joint Committee on Taxation(2002)。

¹⁶¹ 渡辺(1997)。

(税収に与える影響)

AMT の税収は、87～92 年で 274 億ドルとなっており、各年別では 90 年に 81 億ドルとなっていて以降傾向的に減少している。なお、87～92 年の期間に代替ミニマム控除が 58 億ドル利用された (図表 5 - 8)。92 年末には累計で 216 億ドルの控除残があり、これらは将来的に企業が利用した時に、税収減要因となり得る。

(法人 AMT の適用状況)

図表 5 - 9 で法人 AMT の適用企業数を 87～92 年の各年でみると、0.7～1.5%の企業が AMT を支払っている。90 年でみれば、210 万社のうち 3.2 万社が AMT を支払っている。しかし、90 年代になると、AMT 適用企業数は減少している。これは、92、93 及び 97 年の法改正により AMT の適用範囲を狭めたことによる。

法人 AMT は、その制度設計上、大企業の方が、また資本集約的産業の方がよりその適用対象となりやすいことが予測される。

AMT 適用企業数を資産規模別の構成比でみると、相対的に小企業の割合が高いことがわかる。87～92 年を通じて、70%以上の AMT 適用企業は資産規模 1 千万ドル未満であり、大企業の割合は少ない (図表 5 - 10)。一方、金額ベースでみると、AMT の多くは大企業によって納税されており、87～92 年で、総じて企業数の構成比では 2～3%に過ぎない大企業が AMT 税額の約 75%を納めている (図表 5 - 11)。

AMT の適用状況を業種別にみると、製造業、輸送業及び金融業で多く負担されている (図表 5 - 12)。一般的に、これらの業種の平均税率は AMT の適用により 1～2%上昇する。特にこの影響が大きいのは鉱業であり、4～6%上昇する (図表 5 - 13)。

(AMT の投資インセンティブに与える影響)

AMT が投資インセンティブに与える影響については、資金調達に内部資本によるものか外部資本によるものか、AMT 適用が一時的か恒久的か (あるいはその期間)、各種の税優遇項目とその優遇度合いと税率の関係等により、一様ではない。

このため、企業毎に限界実効税率に相違をもたらし、投資に歪みを発生させるとの懸念を指摘されているが、一方で、Bernheim(1989)は、資金調達コストを考慮に入れた場合は、AMT は逆にばらつきを是正する効果を持ち、資本配分の歪みを減じる方向に働くとしている。また、Lyon(1990)は、AMT の存在により、企業はトータルの税負担(平均実効税率)を下げることはできないが、限界的(marginal)な投資インセンティブに与える影響は、ただちに明らかにはならないとしている。

GAO(1995)では、これらを含むいくつかの論文をレビューした上で、一応の結論を以下のように出している¹⁶²。

恒久的に AMT を適用し、資本市場から資金調達を行う企業においては、通常の課税よりも AMT による課税の方が投資インセンティブに影響を与えることになる。この場

¹⁶² ここでは、92 年当時の制度及び税率等を前提とする。

合、AMT の低い税率が拡大された代替ミニマム課税ベースの影響を上回る税負担引下げ効果を持つため、実効税率は低くなる。

負債による資金調達の場合には、AMT では通常課税に比べて投資インセンティブは低くなる。支払金利は AMT でも通常課税でも控除されることから、高い税率の通常課税の方が、税額を削減できることによる。

内部資本及び外部資本をミックスして調達した投資では、AMT 下で投資インセンティブは通常課税に比べて高くも低くもなり得る。

企業が通常課税と AMT 適用を切り替える(切り替わる)場合には、より複雑になり、その切替えのタイミングとどれだけの期間 AMT を適用するかによる。通常の税額を払っている間に減価償却の控除が行われ、AMT で納税している間に投資からの収益が上がる場合に、投資のコストは相対的に安くなる。87 年から 91 年にかけて、資産総額 5 千万ドル以上の会社を追跡調査したところ、51%の企業が AMT を支払わず、36%の企業は通常課税と AMT を切り替えていることから、このケースは一般的とみられる。

この点について、米財務省は、「AMT は、借入と株式で税率が異なり、金利については通常は 35%の税率であるものが、AMT の場合は 20%となり低い課税になる。エクイティ・ファイナンスの方が借入よりも不利になることがあるが、状況次第で限界税率が変わってくる可能性がある。企業の行動次第で複雑に異なってくる。AMT の特徴としては、減価償却は緩やかになるため、将来どのような行動をとるかの予測によって有利・不利が決まってくる」としている¹⁶³。

Lyon(1997)では、AMT の投資インセンティブに対する効果について、投資対象となる資産の種類、資金調達方法、AMT の適用年数等の要因によって、有利となるか不利となるか異なるため、一概に括ることは不可能に近いとしている。

(景気循環との関係)

AMT は設備投資の足枷となり、景気回復への抑制要因になるとして問題視する意見もある。特に、昨年は景気後退局面であった上に同時多発テロの影響もあり、経済が厳しい状況にある中、AMT の適用により減価償却が緩やかになるため、企業が投資を行う際の足かせになるという見方が多かった。そもそも、AMT は納税額を増加させるため、景気の停滞局面では相応しくないという見解も示された¹⁶⁴。

(税額予測・活用の困難性)

AMT は、通常の税計算のほかにも AMT 額の計算を必要とするなど税務上のコストが余計に必要となり、コンプライアンスコストを付加することとなる。実際に AMT が適用されない企業でも AMT 額の算出が求められることから、そのコストは大きい。99 年には 14,900

¹⁶³ C. Carlson 氏(米財務省ファイナンシャルエコノミスト)ヒアリング(2002年4月)

¹⁶⁴ G. Gerardi 氏(米財務省ダイレクター)ヒアリング(2002年4月)及び Joint Committee on Taxation(2002)。

社しか実際には AMT を支払っていないにもかかわらず、AMT 申告社数は 32.9 万社に達した¹⁶⁵。

また、課税年度時に通常税と AMT による算出税額の大きさによって初めて税負担額が判るため、各法人の税負担に対する影響も事前には見通し難いという問題点もある。

Gravelle 氏は、AMT について否定的な見解を示し、AMT は企業により効果の現れ方も異なり、その活用方法も難しく、良い制度とはいえないが、一方で AMT を廃止してしまうと財政上の問題が発生するため、廃止するわけにもいかない悩ましい制度であるとしている¹⁶⁶

4 まとめ

本章では、最近米国で税制改革の議論の中で改正の必要性が主張されている代替ミニマム課税(AMT)について、その紹介を行った。

AMT は、個人及び法人所得税について、租税優遇措置を利用することで著しく税負担が減じられる場合に、税負担の適正化を講じ、税制の公平性を確保するために導入されている。通常の課税額の計算とは別に、租税優遇措置等を課税ベースに改めて追加した上で低い AMT 税率を乗じることで課税額を算出し、この課税額と通常の計算方法による課税額のうちの高い額の方を納税することが求められることとなる。

個人 AMT は、現時点ではその適用対象者は少数に限定されているものの、インデクセーションの不備等により、本来の意図を離れて今後急速に適用対象者数が拡大することが予想されており、早急な制度改正が求められている。他方で、AMT の導入にもかかわらず、高所得層の中には引き続き税負担の小さい者もあり、制度としての有効性を疑問視する主張もある。また、減税のメリットが AMT のために減殺されていることが指摘されている。

法人 AMT は、全体の 1%前後の企業が AMT を負担しているが、その投資インセンティブに与える影響については、資金調達の方法や AMT の適用期間等様々な要因により異なるため、一概には断定できない。しかし、マクロ的には、AMT が設備投資の足枷となり景気回復への抑制要因として働くことを懸念する意見もある。

さらに、個人 AMT 及び法人 AMT の両方にいえることであるが、通常の税額計算以外に別途 AMT 税額を計算することが求められるなど、コンプライアンスコストの増大につながり、税制の簡素性の観点からは問題があることが批判されている。

¹⁶⁵ Joint Committee on Taxation(2002)。

¹⁶⁶ J. Gravelle 氏(連邦議会調査局シニアスペシャリスト)インタビュー (2002 年 5 月)。

(参考文献)

1 . 労働供給促進税制関連

- 西崎寿美(2002)「Earned Income Tax Credit－アメリカの経験」『ESP』2002年3月号
- 根岸毅宏(1999)「アメリカの EITC(勤労所得税額控除)と所得保障政策」『国学院経済学』第47巻第1号
- 根岸毅宏(2000)「アメリカの EITC(勤労所得控除)の政策的意義と問題点 - 税制を通じた所得保障 (Tax-Base Transfer) の具体例として」『国学院経済学』第48巻第1号
- 橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会、2001年9月
- 樋口美雄・西崎文平・川崎暁・辻健彦(2001)「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」内閣府景気判断・政策分析「イカッション・レポート」DP/01-4
- 森信茂樹(2001)「ワークシェアリングは税額控除と一体で - 雇用対策と税制：オランダの経験」『Nouvelle Epoque』No.5、2001年12月
- Atkinson, A. and J. Stiglitz (1980) 'Lectures on Public Economics' (international edition) McGraw-Hill
- Blundell, R. and H. Hoynes (2001) 'Has "In-work" Benefit Reform Helped the Labour Market?' NBER Working Paper 8546, Oct. 2001
- Blundell, R. and H. Reed (2000) 'The Employment Effects of the Working Families Tax Credit' IFS Briefing Note No.6, April 2000
- Brewer, M. (2000) 'Comparing In-work Benefits and Financial Work Incentives for Low-income Families in the US and the UK' IFS Working Paper WP00/16
- Brewer, M. and P. Gregg (2001) 'Lone Parents, the working Families Tax Credit and Employment in Households with Children' in R. Dickens, J. Wadsworth and P. Gregg (2001) "The State of Working Britain" Centre for Economic Performance, London School of Economics, 2001
- CEA (2000) 'Economic Report of the President' (transmitted to the Congress), Feb. 2000
- Dickert, S., S. Hauser and J. Scholz (1995) 'The Earned Income Tax Credit and Transfer Programs: A Study of Labor Market and Program Participation' (in J. Poterba (ed.)(1995) 'Tax Policy and the Economy Vol.9' MIT Press, 1995)
- Dilnot, A. and J. McCrae (1999) 'Family Credit and the Working Families' Tax Credit' IFS Briefing Note 3/99, IFS (reprinted in OECD Economic Studies No.31, 2000/II)
- Duncan, A. and C. Giles (1996) 'Labour Supply Incentives and Recent Family Credit Reforms' the Economic Journal 106, Jan. 1996
- Eissa, N. and J. Liebman (1996) 'Labor Supply Response to the Earned Income Tax Credit' Quarterly Journal of Economics, May 1996
- Eissa, N. and H. Hoynes (1998) 'The Earned Income Tax Credit and the Labor Supply of Married Couples' NBER Working Paper 6856, Dec. 1998
- GAO (1998) 'Earned Income Credit: ITS' Tax Year 1994 Compliance Study and Recent Efforts to

- Reduce Noncompliance' (Report to the Chairman, Committee on Ways and Means, House of Representatives and to the Honorable Larry E. Craig, US Senate), July 1998
- GAO (2001a) 'Federal Taxes: Information on Payroll Taxes and Earned Income Tax Credit Noncompliance' (testimony by M. Brostek, Director of Tax Issues, before the Committee on Finance, U.S. Senate), U.S. General Accounting Office
- GAO (2001b) 'Earned Income Tax Credit Eligibility and Participation' GAO-02-290R, Dec. 14, 2001
- Gradus, R. and J. Julsing (2001) 'Comparing Different European Income Tax Policies Making Work Pay' OCFEB Research Memorandum 0101, Erasmus University
- Greenstein, R. and I. Shapiro (1998) 'New Research Findings on the Effects of the Earned Income Tax Credit' Center on Budget and Policy Priorities, March 11, 1998
- Hotz, V. and J. Scholz (2000a) 'The Earned Income Tax Credit', prepared for the NBER Conference on Means-Tested Transfers (May 11-12 2000)
- Hotz, V. and J. Scholz (2000b) 'Not Perfect, but Still Pretty Good: The EITC and Other Policies to Support the US Low-Wage Labour Market' OECD Economic Studies, No.31, 2000/II
- IMF (2001) 'Kingdom of the Netherlands: Selected Issues -The Labor Income Tax Credit in an International Perspective' IMF Country Report No.01/96,
- Inland Revenue (2001) 'Your Guide to Working Families' Tax Credit: For employees and the self-employed' WFTC/BK1, U.K., July. 2000
- Inland Revenue (2002) 'Working Families Tax Credit Statistics: Quarterly Enquiry November 2001', U.K.
- IRS (2001a) 'Earned Income Credit (EIC): For use in preparing 2001 returns'(catalog) publication 596, Internal Revenue Office, U.S. Department of the Treasury
- IRS (2001b) 'Internal Revenue Service Data Book 2001', Internal Revenue Office, U.S. Department of the Treasury
- IRS (2002a) 'Compliance Estimates for Earned Income Tax Credit Claimed on 1999 Returns' U.S. Department of Treasury, Feb. 2002
- IRS (2002b) 'Earned Income Tax Credit (EITC) Program Effectiveness and Program Management FY1998-2002' U.S. Department of Treasury, Feb. 2002
- Johnson, N. (2001) 'A Hand Up: How State Earned Income Tax Credits Help Working Families Escape Poverty in 2001' Center on Budget and Policy Priorities report, Dec. 2001
- Liebman, J. (1998) 'The Impact of the Earned Income Tax Credit on Incentives and Income Distribution' (in J. Poterba (ed.)(1998) 'Tax Policy and the Economy Vol.1' MIT Press, 1998)
- Meyer, B. and D. Rosenbaum (1999) 'Welfare, The Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers' NBER Working Paper 7363, Sep. 1999
- Meyer, B. and D. Rosenbaum (2000) 'Making Single Mothers Work: Recent Tax and Welfare Policy and its Effects' NBER Working Paper 7491, Jan. 2000 (Reprinted in National Tax Journal 53, Dec. 2000)

- Ministry of Finance, Netherlands (2001) 'Taxation in the Netherlands 2001', Netherlands, May 2001
- Ministry of Finance, Finland (2001) 'Taxation in Finland 2001', Finland, June 2001
- Ministry of Finance, Belgium (2002) 'Tax Survey 2002', Belgium, March 2002
- OECD (1997) 'Making Work Pay: Taxation, Benefits, Employment and Unemployment' The OECD Jobs Study, OECD
- Pearson, M. and S. Scarpetta (2000) 'An Overview: What Do We Know about Policies to Make Work Pay?' OECD Economic Studies No.31, 2000/II
- Scholz, J. (1996) 'In-work Benefits in the United States: the Earned Income Tax Credit' The Economic Journal 106, Jan. 1996
- Stiglitz, J. (1988) 'Economics of the Public Sector' (2nd ed.) (藪下史郎訳『公共経済学』東洋経済新報社)
- Ventry, D. (2000) 'The Collision of Tax and Welfare Politics' National Tax Journal vol.53, No.4, Dec. 2000

2 . 設備投資促進税制関連

- 跡田直澄(2000)『企業税制改革：実証分析と対策提言』日本評論社、2000年6月
- アメリカ財政研究会(1993)「アメリカ財政研究会報告書-アメリカ財政の現状と課題」大蔵省財政金融研究所
- 伊藤公哉(2001)『アメリカ連邦税法 - 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』中央経済社、2001年8月
- 國枝繁樹(1999)「サブライサイド減税再考」『国際税制研究』No.3、1999年10月
- 経済産業省(2001)「経済活性化のための税制基本問題検討会最終報告書」2001年4月
- 経済産業省(2002)「経済活性化のための企業関係税制に関する研究会」資料
- 渋谷博史(1992)『レーガン財政の研究』東京大学出版会、1992年8月
- 白石賢(1999)「競争力強化における米国税制からのインプリケーション」『ESP』1999年6月号
- 竹中平蔵・高林喜久生・塚越保祐・桑名康夫(1986)「資本コストの国際比較 - 投資インセンティブに関するファクト・ファインディング - 」『フィナンシャル・レビュー』1986年4月
- 田近栄治・油井雄二(1990)「税制と設備投資：平均実効税率、資本収益率、投資行動の日米比較」『フィナンシャル・レビュー』1990年12月
- 田近栄治・油井雄二(1998)「法人税負担の日米比較-資本コストと限界実効税率による分析-」『フィナンシャル・レビュー』1998年3月
- 田近栄治(2002)「税制は人々の行動にどのような影響を与えるか - レーガン税制を考える - 」(政府税制調査会基礎問題小委員会第6回資料)2002年2月
- 田中賢治(1999)「米国経済の変貌-設備投資を中心に-」『調査』No.255、日本開発銀行、1999年5月
- 土志田征一(1986)『レーガノミックス』中央公論社、1986年11月
- 西野万里(1998)『法人税の経済分析』東洋経済新報社、1998年4月
- 日本租税研究協会(1986)「1986年米国税制改革法の解説」税制基本問題研究会資料

- 彦谷貴子(1999)「レーガン税制の評価」『Intellectual Cabinet』No.8、東京財団、1999年5月
- 前川聡子(1999)「レーガン税制改革の教訓 - 経済活動への効果と資本コストへの影響をみる - 」『国際税制研究』No.3、1999年10月
- 水野忠恒(1988)『アメリカ法人税の法的構造 - 法人取引の課税理論』有斐閣、1988年4月
- 宮島洋(1985)「アメリカの税制改革提案について」『経済学論集』51-3、1985年10月
- Auerbach, A. (1987) 'The Tax Reform Act of 1986 and the Cost of Capital' *Economic Perspectives* vol.1, No.1, summer 1987
- Auerbach, A. and K. Hasset (1992) 'Investment, Tax Policy and The Tax Reform Act of 1986' (in J. Slemrod (ed.)(1992) 'Do taxes matter?: The Impact of the Tax Reform Act of 1986' MIT Press, 1992)
- Auerbach, A. and J. Poterba (1987) 'Why Have Corporate Tax Revenues Declined? NBER Working Paper 2118, Jan. 1987
- Auerbach, A. and J. Slemrod (1997) 'The Economic Effects of the Tax Reform Act of 1986' *Journal of Economic Literature*, June 1997
- Bosworth, B. (1985) 'Taxes and the Investment Recovery' *Brookings Papers on Economic Activity*, 1:1985
- Bosworth, B. and G. Burtless (1992) 'Effects of Tax Reform on Labor Supply, Investment, and Saving' *Journal of Economic Perspectives*, winter 1992
- CEA (1982) 'Economic Report of the President' (transmitted to the Congress), Feb. 1982 (邦訳『1982年版アメリカ経済白書』経済企画庁調査局)
- CEA (1987) 'Economic Report of the President' (transmitted to the Congress), Feb. 1987 (邦訳『1987年版アメリカ経済白書』日本評論社)
- Deloitte Haskins+Sells (1983) 'Accelerated Cost Recovery System'
- Department of Treasury (1984) 'Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth' (財務省報告) (邦訳「公平・簡素および経済成長のための“税制改革”」今日社、1985年6月)
- Goolsbee, A. (1998) 'Taxes and the quality of capital' NBER Working Paper 6731, Sep. 1998
- Gravelle, J. (1993) 'What Can Private Investment Incentives Accomplish? The Case of the Investment Tax Credit' *National Tax Journal* vol.46, No.3, Sep. 1993
- Gravelle, J. (1994) 'The Economic Effects of Taxing Capital Income', MIT Press
- Gravelle, J. (2002) 'Using Business Tax Cuts to Stimulate the Economy' CRS Report for Congress, 2002.1.25
- Hasset, K. and R. Hubbard (1996) 'Tax Policy and Investment' NBER Working Paper 5683, July 1996
- Hines, J. (1998) 'Investment Ramifications of Distortionary Tax Subsidies' NBER Working Paper 6615, June 1998
- Joint Committee on Taxation (2002) 'Background Materials on Alternative Minimum Tax and Capital Cost Recovery Prepared for the House Committee on Ways and Means Tax Policy

Discussion Series' (scheduled for a Discussion by the House Committee on Ways and Means on March 14, 2002)

Lindsey, L. (1990) 'The Growth Experiment: How the New Tax Policy Is Transforming the U.S. Economy', Basic Books

McIntyre, R. and D. Wilhelm (1985) 'Corporate Taxpayers & Corporate Freeloaders: Four Years of Continuing, Legalized Tax Avoidance by America's Largest Corporations 1981-84' Citizens for Tax Justice, Aug. 1985

U.S. Senate (1981) 'Economic Recovery Tax Act of 1981' (Report of the Committee on Finance, US Senate), U.S. Government Printing Office, 1981

3 . 研究開発促進税制関連

青木寅男(1992)「米国の研究・開発費の税制と税務」『租税研究』92年10月号

入江帝(1998)「グローバル経済下における研究開発(R&D)と税制の経済効果に関する一考察 - 1980年代のアメリカの租税政策を中心として - 」『大阪学院大学経済論集』第11巻第3号、1998年3月

経済産業省(2002)「経済活性化のための企業関係税制に関する研究会」資料

小池良(1999)「増加試験研究費の税額控除等」『税理』Vol.42, No.6

古賀款久(1998)「税制と研究開発投資」『Business Review』vol.45, No.3

成松洋一(1997)『試験研究費の法人税務』大蔵財務協会

Bloom, N., L. Chennells, R. Griffith and J. van Reenen (1996) 'How Has Tax Affected the Changing Cost of R&D? : Evidence from Eight Countries' IFS Working Paper WP97/3, Oct. 1996

Bloom, N., R. Griffith and A. Klemm (2001) 'Issues in the Design and Implementation of an R&D Tax Credit for UK Firms' IFS Briefing Notes No.15, Jan. 2001

Bloom, N., R. Griffith and J. van Reenen (2000) 'Do R&D Tax Credits Work? Evidence from an International Panel of Countries 1979-1994' IFS Working Paper W99/8, Nov. 2000

David, P., B. Hall and A. Toole (1999) 'Is Public R&D a Complement or Substitute for Private R&D? A Review of the Econometric Evidence' NBER Working Paper 7373, Oct.1999, (reprinted in Research Policy vol.29, May 2000)

Griffith, R. (2000) 'How Important Is Business R&D for Economic Growth and Should the Government Subside It? IFS Briefing Note No.12, Oct. 2000

Griffith, R., S. Redding and J. van Reenen (2001) 'Measuring the Cost-effectiveness of an R&D Tax Credit for the UK' Fiscal Studies vol.22, No.3, IFS

Griffith, R., M. Hawkins and H. Simpson (2002) 'Response to Consultative Note "Design for Innovation"' IFS Briefing Note No.23, March 2002

Guellec, D. and B. van Pottelsberghe (2000) 'The Impact of Public R&D Expenditure on Business R&D' DSTI working Paper, OECD, Feb. 2000

Hall, B. and J. van Reenen (1999) 'How Effective Are Fiscal Incentives for R&D? A Review of the

- Evidence' NBER Working Paper 7098, April 1999, (reprinted in Research Policy vol.29, May 2000)
- HM Treasury and Inland Revenue (2001a) 'Increasing Innovation- A Consultation Paper Budget 2001', March 2001
- HM Treasury and Inland Revenue (2001b) 'Designs for Innovation- A Consultative Note', Dec. 2001
- Inland Revenue (2000) 'Finance ACT 2000 – Research & Development (Guidance on the New Definition of Research and Development, R&D Tax Credits for Small and Medium-sized Companies'
- Jones, C. and J. Williams (1998) 'Measuring the Social Return to R&D' The Quarterly Journal of Economics, Nov. 1998
- Mamuneas, T. and M. Nadiri (1996) 'Public R&D Policies and Cost Behavior of the US Manufacturing Industries' Journal of Public Economics 63
- OECD (2001) 'Measuring the Value of R&D Tax Treatment in OECD Countries' STI Review No.27, OECD
- van Reenen, J. (1997) 'Why Britain Had Slower R&D Growth?' Research Policy

4 . 人的資本形成促進税制関連

- 黒澤昌子(1999)「高等教育市場の変遷：米国における例をもとに」(八代尚宏編(1999)『市場重視の教育改革』所収)
- テッド・コルデリー他(1993)「機会を拡大するための教育を実現する」『変革への提言』
- 内閣府(2001)「パウチャーについて() - 能力開発における諸外国の経験」内閣府政策効果分析レポート No.10、2001年11月
- 野村亜紀子(2001)「米国の教育資金向け税制優遇 - 資産運用業界における関心の高まり」『資本市場クォーターリー』2001 autumn、野村総合研究所
- CBO (2000a) 'An Economic Analysis of the Taxpayer Relief Act of 1997' CBO Paper, Congressional Budget Office, April 2001
- CBO (2000b) 'Options to Expand Federal Health, Retirement, and Education Activities' CBO Memorandum, June 2000
- CEA (2000) 'Economic Report of the President' (transmitted to the Congress), Feb. 2000
- Department of Education (1997) 'Families' Guide to the 1997 Tax Cuts for Education', U.S. Departemnt of Education
- Dynarski, S. (1999) 'Does Aid Matter? Measuring the Effect of Student Aid on College Attendance and Completion' NBER Working Paper 7422, Nov. 1999
- Dynarski, S. (2000) 'HOPE for Whom? : Financial Aid for the Middle Class and its Impact on College Attendance' NBER Working Paper 7756, June 2000 (reprinted in National Tax Journal vol.53 No.3, Sep. 2000)

- Gravelle, J. and D. Zimmerman (1997) 'Tax Subsidies for Higher Education: An Analysis of the Administration's Proposal' CRS Report for Congress, Congressional Research Service, May 1997
- Hauptman, A. (2000) 'Vouchers and American Higher Education', (in C. Steuerle, R. Reischauer, V. Ooms and G. Peterson (ed.)(2000) "Vouchers and the Provision of Public Services' Urban Institute Press and Brookings Institution Press)
- Hoxby, C. (1998) 'Tax Incentives for Higher Education' (in J. Poterba (ed.)(1998) 'Tax Policy and the Economy Vol.12' MIT Press, 1998)
- IRS (2001a) 'Tax Benefits for Higher Education' (catalog) publication 970, Internal Revenue Service, U.S. Department of Treasury
- IRS (2001b) 'Tax Benefits for Work-Related Education' (catalog) publication 508, Internal Revenue Service, U.S. Department of Treasury
- IRS (2001c) 'Scholarships and Fellowships' (catalog) publication 520, Internal Revenue Service, U.S. Department of Treasury
- Joint Committee on Taxation (1997) 'General Explanation of Tax Legislation Enacted in 1997' prepared by the staff of Joint Committee on Taxation, Dec. 1997
- Kane, T. (1995) 'Rising Public College Tuition and college entry: How Well Do Public Subsidies Promote Access to College?' NBER Working Paper 5164, July 1995
- Kane, T. (1997) 'Beyond Tax Relief: Long-term Challenges in Financing Higher Education' National Tax Journal vol.50, No.2, June 1997
- Kane, T. (1998) 'Savings Incentives for Higher Education' National Tax Journal vol.51, No.3, Sep. 1998
- McPherson, M. and M. Schapiro (1991) 'Does Student Aid Affect College Enrollment? New Evidence on a Persistent Controversy' American Economic Review vol.81, No.1, March 1991
- McPherson, M. and M. Schapiro (1997) 'Financing Undergraduate Education: Designing National Policies' National Tax Journal vol.50, No.3, Sep. 1997
- NCS Pearson (2002) 'Title IV / Federal Pell Grant Program End-of-Year Report 2000-2001' submitted to Office of Postsecondary Education, the U.S. Department of Education
- Steuerle, E. (1997) 'A Principled Approach to Educational Policy' National Tax Journal vol.50, No.1, June 1997

5 . AMT 関連

- 伊藤公哉 (2001) 『アメリカ連邦税法 - 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』 中央経済社、2001年8月
- 浦野晴夫(1989) 「アメリカ税法上の確定決算基準の新たな展開」 『立命館経営学』 第27巻第5、6号
- 浦野晴夫(1990) 「アメリカ法人税法における代替ミニマム・タックスについて」 『産業経理』 第49巻第4

号、1990年1月

- 西野万里(1998)『法人税の経済分析：租税回避と転嫁・帰着』東洋経済新報社、1998年4月
- 宮島洋(1985)「アメリカの税制改革提案について」『経済学論集』第51巻第3号
- 安井明彦(2001)「ブッシュ減税のインパクト」『ワシントン・イシュー・ブリーフ』富士総合研究所、2001年6月15日
- 安井明彦(2002)「迫られるブッシュ減税の見直し～無視できないAMT問題～」『みずほUSリサーチ』No.009、2002年5月10日
- U.S.タックス研究会(1988)「米国法人税法の調べ方」『国際商事法務』vol.16, No.11
- 吉牟田勲(1981)「租税特別措置縮減の方法としてのミニマム・タックスの研究」(『日本税法学会創立30周年記念祝賀税法論文集 - 税法学の基本問題 - 』(1981年9月)所収)
- 渡辺徹也(1994)「確定決算主義の再考」(『企業監査とリスク管理の法構造』(1994年9月)所収)
- 渡辺徹也(1997)「租税優遇の規制と法人ミニマムタックス」『税法学』538、1997年11月
- Bernheim, B. (1989) 'Incentive Effects of the Corporate Alternative Minimum Tax' (in "Tax Policy and the Economy" NBER, March 1989)
- CBO (2000) 'An Economic Analysis of the Taxpayer Relief Act of 1997' CBO Paper, Congressional Budget Office, April 2001
- Department of Treasury (1984) 'Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth' (財務省報告) (邦訳「公平・簡素および経済成長のための“税制改革”」今日社、1985年6月)
- Gale, W. and S. Potter (2002) 'An Economic Evaluation of the Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001' Brookings Institution
- GAO (1995) 'Tax Policy Experience with the Corporate Alternative Minimum Tax'
- GAO (2000) 'Alternative Minimum Tax: An Overview of Its Rationale and Impact of Individual Taxpayers' (Report to the Chairman, Committee on Finance, US Senate) Aug. 2000
- GAO (2001) 'Alternative Minimum Tax: Overview of Its Rationale and Impact on Individual Taxpayers' (testimony by J. White before the Committee on Finance, US Senate), March 8, 2001
- Harvey, R. and J. Tempalski (1997) 'The Individual AMT: Why It Matters' National Tax Journal vol.50 No.3, Sep. 1997
- Joint Committee on Taxation (1998) 'Present Law and Issues Relating to the Individual Alternative Minimum Tax ("AMT")' (scheduled for a Hearing before the House Committee on Ways and Means), Feb. 4, 1998
- Joint Committee on Taxation (1999) 'Overview of Present Law and Issues Relating to Individual Income Taxes'
- Joint Committee on Taxation (2001) 'Overview of Present Law and Economic Analysis Relating to the Marriage Tax Penalty, the Child Tax Credit, and the Alternative Minimum Tax' (scheduled for a Public Hearing before the Senate Committee on Finance on March 8, 2001)
- Joint Committee on Taxation (2002) 'Background Materials on Alternative Minimum Tax and

Capital Cost Recovery Prepared for the House Committee on Ways and Means Tax Policy Discussion Series' (scheduled for a Discussion by the House Committee on Ways and Means on March 14, 2002)

Kouno, K. (1990) 'The Minimum Tax under the U.S. Individual Income Tax Law' 『拓殖大学論集』 No. 182, Jan. 1990

Levine, L. (2001) 'Saving for College Through Qualified Tuition (Section 529) Programs'

Lyon, A. (1992) 「税制、資本コストと国際競争力：アメリカの代替ミニマム税制度からの視点」『フィナンシャル・レビュー』1992年10月号

Lyon, A. (1997) 'Cracking the Code: Making Sense of the Corporate alternative Minimum Tax' Brookings Institution Press

Lyon, A. (1990) 'Investment Incentives under the Alternative Minimum Tax' National Tax Journal vol.43, No.4, Dec. 1990

McIntyre, R. and D. Wilhelm (1985) 'Corporate Taxpayers & Corporate Freeloaders: Four Years of Continuing, Legalized Tax Avoidance by America's Largest Corporations 1981-84' Citizens for Tax Justice, Aug. 1985

Saxton, J. (2001) 'The Alternative Minimum Tax For Individuals: A Growing Burden' US Congress

Wood, R. and N. Hanrahan (1988) 'The Corporate alternative minimum tax as a State Revenue Source' National Tax Journal vol.41, No. 3